

第5次古賀市総合計画

アクションプラン

(令和8～11年度)

古賀市

令和8年2月

目次

I アクションプランの概要

1	アクションプランの目的と位置づけ	2
2	アクションプランの策定	2
3	計画の進行管理	3
4	将来像	4
5	施策の大綱	6

II 実施事業

	すべての人が尊重し合い 未来を拓く子どもたちが輝くまち	11
政策 1-1	子育て支援の充実	12
施策 1-1-1	みんなで見守る子育て支援の推進	12
施策 1-1-2	子育ての経済的負担の軽減	15
施策 1-1-3	幼児教育・保育サービスの充実	18
政策 1-2	学校教育の充実	20
施策 1-2-1	未来を切り拓く教育の充実	20
施策 1-2-2	学校教育施設の充実	24
政策 1-3	つながりを深める学ぶ機会の充実	27
施策 1-3-1	青少年が健やかに育つ環境の充実	28
施策 1-3-2	明るく元気に交流し合うスポーツ活動の促進	31
施策 1-3-3	豊かな心を育む文化芸術活動の促進	33
施策 1-3-4	郷土愛を育む文化財の保存・活用	34
施策 1-3-5	読む・学ぶ・調べる図書館活動の推進	36
施策 1-3-6	学び合いを支える社会教育活動の活性化	38
政策 1-4	人権と多様性の尊重	41
施策 1-4-1	すべての人権の尊重	41
施策 1-4-2	性別にとらわれない多様な生き方の尊重	44
施策 1-4-3	ジェンダー平等の実現と男女共同参画の推進	45
施策 1-4-4	自分らしく暮らせる多文化共生の推進	46
	すべての人が地域で支え合い 健やかに暮らせるまち	49
政策 2-1	地域保健の推進と医療との連携促進	50
施策 2-1-1	人とまちの健康づくりの推進	50
施策 2-1-2	保健の充実と医療連携	52
政策 2-2	介護予防と高齢者福祉の推進	57
施策 2-2-1	みんなで支え合う介護予防の推進	57
施策 2-2-2	最期まで尊厳のある暮らしを続けるための支援の充実	59
政策 2-3	障がい者福祉の推進	63
施策 2-3-1	地域で安心して生活するための支援の充実	63
施策 2-3-2	自分らしさを発揮できる社会参加の促進	66

政策 2 - 4 地域福祉の推進と包括的支援の充実.....	68
施策 2 - 4 - 1 困ったときに頼り合える地域福祉の推進.....	68
施策 2 - 4 - 2 自立支援の推進と包括的支援の充実	71
産業が暮らしを支え 地域をつなぎ すべての人が豊かさとにぎわいを感じられるまち	75
政策 3 - 1 商工業・観光の活性化.....	76
施策 3 - 1 - 1 活気とにぎわいを創り出す商工業の活性化.....	76
施策 3 - 1 - 2 企業立地の促進と新たな雇用の創出	78
施策 3 - 1 - 3 魅力あふれる観光の活性化.....	79
政策 3 - 2 農林業の振興	81
施策 3 - 2 - 1 農地の保全と有効活用	81
施策 3 - 2 - 2 持続可能な農業経営の推進.....	83
施策 3 - 2 - 3 森林を守る林業の振興	85
都市基盤と環境が調和し すべての人が快適で安心して暮らせるまち	87
政策 4 - 1 良好な都市環境の形成.....	88
施策 4 - 1 - 1 地域特性に応じた土地利用の推進	89
施策 4 - 1 - 2 地域二一ズを踏まえた公園の整備・維持管理.....	91
施策 4 - 1 - 3 快適な道路網の整備	91
施策 4 - 1 - 4 安全・安心な水道サービスの持続	93
施策 4 - 1 - 5 下水道の整備と経営基盤の強化.....	95
政策 4 - 2 持続可能な公共交通の実現	97
施策 4 - 2 - 1 持続可能な公共交通ネットワークの確立.....	97
施策 4 - 2 - 2 公共交通の利用促進	98
政策 4 - 3 命と暮らしを守る対策の推進	100
施策 4 - 3 - 1 暮らしの安全の確保	101
施策 4 - 3 - 2 命を守る防災・危機管理の推進	103
政策 4 - 4 環境の保全と継承	107
施策 4 - 4 - 1 快適な生活環境の保全	108
施策 4 - 4 - 2 資源を有効に活用する循環型社会の形成.....	110
施策 4 - 4 - 3 環境と人と動物のよりよい関係を築く動物愛護の推進.....	111
施策 4 - 4 - 4 豊かな恵みを次世代へ引き継ぐ自然環境と生物多様性の保全	113
施策 4 - 4 - 5 私たちにできる地球温暖化の防止	115
施策 4 - 4 - 6 「環」をつなぐ環境教育の推進	116
すべての人が つながり 考え 創る みんなが主役のまち	118
政策 5 - 1 基本構想の推進	120
施策 5 - 1 - 1 みんなでつながる地域づくりの推進	121
施策 5 - 1 - 2 積極的な情報発信・情報共有とシティプロモーションの推進	122
施策 5 - 1 - 3 市民から信頼される持続可能な行財政運営.....	124

Ⅲ 参考資料

1 まちの状態・課題指標一覧.....	142
---------------------	-----

本アクションプランにおいては、「平成 31 年度」又は「H31」の表記を「令和元（2019）年度」又は「R 元」に統一しています。

I アクションプランの概要

1 アクションプランの目的と位置づけ

わが国の社会経済情勢は、少子高齢化や人口減少の急速な進行による人口構成の変化、自然災害をはじめとするさまざまなリスクに対する危機管理意識の高まりなどにより、大きく変化しています。このようななか、先人たちにより培われた本市の強みや地域特性、有用な資源を最大限に活かし、未来へつなぐとともに、必要な市民サービスを安定的に供給する、持続可能な都市となるためには、中長期的な視点と時代の変化に的確に対応する短期的な視点の両方を持ち合わせた計画の策定が望まれます。

第5次古賀市総合計画は、めざす都市イメージとその実現のための政策をまとめ、持続可能なまちづくりの指針であり、「基本構想」と「アクションプラン」の2層で構成しています。

「基本構想」は、中長期的展望に立ち、市がめざすべき将来の都市イメージ及びこれを達成するための基本的な方針を示します。

「アクションプラン」は、基本構想に位置付けられた将来の都市イメージを実現するために実施する具体的な施策・事務事業を示します。

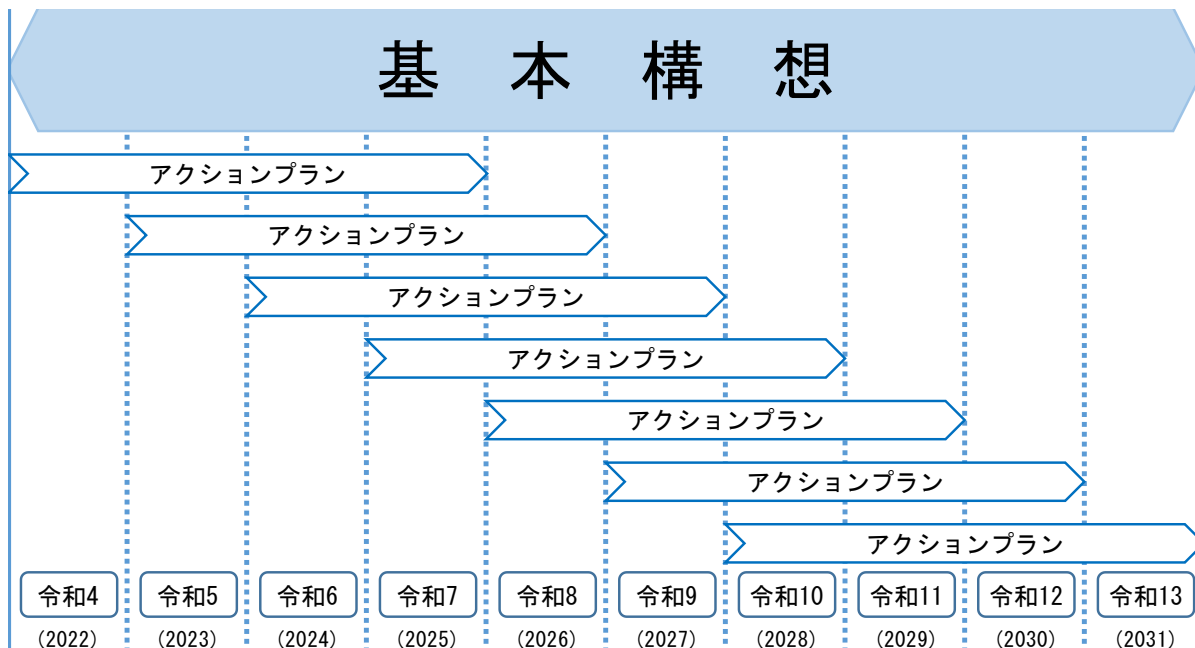
2 アクションプランの策定

(1) 策定方法

社会経済情勢の変化に対応し、実効性・弾力性・即応性を備えた計画とするため、期間を4年間とし、毎年度ローリング方式により見直します。

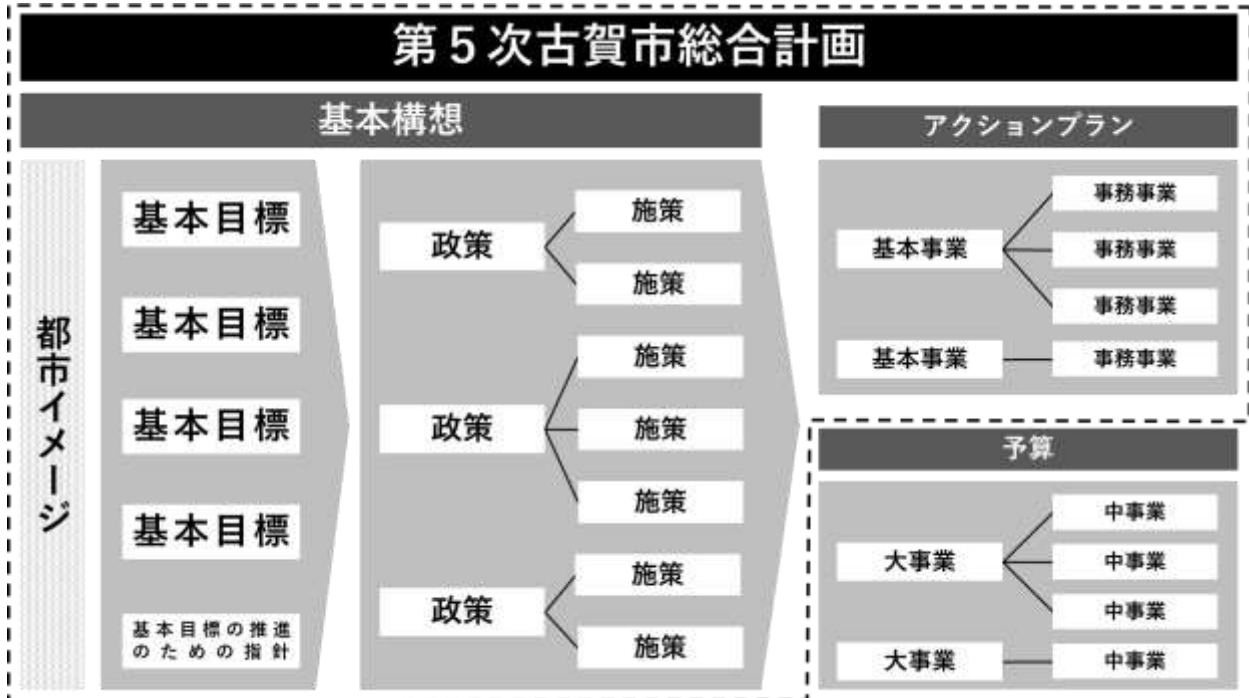
(2) 計画期間

令和8（2026）年度から令和11（2029）年度までの4年間の計画とします。



3 計画の進行管理

アクションプラン、予算編成、政策検証を効果的に連動させ、進行管理を行います。また、有識者や市民などによる複合的な視点を取り入れた検証を行います。



— 都市イメージ —

ひと育つ

こが育つ

人がまちを支え まちが産業を支え 産業が人を支え

みんなが育つ

未来に向かって育ち続けるまち

－ 基本目標 －

すべての人が尊重し合い 未来を拓く子どもたちが輝くまち

一人ひとりが個性を認め合い
子どもたちの育ちと学びをまちぐるみで支え
誰もが心豊かに 自分らしく生きられるまちをめざします

すべての人が地域で支え合い 健やかに暮らせるまち

子どもも高齢者も障がいのある人もない人も
誰もが生きがいを持ち 住み慣れた地域で 支え 支えられ
健康で安心して暮らせるまちをめざします

産業が暮らしを支え 地域をつなぎ すべての人が豊かさにとぎわいを感じられるまち

豊かな自然や優れた交通利便性を活かし 産業が地域経済を支え
まちに活力を生み出すとともに 人々の交流が新たな魅力を創り出し
活気にとぎわいにあふれるまちをめざします

都市基盤と環境が調和し すべての人が快適で安心して暮らせるまち

都市と自然が調和した土地利用のもと
居心地がよく利便性の高い暮らしを実現し 安全な都市基盤に支えられ
将来にわたり 誰もが安心して暮らせるまちをめざします

－ 基本構想の推進のための指針 －

すべての人が つながり 考え 創る みんなが主役のまち

「自分たちのまちは自分たちでつくる」という意識のもと
多様な主体が 互いを信頼し 協力し合い まちづくりを進める
みんなが主役のまちをめざします

5 施策の大綱

ひと育つ こが育つ

すべての人が尊重し合い 未来を拓く子どもたちが輝くまち

子育て支援の充実

- みんなで見守る子育て支援の推進
- 子育ての経済的負担の軽減
- 幼児教育・保育サービスの充実

学校教育の充実

- 未来を切り拓く教育の充実
- 学校教育施設の充実

つながりを深める学ぶ機会の充実

- 青少年が健やかに育つ環境の充実
- 明るく元気に交流し合うスポーツ活動の促進
- 豊かな心を育む文化芸術活動の促進
- 郷土愛を育む文化財の保存・活用
- 読む・学ぶ・調べる図書館活動の推進
- 学び合いを支える社会教育活動の活性化

人権と多様性の尊重

- すべての人権の尊重
- 性別にとらわれない多様な生き方の尊重
- ジェンダー平等の実現と男女共同参画の推進
- 自分らしく暮らせる多文化共生の推進

すべての人が地域で支え合い 健やかに暮らせるまち

地域保健の推進と医療との連携促進

- 人とまちの健康づくりの推進
- 保健の充実と医療連携

介護予防と高齢者福祉の推進

- みんなで支え合う介護予防の推進
- 最期まで尊厳のある暮らしを続けるための支援の充実

障がい者福祉の推進

- 地域で安心して生活するための支援の充実
- 自分らしさを発揮できる社会参加の促進

地域福祉の推進と包括的支援の充実

- 困ったときに頼り合える地域福祉の推進
- 自立支援の推進と包括的支援の充実

人がまちを支え まちが産業を支え 産業が人を支え みんなが育つ 未来に向かって育ち続けるまち

産業が暮らしを支え 地域をつなぎ すべての人が豊かさにとぎわいを感じられるまち

商工業・観光の活性化

- 活気にとぎわいを創り出す商工業の活性化
- 企業立地の促進と新たな雇用の創出
- 魅力あふれる観光の活性化

農林業の振興

- 農地の保全と有効活用
- 持続可能な農業経営の推進
- 森林を守る林業の振興

都市基盤と環境が調和し すべての人が快適で安心して暮らせるまち

良好な都市環境の形成

- 地域特性に応じた土地利用の推進
- 地域ニーズを踏まえた公園の整備・維持管理
- 快適な道路網の整備
- 安全・安心な水道サービスの持続
- 下水道の整備と経営基盤の強化

持続可能な公共交通の実現

- 持続可能な公共交通ネットワークの確立
- 公共交通の利用促進

命と暮らしを守る対策の推進

- 暮らしの安全の確保
- 命を守る防災・危機管理の推進

環境の保全と継承

- 快適な生活環境の保全
- 資源を有効に活用する循環型社会の形成
- 環境と人と動物のよりよい関係を築く動物愛護の推進
- 豊かな恵みを次世代へ引き継ぐ自然環境と生物多様性の保全
- 私たちにできる地球温暖化の防止
- 「環」をつなぐ環境教育の推進

すべての人がつながり 考え 創る みんなが主役のまち

基本構想の推進

- みんなでつながる地域づくりの推進
- 積極的な情報発信・情報共有とシティプロモーションの推進
- 市民から信頼される持続可能な行財政運営

Ⅱ 実施事業

★ 実施事業の構成

第5次古賀市基本構想における政策体系に沿って、政策、施策、基本事業、事務事業に係る内容を掲載しています。

★ 実施事業の掲載内容

<p>政 策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 政策の目的（政策によってめざすまちの姿） ■ 現状と課題 ■ まちの状態・課題指標 <p>※「実績」欄のうち、アンケート調査や統計調査が実施されていない場合や実績が把握できていない場合は「網掛け」、統計調査の結果が公表されていないなどの理由により現時点で実績が把握できていない場合は「集計中」と記載しています。</p> <p>※「めざす方向性」欄は、政策・施策・事業の実施による「めざす方向性」が設定できる指標の場合には「↑」「→」「↓」のいずれか、政策や施策の前提となる「状態・状況」を示すような指標の場合には「-」と記載しています。</p>
<p>施 策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 施策の目標 ■ 現状と課題 ■ まちの状態・課題指標 <p>※「実績」欄、「めざす方向性」欄の記載方法は政策の「まちの状態・課題指標」と同様です。</p>
<p>基 本 事 業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 内容 ■ 成果指標 <p>※「実績」欄、「めざす方向性」欄の記載方法は政策の「まちの状態・課題指標」と同様です。</p>
<p>事 務 事 業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 実施する事業名 ■ 実施年度 <p>※「R8」欄は、令和8（2026）年度の当初予算額、職員人件費のみの事業など担当課の予算がない場合は「-」と記載しています。</p> <p>※「R9」「R10」「R11」欄は、事業実施の予定がない場合は空欄、事業継続の場合は「○」と記載しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 担当課

すべての人が尊重し合い 未来を拓く子どもたちが輝くまち

政策	施策	基本事業	事務事業	
1-1 子育て支援の充実	1 みんなで見守る子育て支援の推進	1 妊娠・出産・乳幼児期支援事業	妊産期支援事業 産前・産後支援事業 乳幼児健康支援事業 小児感染症対策事業	
		2 乳幼児親子交流・支援事業	子育て応援事業 乳幼児親子交流・支援事業 地域乳幼児親子交流・支援事業	
		3 子ども発達支援事業	子ども発達支援事業	
		4 児童権利擁護事業	児童権利擁護事業	
	2 子育ての経済的負担の軽減	1 子育て世帯経済的支援事業	児童手当事業 児童扶養手当事業 特別児童扶養手当事業	
		2 ひとり親家庭等支援事業	ひとり親家庭等支援事業	
		3 妊娠・出産経済的支援事業	妊娠経済的支援事業 出産経済的支援事業	
		4 修学支援事業	就学援助事業 修学・進学等支援事業	
		5 子育て支援医療事業	子ども医療事業 ひとり親家庭等医療事業	
	3 幼児教育・保育サービスの充実	1 幼児教育・保育提供事業	公立保育所管理運営事業 幼児教育・保育支援事業 保育サービス提供事業 保育提供体制確保事業 私立保育施設整備支援事業	
		2 幼児教育・保育向上事業	幼児教育・保育向上事業	
	1-2 学校教育の充実	1 未来を切り拓く教育の充実	1 学力・体力向上推進事業	外国語教育促進事業 ICT教育推進事業 キャリア教育推進事業 学校読書活動推進事業 部活動活性化事業
			2 学校・地域連携推進事業	学校運営協議会事務 学習支援アシスタント事業
			3 特別支援教育推進事業	特別支援教育推進事業
			4 学習支援体制充実事業	多様な人的配置推進事業 教育相談事業 教職員指導力向上事業
5 学校運営事業			学校運営事業 学力調査事業	
6 教職員管理事務			教職員管理事務	
2 学校施設管理の充実		1 学校施設管理事業	学校施設管理事業	
		2 給食センター管理運営事業	給食センター管理運営事業 給食管理事業	
1-3 つながりを通じた学びの充実		1 青少年が健やかに育つ環境の充実	1 青少年健全育成対策事業	青少年健全育成対策事業
			2 青少年育成活動推進事業	青少年育成活動推進事業
			3 児童センター管理運営事業	児童センター管理運営事業
			4 学童保育所管理運営事業	学童保育所管理運営事業
	5 スタンドアロン支援事業		スタンドアロン支援事業	
	2 明るく元気に交流し合うスポーツ活動の促進	1 スポーツ活動推進事業	スポーツ活動推進事業	
		2 スポーツ活動支援事業	スポーツ活動支援事業	
		3 スポーツ施設管理事業	スポーツ施設管理事業 クロスリッジが管理事業	
	3 豊かな心を育む文化芸術活動の促進	1 文化芸術振興事業	文化芸術振興事業	
		1 文化財調査・研究推進事業	民間受託事業等発掘調査事業 文化財調査指定事業 国史跡船原古墳調査整理事業	
	4 郷土愛を育む文化財の保存・活用	2 文化財公開・活用事業	文化財公開・活用事業	
		3 文化財関連施設管理事業	文化財関連施設管理事業	
5 読む・学ぶ・調べる図書館活動の推進	1 図書館運営事業	図書館運営事業		
	2 読書活動促進事業	読書活動促進事業		
6 学び合いを支える社会教育活動の活性化	1 生涯学習推進事業	成人祝賀事業 リーバスカレッジ事業		
	2 公民館活動推進事業	公民館活動推進事業		
	3 社会教育関連施設管理事業	生涯学習センター管理事業 図書館・歴史資料館管理事業		
1-4 人権と多様性の尊重	1 すべての人権の尊重	1 人権意識向上事業	人権意識向上事業	
		2 人権擁護事業	人権擁護事業	
		3 人権関連施設管理事業	人権関連施設管理事業 隣保館・地域集会所管理事業	
	2 性別にとらわれない多様な生き方の尊重	1 性の多様性尊重事業	パートナーシップ・ファミリーシップ宣言制度推進事業 性の多様性理解促進事業	
	3 ジェンダー平等の実現と男女共同参画の推進	1 男女共同参画推進事業	男女共同参画推進事業	
		2 DV対策事業	DV対策事業	
	4 自分らしく暮らせる多文化共生の推進	1 多文化共生推進事業	多文化共生支援事業 多文化交流促進事業	

政策 1 – 1 子育て支援の充実

■ 政策の目的（政策によってめざすまちの姿）

○みんなで見守る安全・安心な環境のなかで誰もが子育てを楽しみ、すべての子どもがいきいき育つまち

■ 現状と課題

- ・ 家族のあり方の多様化、地域とのつながりの希薄化、共働き家庭の増加など、社会環境は変化しています。相談できる相手がおらず、不安や悩みを抱えて孤立する妊婦や子育て家庭が増加し、児童虐待の相談件数も増加傾向にあり、かつて家族が担っていた子育て家庭を支える環境を時代にふさわしいかたちでつくる必要があります。
- ・ 20代や30代の若い世代が理想の子ども数を持たない理由は、「子育てや教育にお金がかかり過ぎるから」が最も多くなっており、経済的な不安が子育てに影響を及ぼしていると考えられます。特にひとり親家庭や低所得世帯の親など、経済的に厳しいなかで子育てをしなければならない場合には、社会的孤立を招きやすく、生活基盤を整えるための支援が重要です。
- ・ 就学前児童数は減少傾向にありますが、一定した保育ニーズは継続しています。待機児童数は、年度初めにはゼロを堅持しているものの、年度末に向けて徐々に増加していることから、今後の保育ニーズを見極めながら、対策を講じる必要があります。
- ・ 乳幼児期は、人格形成の基礎を培う大切な時期であることから、幼児教育の質の向上も求められており、安心して子育てができる環境を整備するとともに、子育て家庭の多様な教育ニーズ・保育ニーズへの対応が必要となっています。

■ まちの状態・課題指標

指標名	単位	実績					めざす方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
親と子どもから成る核家族世帯数	世帯	4,926					－
子育てに関する悩みの相談先が「近所の人、地域の知人」と回答した保護者の割合	就学前児童					10.5	－
	小学生					19.9	－

施策 1 – 1 – 1 みんなで見守る子育て支援の推進

■ 施策の目標

- ・ すべての保護者が安心して子どもを産み育て、すべての子どもが健全に育っている状態

■ 現状と課題

- ・ 家族のあり方の多様化、地域とのつながりの希薄化、共働き家庭の増加など、子育て家庭を取り巻く環境は変化しており、今後も不安や悩みを抱えて孤立する子育て家庭の増加が見込まれることから、専門職による訪問や相談支援、乳幼児親子の居場所の提供や交流促進、子どもの発達に関する相談支援、児童虐待の早期発見・早期対応など、出産前から子どもの自立まで切れ目のない支援の充実を図る必要があります。
- ・ 古賀市子ども・子育て支援に関するアンケート（令和6（2024）年実施）において、「子育てに関する悩みの相談先」の質問では、「近所の人、地域の知人」と回答した保護者の割合は、就学前児童の保護者10.5%、小学生の保護者19.9%と、前回調査における就学前児童の保護者20.2%、小学生の保護者26.0%（平成30（2018）年度実施）より減少しており、地域でのつながりの希薄化がうかがえます。子育て家庭が身近な地域で顔の見える関係を築くため、親子が集い、交流する場の提供や地域と行政が一体となって子育て家庭を支援する体制を構築する必要があります。
- ・ 「子育てをするうえで特に不安に思っていることや悩んでいること」の質問では、「不安に思うことは特にない」と回答したのは、就学前児童の保護者9.1%、小学生の保護者16.9%であり、多くの保護者が何らかの不安を抱えていることがうかがえます。子育て家庭への保健指導や相談支援を通して、育児の不安や悩みの相談を受け、子育てに関する適切な情報提供を行う必要があります。また、状況に応じて関係機関と連携し支援につなげる必要があります。

- ・子育て家庭、とりわけひとり親家庭の親は、ひとりで生計の維持と子育てを担わなければならないことから、経済的に厳しく、社会的に孤立し、ひとりで困難を抱えてしまう傾向にあります。また、低所得世帯の親においても、同様の傾向が見られます。ひとり親家庭等の悩みに寄り添うことができるよう相談体制や支援の充実を図る必要があります。
- ・全国及び福岡県の児童相談所虐待対応件数は、年々増加の一途をたどり、過去最多を更新し続けています。
- ・令和6(2024)年度の本市の児童虐待通告件数は63件(実人数53人)で、通告件数の内訳は身体的虐待28件、心理的虐待10件、ネグレクト24件、性的虐待1件となっています。所属別にみると、小学生の身体的虐待における通告が最も多くなっています。
- ・児童虐待の発生や深刻化を予防するとともに、要保護児童対策地域協議会において関係機関の連携を強化し、児童虐待防止に取り組み、早期発見・早期対応を行う必要があります。
- ・虐待を受ける要保護児童等の早期発見・早期対応、再発防止のため、福祉、教育、警察、救急、人権擁護、地域などの各関係機関との連携体制の強化を図る必要があります。
- ・児童虐待防止に関する広報・啓発活動に取り組みする必要があります。

■ まちの状態・課題指標

指標名	単位	実績					めざす 方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
18歳未満の子どもの数	人	10,160	10,153	9,988	9,910	9,787	-
子ども家庭相談延べ件数 (福祉行政報告例)	件	280	382	282	278	205	-

■ 基本事業

1 妊娠・出産・乳幼児期支援事業

■ 内容

妊産婦、乳幼児とその保護者の心身の健康の維持増進のため、専門職（保健師、助産師、管理栄養士、保育士）による保健指導・相談支援、妊婦健康診査費用の助成、産前・産後訪問、産前・産後ヘルパーの派遣、乳児家庭全戸訪問、子どもの誕生お祝い、妊婦のための支援給付金、産後ケア、乳幼児の健康診査、育児相談会、小児予防接種など、妊娠期から乳幼児期にわたる切れ目のない支援を推進します。

■ 成果指標

指標名	単位	実績					めざす 方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
乳児家庭全戸訪問率	%	98.9	99.1	99.5	99.2	99.7	→
専門職による保健指導・相談支援件数	件	1,792	1,677	1,889	1,931	1,835	→

■ 事務事業

事業名	R8	R9	R10	R11	担当課
妊娠期支援事業	46,508 千円	○	○	○	子ども家庭センター
産前・産後支援事業	56,436 千円	○	○	○	子ども家庭センター
乳幼児健康支援事業	22,779 千円	○	○	○	子ども家庭センター
小児感染症対策事業	151,376 千円	○	○	○	子ども家庭センター

2 乳幼児親子交流・支援事業

■ 内容

子育て家庭の不安感や孤立感を軽減するため、つどいの広場でんでんむしやミニつどいの広場、児童センターなど、乳幼児とその保護者を対象に、子育て支援拠点や地域で親子が集える居場所を提供し、相談支援、子育て情報の提供や保護者同士の交流を促進します。また、子育て応援サポーターなど、地域のなかで子育ての応援ができる体制を構築するとともに、子育て家庭が地域社会とつながるため、子育て支援団体等の活動を促進します。

■ 成果指標

指標名	単位	実績					めざす 方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
親子交流事業への親子の利用者・参加者数	人	7,386	9,220	10,370	15,721	14,063	→
子育て応援サポーター活動件数	件	401	393	763	676	685	↑

■ 事務事業

事業名	R8	R9	R10	R11	担当課
子育て応援事業	1,288 千円	○	○	○	子ども家庭センター
乳幼児親子交流・支援事業	4,127 千円	○	○	○	子ども家庭センター
地域乳幼児親子交流・支援事業	175 千円	○	○	○	青少年育成課

3 子ども発達支援事業

■ 内容

発達に遅れやその疑いがある子どもが健やかに育ち、安心して生活できるよう、就学前の乳幼児及び保護者に対し、子どもの発達に関する相談・検査・紹介などを行い、適切な支援につなげるとともに、園などの支援者に対する巡回相談や療育研修会などを行い、子どもの特性への理解を促します。

■ 成果指標

指標名	単位	実績					めざす 方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
子どもの発達に関する相談件数 (実数)	件	280	225	252	263	359	-

■ 事務事業

事業名	R8	R9	R10	R11	担当課
子ども発達支援事業	28,480 千円	○	○	○	子ども家庭センター

4 児童権利擁護事業

■ 内容

保護者の子育てに対する不安を軽減し、児童虐待を未然に防ぐため、家庭や児童に関する相談・支援を行うとともに、児童虐待の予防と要保護児童等の適切な保護・支援、早期発見・早期対応に取り組みます。

■ 成果指標

指標名	単位	実績					めざす方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
児童相談所における児童養護相談件数	件	162	209	308	357	集計中	-
要保護児童対策地域協議会対応延べ件数	件	572	680	687	464	490	-

■ 事務事業

事業名	R8	R9	R10	R11	担当課
児童権利擁護事業	9,827 千円	○	○	○	子ども家庭センター

施策 1 - 1 - 2 子育ての経済的負担の軽減

■ 施策の目標

- ・子育て家庭が経済的な負担を感じる事が少なく、安心して妊娠・出産・子育てができる状態

■ 現状と課題

- ・20代や30代の若い世代が理想の子ども数をもたない理由は、「子育てや教育にお金がかかり過ぎるから」が最も多く、子育て世帯に対する経済的支援として、児童手当や児童扶養手当などを適切に支給する必要があります。
- ・子育て家庭、とりわけひとり親家庭の親は、ひとりで生計の維持と子育てを担わなければならないことから、経済的に厳しく、社会的に孤立し、ひとりで困難を抱えてしまう傾向にあります。また、低所得世帯の親においても、同様の傾向が見られ、ひとり親家庭や低所得世帯の子育て中の負担軽減を図るため、経済的支援は大変重要な支援となります。
- ・ひとり親家庭のうち母子家庭については、経済的な問題が多くを占め、就業のための資格取得や貸付など経済的支援が必要です。父子家庭については、子育てと仕事の両立や日常生活面での不安が大きいため、生活支援等が必要です。また、母子家庭、父子家庭ともに相談できる相手が少なく、孤立している家庭が多いため、今後も相談体制の充実を図り、周知を徹底し、必要な人に適切な支援ができるよう努めていく必要があります。
- ・経済的な理由で初回の妊娠判定のための産科受診を躊躇する妊婦に対し、経済的支援を行う必要があります。

家庭の経済状況により、小中学校への就学や高等学校・専修学校等への進学が困難な児童生徒やその保護者に対しては、児童生徒が義務教育を受ける権利や高等学校等への進学・職業に必要な技能・知識の習得、さらにフリースクール等での多様な学びを保障するため、経済的支援を行う必要があります。

- ・所得の多寡にかかわらず、発育・発達段階に応じて適切な受診機会の確保により子育てを支援するため、所得制限を設けずに子どもの医療費の助成などの独自助成を行っており、令和6年度から、子ども医療費の18歳までの無償化を開始しました。安定的に実施していくためにも、今後も国による実施や県による補助の拡大がなされるよう引き続き働きかけていく必要があります。

■ まちの状態・課題指標

指標名	単位	実績					めざす方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
子育ての経済的負担軽減の対象となる世帯数	世帯	4,385	4,376	4,299	4,201	5,069	-

■ 基本事業

1 子育て世帯経済的支援事業

■ 内容

子育て世帯における生活の安定と児童の健全な成長を図るため、児童手当、児童扶養手当など、各種手当を法令に基づいて適正に支給し、子育てにかかる経済的負担の軽減を図ります。

■ 成果指標

指標名	単位	実績					めざす 方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
児童手当等受給世帯数（特例給付を含む）	世帯	4,623	4,590	4,439	4,353	5,069	－
児童扶養手当受給世帯数	世帯	545	533	515	500	496	－
特別児童扶養手当受給世帯数	世帯	173	186	187	195	201	－

■ 事務事業

事業名	R8	R9	R10	R11	担当課
児童手当事業	1,451,467 千円	○	○	○	子ども家庭センター
児童扶養手当事業	298,522 千円	○	○	○	子ども家庭センター
特別児童扶養手当事業	－	○	○	○	子ども家庭センター

2 ひとり親家庭等支援事業

■ 内容

ひとり親家庭等の母親や父親が安心して生活や子育てをすることができるよう、相談体制の充実を図り、自立を促進するためにさまざまな支援を行い、自立を促進します。

■ 成果指標

指標名	単位	実績					めざす 方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
ひとり親家庭等相談件数（実数）	件	106	110	83	45	56	－
母子父子家庭自立支援給付金支給者（講座受講者）のうち就職した者の割合	%	100	50	75	100	100	→

■ 事務事業

事業名	R8	R9	R10	R11	担当課
ひとり親家庭等支援事業	8,198 千円	○	○	○	子ども家庭センター

3 妊娠・出産経済的支援事業

■ 内容

子どもを産み育てたいという人が安心して妊娠・出産できるよう、低所得妊婦に対する初回産科受診料助成、経済的な理由で入院助産を受けることができない妊産婦に対して行う助産施設における入院助産支援など、妊娠・出産に対して経済的支援を行います。

■ 成果指標

指標名	単位	実績					めざす 方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
支援した人数	人	0	26	44	4	4	-

※R3・4年度は、不妊治療保険適用（R4.4）前の特定不妊治療費助成金の支給人数を記載。ただし、この助成事業はR3年度末で終了した。R4年度はR3年度から継続的に治療を受けていた方のみを対象とする経過措置期間。R5年度以降は、低所得妊婦初回産科受診料補助金の受給者数に変更。

■ 事務事業

事業名	R8	R9	R10	R11	担当課
妊娠経済的支援事業	108千円	○	○	○	子ども家庭センター
出産経済的支援事業	1,200千円	○	○	○	子ども家庭センター

4 修学支援事業

■ 内容

子どもの義務教育を受ける権利を保障し、修学・進学の開き、希望する進学先を選択できるよう、保護者に対して財政的支援を行うことで児童生徒の義務教育を受ける権利を保障する就学援助事業、修学・進学を希望する者に対して入学支度金等の貸与や入学支援金の支給を行う修学・進学等支援事業など、経済的理由で小・中学校への就学や高等学校、専修学校等への進学が困難な児童生徒、市民を支援します。

■ 成果指標

指標名	単位	実績					めざす 方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
高等学校等進学率（学校基本調査）	%	99.7	99.0	99.0	98.8	98.2	→

■ 事務事業

事業名	R8	R9	R10	R11	担当課
就学援助事業	66,817千円	○	○	○	学校教育課
修学・進学等支援事業	4,462千円	○	○	○	学校教育課

5 子育て支援医療事業

■内容

子育て世帯の経済的負担を軽減し、必要なときに適切な医療を受けられるよう、医療証の交付と医療にかかる費用の一部を市及び県が負担することにより、疾病の早期発見と治療を促進し、保健の向上と福祉の増進を図ります。

■成果指標

指標名	単位	実績					めざす 方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
子ども医療一人当たり給付額	円	16,567	20,691	19,923	22,475	34,323	-
ひとり親家庭等医療一人当たり給付額	円	31,713	31,573	31,232	37,916	59,187	-

■事務事業

事業名	R8	R9	R10	R11	担当課
子ども医療事業	405,772 千円	○	○	○	市民国保課
ひとり親家庭等医療事業	27,718 千円	○	○	○	市民国保課

施策 1 - 1 - 3 幼児教育・保育サービスの充実

■施策の目標

- ・幼児教育や保育を必要とするすべての子育て世帯が安心して質の高い幼児教育・保育サービスを利用している状態

■現状と課題

- ・子どもや子育て世帯を取り巻く環境が大きく変化しているなか、本市においては待機児童ゼロを堅持し、多様な保育ニーズに対応することにより、幼児教育・保育サービスの充実に取り組み、子育て支援を充実させていく必要があります。
- ・保育施設の定員数は、施設改修等の機会に徐々に増加していますが、待機児童は、一定した保育ニーズの状況や保育士不足により、4月時点ではゼロを堅持しているものの、年度末に向けて徐々に増加している状況です。
- ・待機児童をゼロとするため、また、一人でも少なくするために、各園に定員以上の児童の受入を要請している状況にあります。今後の保育ニーズを見極めながら、各園での定員の弾力的な運用の継続、新たな保育施設の設置や既存園の定員増、幼稚園での預かり保育の活用拡大を検討する必要があります。また、慢性的な保育士不足解消に向け、保育士の確保対策を講じる必要があります。
- ・乳幼児期は人格形成の基礎を培う大切な時期であることから、子どもの五感を使った体験を推進するとともに、保育士等の研修の充実により、教育・保育の質の確保及び向上も必要です。
- ・保育ニーズと合わせて、幼稚園の教育に対する希望もあり、保育ニーズと未就学児の教育ニーズに対応するため、幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持った認定こども園への移行等により、質の高い教育・保育の一体的な提供の推進を図る必要があります。平成 29（2017）年度以降、認可保育所から認定こども園への移行が進み、令和 6（2024）年度までに 10 施設の認可保育所のうち、9 施設が認定こども園へ移行しています。
- ・令和 4（2022）年度から保育施設において医療的ケア児の受入れを可能とするための体制を整備し、受入れを行っています。関係機関や保育施設と連携し、安定・継続した医療的ケア児への支援体制を構築するとともに、今後とも保育ニーズを把握し、充実を図る必要があります。

■まちの状態・課題指標

指標名	単位	実績					めざす 方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
就学前児童数	人	3,703	3,655	3,471	3,372	3,225	-
0～5歳の子どもがいる共働き世帯数	世帯	1,175					-

■ 基本事業

1 幼児教育・保育提供事業

■ 内容

幼児教育・保育を必要とする子育て家庭が、安心してサービスを利用できるようにするとともに、多様化した保育ニーズに対応するため、公立保育施設の適切な運営、保育所等の適正な入退所管理や幼児教育・保育の無償化等に対応した事務執行、給付費の支給や施設の整備補助など、私立保育施設等の運営が適正に行われるように支援するとともに、病児保育や休日保育などのニーズに対応した多様な保育サービスを提供します。また、保育士確保等による保育提供体制を確保します。

■ 成果指標

指標名	単位	実績					めざす 方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
保育所待機児童数(年度当初 4月)	人	0	0	0	0	0	→

■ 事務事業

事業名	R8	R9	R10	R11	担当課
公立保育所管理運営事業	38,076 千円	○	○	○	子ども家庭センター
幼児教育・保育支援事業	2,981,867 千円	○	○	○	子ども家庭センター
保育サービス提供事業	140,595 千円	○	○	○	子ども家庭センター
保育提供体制確保事業	36,299 千円	○	○	○	子ども家庭センター
私立保育施設整備支援事業	2,450 千円	未定	未定	未定	子ども家庭センター

2 幼児教育・保育向上事業

■ 内容

豊かな遊びを通じた質の高い幼児教育・保育を提供するため、認定こども園への移行を支援するとともに、子どもの五感を使った体験の推進など豊かな遊びを通じた質の高い教育・保育の提供及び要支援児童に対する職員の加配を実施する保育施設等に対し、補助金を交付し、通常の適正な基準を上回る幼児教育・保育を実施します。

■ 成果指標

指標名	単位	実績					めざす 方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
補助事業実施施設割合	%	100	100	100	100	100	→

■ 事務事業

事業名	R8	R9	R10	R11	担当課
幼児教育・保育向上事業	79,365 千円	○	○	○	子ども家庭センター

政策 1 - 2 学校教育の充実

■ 政策の目的（政策によってめざすまちの姿）

- すべての子どもが自分の未来について具体的な将来像を描き、主体的な学びによって、自らの可能性を最大限に高め、人生を切り拓いていける「生き抜く力」を育めるまち

■ 現状と課題

- ・予測困難な時代を生きる子どもたちには、自らの可能性を最大限に発揮し、人生を自ら切り拓いて生き抜くための資質・能力が必要となります。
- ・小・中学校の全ての学年における少人数学級の実現による学習環境の充実や学習支援、指導方法の改善など本市の児童生徒の学力は、全国平均を上回る結果となっていますが、将来の夢や目標を持っていない子どもは少なくありません。子どもたちが将来に向けて志を持って主体的に学び続けるためには、自己決定に基づく具体的な目標設定と、目標に向かって努力することができる環境が必要です。
- ・特別な教育的支援を必要とする児童生徒も増加傾向にあり、一人ひとりの状況に応じた学習環境や適切な指導、支援が求められています。
- ・地域とのつながりの希薄化による孤立、児童虐待の増加、不登校の児童生徒の増加など、子どもを取り巻く問題が複雑化・多様化しています。本市では、学習支援アシスタントの活用や地域学校共働活動などによる学校と地域との連携により子どもたちを支える気運が高まりつつあり、今後も学校と地域が一体となって、子どもたちが抱えるさまざまな課題を解決していくことが必要です。
- ・本市の学校教育施設の整備については、これまで、施設の耐震化を最優先に取り組んできましたが、今後は施設の長寿命化に向けて、老朽化対策や時代のニーズに対応した施設整備を進めていく必要があります。
- ・学校によっては児童生徒数の増減が見込まれることから、学級数の変動に対応し、安心して快適に学ぶことができる環境の整備が必要です。

■ まちの状態・課題指標

指標名			単位	実績					めざす方向性
				R2	R3	R4	R5	R6	
古賀市標準学力調査結果の全国平均比	小6	国語	%	102.7	105.7	99.5	102.1	100.1	↑
		算数	%	108.5	108.4	100.2	103.0	104.3	↑
	中2	国語	%		104.7	101.1	101.8	105.3	↑
		数学	%		102.9	102.7	99.7	111.4	↑
地域をよくするために何をすべきか考える児童生徒の割合			%		46.6	46.3	70.8	79.6	↑
特別な教育的支援を必要としている児童生徒数			人	437	530	570	582	612	-

施策 1 - 2 - 1 未来を切り拓く教育の充実

■ 施策の目標

- ・多くの子どもたちが、自ら未来を切り拓き、社会を生き抜く力を持っている状態
- ・子どもたち一人ひとりが個別の能力や適性に合わせて安心して学んでいる状態
- ・子どもたちが地域社会のなかで主体的に学び、活躍している状態

■ 現状と課題

- ・大人になった自分についてイメージ（将来像）を描くことが難しく、将来に対して夢や目標を持っていない子どもたちが7%程度おり、年齢が上がるにつれて割合が高くなっています。
- ・コロナ禍の約3年間で制限されていた授業や学校行事が、新型コロナウイルス感染症が5類に引き下げられたことにより、徐々に再開されているが、本来ならば既に経験しているであろう体験活動が不足していることにより、授業や学校行事での体験の充実が求められています。

- ・子どもたちが自己の将来について、主体的に考えられるようになるために必要な目標設定と、目標に向かって努力することができる環境が必要です。そのためには、個別の能力や適性に合った「指導の個別化」と「学習の個性化」を図るための環境整備や接遇マナー研修、さらに様々な職業人との交流など将来について考える機会となるような学習が必要です。
- ・多様な子どもたちを誰一人取り残すことのない個別最適化された学びを実現し、主体的な学びの育成に必要な非認知能力を育むために、教員の指導力向上が必要です。
- ・子どもたち一人ひとりに応じたきめ細かな支援をするために、学習支援などを行う多様な人的配置、教育相談等ができる専門スタッフの配置やさまざまな学習活動ができる学びの場の提供が必要です。
- ・家庭内に Wi-Fi 環境が整っていない子どもたちが 2%程度おり、すべての子どもが、学校や家庭の両方でインターネットが利用できる環境を整えることが必要です。
- ・学校と地域住民等が「地域でどのような子どもたちを育てるか」「何を実現していくのか」という目標やビジョンを共有するために、学校と地域が協議を行うコミュニティスクールの機能を有効に活用し、さまざまな地域住民が参画し、学習支援やボランティア活動を行う地域学校共働活動と一体となって取組を推進する必要があります。
- ・子どもがふるさと古賀を愛し、社会の平和と発展や環境の保全に貢献し、自ら未来を切り拓いて持続可能な社会の創り手となるような「気づき」につながる身近な地域の清掃活動や自然体験活動等が必要です。
- ・特別支援学級や通級指導教室の児童生徒数は、平成 27（2015）年度は全体の 4.4%であったのに対し、令和 6（2024）年度は 11.7%と増加しており、また、令和 4（2022）年度の文部科学省の調査では、小中学校の通常の学級に特別な教育的支援を必要とする児童生徒が 8.8%程度在籍していると推定されました。
- ・特別な教育的支援を必要としているすべての児童生徒が、一人ひとりの教育的ニーズの把握により、個に応じた就学先を選択し、その就学先で生活や学習上の困難を改善又は克服するための、適切な指導及び必要な支援を受けることができるように、校内の支援体制づくり、さまざまな人的配置やすべての教職員の特別支援教育に関する専門性の向上、他の関係機関との連携が必要です。また、小学校の通級指導教室の巡回指導等を拡充し、自校で支援を受けられるよう取り組み、支援を必要と考えている児童生徒が支援につながるよう推進する必要があります。
- ・自閉症・情緒障がいの児童生徒は、平成 27（2015）年度から 令和 6（2024）年度までで 6.3 倍に増えており、個に応じた合理的配慮がさらに重要となり、教職員の研修、校内の組織強化、専門家による助言などが必要です。
- ・文部科学省が実施する「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によると全国の様子は、小学校・中学校ともに不登校児童生徒数及びその割合は増加しており、児童生徒の休養の必要性を明示した「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」の趣旨の浸透や、コロナ禍以降の保護者や児童生徒の登校に対する意識の変化等が背景として考えられています。
- ・市内小中学生の不登校児童生徒数も増加傾向にあり、特に教育支援センター「あすなる教室」に入級する小学生が増えたことから、外部の機関等を活用した体験活動の充実等により、学校以外の安心できる「居場所」「行き場所」となるよう機能充実にさらに取り組む必要があります。また、学校に行きづらい児童生徒にとって学校内の居場所となる校内教育支援センターの運営の充実を図り、不登校の未然防止に努める必要があります。
- ・不登校児童生徒の増加に伴い、小中学校で実施される健康診断の未受診者が増加しています。
- ・各学校での内科検診等の実施日は予め決められており、不登校児童生徒の登校した日に合わせて随時、実施することは困難であるため、保護者へ受診を促すなど、児童生徒の健康状態把握のための取組が必要です。
- ・教職員の長時間勤務の実態は深刻で、持続可能な学校教育のなかで効果的な活動を行うためには、学校における働き方改革が急務とされ、さらなる対応が求められています。
- ・効果ある教育活動を実施するために、勤務時間を適正に把握し、校務分掌の見直しなど業務改善を推進することが必要です。併せて、教職員の役割の見直しと専門スタッフの活用等を行うことが必要となっています。
- ・団塊の世代の大量退職に伴う新規採用職員の増加により、教職員の若年化が進み、出産や育児休業などが増加しています。また、退職や退職に伴う欠員の補充が大変厳しい状況となっており、教職

員にかかる業務負担が大きくなっていることが長時間勤務の要因のひとつとなっています。

■ まちの状態・課題指標

指標名	単位	実績					めざす 方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
難しいことでも、失敗を恐れず挑戦している児童生徒の割合	%		70.5	72.0	-	-	↑
日本語指導を必要としている児童生徒数	人	23	18	26	35	34	-

■ 基本事業

1 学力・体力向上推進事業

■ 内容

予測困難な時代を生きる子どもたちが未来を自ら切り拓いて生き抜くための資質・能力の育成を図るため、多文化共生の考え方を根付かせる外国語教育、情報を読み解き活用する能力を身につけるICT教育、様々な職業人と交流できる機会となるキャリア教育、言葉を学び、想像力を豊かにする学校読書活動、興味・関心に基づき自主的・自発的に行う部活動など、児童生徒が、知・徳・体のバランスのとれた生き抜く力を育む学習の場の提供を行います。

■ 成果指標

指標名	単位	実績					めざす 方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
将来の夢や目標を持つ生徒の割合	%		74.5	72.5	76.0	74.9	↑

■ 事務事業

事業名	R8	R9	R10	R11	担当課
外国語教育促進事業	13,860 千円	○	○	○	学校教育課
ICT 教育推進事業	11,923 千円	○	○	○	学校教育課
キャリア教育推進事業	371 千円	○	○	○	学校教育課
学校読書活動推進事業	9,653 千円	○	○	○	学校教育課
部活動活性化事業	7,242 千円	○	○	○	学校教育課

2 学校・地域連携推進事業

■ 内容

学校、保護者及び地域住民が一体となり、児童生徒の育ちに関わる目標を共有し、ともに責任を分かち合いながら、ふるさと古賀を愛し、自ら未来を切り拓くような主体性のある子どもに育てていくという風土を醸成するため、各小・中学校に学校運営協議会を設置して学校での運営方針を協議し、学習支援アシスタントとして地域住民が参画して子どもの学びと育ちを支えます。

■ 成果指標

指標名	単位	実績					めざす 方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
学習支援アシスタント数（地域住民）	人	78	89	139	177	155	↑
地域の行事に参加する児童生徒の割合	%		49.9	47.6	49.4	-	↑

■ 事務事業

事業名	R8	R9	R10	R11	担当課
学校運営協議会事務	91 千円	○	○	○	学校教育課
学習支援アシスタント事業	922 千円	○	○	○	学校教育課

3 特別支援教育推進事業

■ 内容

特別な教育的支援を必要としている児童生徒が、自立や社会参加ができるように生活や学習上の困難を改善又は克服するため、就学相談や学びの場の検討、一人ひとりの教育的ニーズの把握、学校生活を送るうえでのサポート等の充実を図り、個に応じた就学先の選択、適切な指導や必要な支援を受けることができるようにします。

■ 成果指標

指標名	単位	実績					めざす方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
支援を必要と考えている児童生徒が支援につながった割合	%	93.8	95.5	96.2	96.1	96.3	↑

■ 事務事業

事業名	R8	R9	R10	R11	担当課
特別支援教育推進事業	18,480 千円	○	○	○	学校教育課

4 学習支援体制充実事業

■ 内容

外国人児童生徒の多国籍化や特別な教育的支援を必要としている児童生徒の増加、貧困、不登校児童生徒の増加など、多様化している子ども一人ひとりに応じたきめ細かな支援が行えるよう、少人数学級対応講師、教育支援員、日本語講師など、学校にさまざまな人的配置を行うとともに、教育支援センターの環境整備やスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、心の教室相談員等の専門スタッフの配置などによる教育相談体制の充実、全教職員の資質・指導力向上による学習支援体制の充実を図ります。

■ 成果指標

指標名	単位	実績					めざす方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
35人以下学級達成率	%	99.1	99.6	100	100	100	↑
日本語指導を希望する児童生徒の日本語指導受講率	%	100	100	100	100	100	→

■ 事務事業

事業名	R8	R9	R10	R11	担当課
多様な人的配置推進事業	1,833 千円	○	○	○	学校教育課
教育相談事業	12,991 千円	○	○	○	学校教育課
教職員指導力向上事業	4,055 千円	○	○	○	学校教育課

5 学校運営事業

■ 内容

家庭環境や経済状況に関わらず、すべての児童生徒が等しく教育を受けられるような環境を整えるため、健康診断や学校管理下での災害に対する保険加入、学校運営に必要な教材等の管理を行います。また、学力調査の実施により、実施学校における教育指導の充実や学習状況の改善等に活用します。

■ 成果指標

指標名	単位	実績					めざす方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
学校管理下で事故に被災した児童生徒数	人	374	376	366	409	322	↓
健康診断の有所見児童生徒数	人	182	120	141	136	122	↓

■ 事務事業

事業名	R8	R9	R10	R11	担当課
学校運営事業	279,160 千円	○	○	○	学校教育課
学力調査事業	6,045 千円	○	○	○	学校教育課

6 教職員管理事務

■ 内容

教職員等が健やかに職務に専念できる環境を通して、すべての児童生徒に適切な教育を充実させるため、古賀市立小・中学校の教職員等の適切な人事配置及び勤務時間外の把握等の人事管理、健康診断、ストレスチェック、産業医配置などの健康管理を行います。

■ 成果指標

指標名	単位	実績					めざす方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
総合健診有所見教員数	人	95	107	101	112	112	↓

■ 事務事業

事業名	R8	R9	R10	R11	担当課
教職員管理事務	7,182 千円	○	○	○	教育総務課

施策 1 - 2 - 2 学校教育施設の充実

■ 施策の目標

- ・児童生徒が安全・快適な学校施設で学ぶことができています

■ 現状と課題

- ・老朽化が進む学校施設において、限られた予算のなかで安全・安心・快適な教育環境を確保していくため、学校施設長寿命化計画に基づき、大規模改造や全小中学校のトイレ洋式化などを計画的に実施しながら、トータルコストの縮減とあわせ財政負担の平準化を図る必要があります。
- ・学校ごとに異なる学級数の動向に応じた教室配置の適正化や、地域に開かれた学校とするための施設の複合化、環境負荷低減やバリアフリー化、避難所としての機能向上など新しいニーズへの対応が求められています。
- ・給食センターについて、建設から27年が経過し施設・設備ともに老朽化による不具合が発生しているため、施設・設備の改修・入替作業が求められます。令和6年度から8年度にかけ、食器等洗浄機の大規模更新工事を行い、安心安全な給食を提供します。また、調理室・洗浄室等の衛生面や労働環境改善のために、空調設備の更新を早急に検討する必要があります。
- ・本市では、アレルギーを持つ児童生徒に対して、献立表にあわせ希望者へ食材成分表を配布し、保護者・学校と連携しながらアレルギー対応を行っています。令和6年度より、牛乳アレルギーを持

つ児童生徒に対しては、飲用牛乳の除去及び給食費減額を行っています。他のアレルギーについては従来通りとなっているため、今後、アレルギーを持った児童生徒への給食提供（除去食又は代替食など）が求められることが予想されるため、アレルギー対応について検討を進めていく必要があります。

- 給食費においては、令和7年9月より公会計化を実施しており、令和8年4月より給食費等収納システムを導入し、保護者の利便性の向上・学校事務の負担軽減・給食費管理の透明性の向上などを実現していきます。また、国の給食費の抜本的な負担軽減（いわゆる給食費無償化）と併せて、市独自で補助を行うことで小学校の実質的な給食費無償化を達成するとともに、中学校においては引き続き物価高騰分食材費補助を継続していきます。

■まちの状態・課題指標

指標名	単位	実績					めざす方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
学校施設の不具合が原因で怪我をした学校利用者数	人	0	0	0	0	0	→
小・中学校施設の建設・大規模改造・長寿命化改良からの平均経過年数	年	25.9	25.9	24.6	24.7	24.7	↓

■基本事業

1 学校施設管理事業

■内容

児童生徒が安全・快適に学べる場を提供するため、法定点検、維持補修などの維持管理を行うほか、学校施設長寿命化計画に基づく予防保全や時代のニーズに応じた改修を行います。

■成果指標

指標名	単位	実績					めざす方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
学校施設長寿命化計画に沿った工事の進捗率	%	13.3	23.3	33.3	46.7	53.3	↑

■事務事業

事業名	R8	R9	R10	R11	担当課
学校施設管理事業	1,080,520 千円	○	○	○	教育総務課
学校施設管理事業	5,456 千円	○	○	○	学校教育課

2 給食センター管理運営事業

■ 内容

子どもたちが学校生活を楽しみながら、学校給食の多様な効用を享受することができるよう、安全・安心な給食調理、確実な提供、アレルギーを持った児童生徒とその保護者に対するきめ細かな対応、定期的な点検及び保守や改修を含む修繕、調理・洗浄機器の入替などの維持管理を行います。

令和6年度～8年度にかけ、老朽化した食器洗浄機等の更新を行います。

令和6年度より開始した乳アレルギーの児童生徒への飲用牛乳除去及び給食費減額、乳アレルギー以外でのアレルギーによる飲用牛乳のみの提供及び給食費減額を引き続き行い、その他食物アレルギーについても対応を検討していきます。

令和7年9月に学校給食費の公会計化を実施し、令和8年4月から学校給食費等収納システムを導入することにより、保護者の利便性の向上、学校事務の負担軽減及び給食費管理の透明性の向上などを図ります。

また、国の給食費の抜本的な負担軽減（いわゆる給食費無償化）と併せて、市独自で補助を行うことで小学校の実質的な給食費無償化を達成するとともに、中学校においては引き続き物価高騰分食材費補助を継続していきます。

■ 成果指標

指標名	単位	実績					めざす 方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
確実な給食提供時間の割合	件	100	100	99.5	100	100	→

■ 事務事業

事業名	R8	R9	R10	R11	担当課
給食センター管理運営事業	430,945 千円	○	○	○	学校給食センター
給食管理事業	369,337 千円	○	○	○	学校給食センター

政策 1 - 3 つながりを通じる学ぶ機会の充実

■ 政策の目的（政策によってめざすまちの姿）

- 青少年一人ひとりが「生き抜く力」を身につけ、自主性と協調性を持って心と体が健全に成長しているまち
- 子どもから高齢者まであらゆる世代の市民が、社会教育、スポーツ活動や文化活動などを通じて、地域を中心に相互に学び合い、新たな社会課題に自ら進んで対応し、豊かに暮らせるまち

■ 現状と課題

- ・ 情報化やグローバル化など社会情勢の急速な変化、家族のあり方の多様化、地域社会での関係の希薄化など、社会のあり方は大きく変化し、複雑化しています。
- ・ 青少年を取り巻く環境も大きく変化し続けており、特にスマートフォン等の急速な普及は、利便性が向上している反面、SNS をきっかけとした犯罪やインターネット上のいじめに巻き込まれる危険性が高まり、生活リズムも乱れるなど、新たな問題発生要因となっています。
- ・ 本市の非行による補導件数は減少傾向にありますが、社会全体が連携して青少年を取り巻く環境の変化に対応し、健全な心と体の育成を図る必要があります。
- ・ 本市では、放課後子供教室や通学合宿など、地域の特性を生かしながら、自主性と協調性を養い、心豊かに生きることを目的とした体験活動などを通して地域で子どもたちを育てる取組を進めてきており、地域住民の活動の場、活躍の場が増えることで、地域の子どもたちを地域で育てる気運が高まっていますが、活動する市民の高齢化などにより、地域活動の担い手が不足することが懸念されます。
- ・ スポーツは、多くの人々に感動や楽しみ、活力を与え、体力向上や健康の保持増進を基本に、青少年の健全育成、地域コミュニティの醸成など、多様な意義を有しています。成人のスポーツ実施率は増加傾向にあり、スポーツ活動が活発に行われています。
- ・ 生涯にわたる健康維持や体力づくり、仲間づくりや地域との交流、生きがいづくりを期待してスポーツ活動をする市民が多い一方、市のスポーツ振興を担う古賀市スポーツ協会の会員数は減少しています。これまで、子どもの体力向上のため、関係団体と連携しながら子どもの運動機会を提供してきましたが、仲間同士や地域単位の活動など、より身近な活動によって子どもたちの運動機会をさらに拡充する必要があります。
- ・ 文化芸術は、人の心を揺り動かす大きな力を持ち、生きる力を与え、豊かなまちづくりの原動力にもなり得るものです。しかし、関心がないという理由で、文化芸術イベントを直接鑑賞していない人の割合が全国的に増加傾向にあります。
- ・ 本市の文化団体の中枢である古賀市文化協会の会員数は、減少傾向にあります。市民の文化芸術活動を促進するためには、インターネットによる文化芸術イベントの鑑賞機会の拡大など、新たな動向を踏まえた文化芸術に触れる機会や施設の充実が求められています。特に、子どもが文化芸術に興味を持ち、将来的に文化芸術活動を担う人材となるよう、子どもの頃から文化芸術に触れることのできる機会の提供は重要です。
- ・ 文化財は、本市の歴史を示す貴重な財産であり、郷土を語るうえでなくてはならないものです。また、地域のシンボル、人と人とのつながりを形成する機能もあり、まちづくりやコミュニティ形成という面でも重要な役割を担う要素の一つです。
- ・ 文化財を継承するためには、その調査・研究を行って価値を明確にし、適切に保存・活用することで、市民一人ひとりの地域への誇りを醸成していくことが必要です。国史跡である船原古墳を知らない人もおり、市民の文化財への関心は決して高くない状況です。また、歴史資料館で行う講演会や企画展への 20 代から 40 代の若い世代の参加は少なく、特にその世代の文化財への関心が低いことがうかがえます。
- ・ 読書には、想像力を豊かにし、物事に興味を持ち、未知との出会いを創出し、感動を呼び起こす力があります。特に子どもは、読書によって言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かにすることから、本市の小中学校では、朝に読書の時間を設けるなど、子どもの読書活動が盛んに行われております。
- ・ インターネットの普及などにより全国的には高校生頃から読書離れが進み、情報収集源としての本への依存度は減少傾向にありますが、子どもの頃からの読書活動を継続することにより、これからの生涯学習社会を生き抜くための学びの技術を身につけることが重要となってきています。

- ・本市では核家族世帯や単身世帯が増加し、家庭教育の支援や地域のつながりを深める取組の重要性が増していますが、地域公民館での社会教育活動は停滞し、地域の課題解決やつながりを生む機能は弱まってきており、市民の孤立化や地域コミュニティの希薄化が懸念されます。
- ・これまで以上に市民参画によるまちづくりが求められるなか、社会教育を基盤とした人づくり・つながりづくり・地域づくりの重要性はますます大きくなるものと考えられます。さまざまな機会や場所において生涯にわたって自ら進んで学ぶ姿勢のある市民が増え、互いに支え合いながら社会課題に粘り強く対処できる地域をつくっていくことが、市民の豊かな暮らしにつながります。

■まちの状態・課題指標

指標名	単位	実績					めざす方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
児童センター・社会教育施設・市内公共スポーツ施設※の利用者数	千人	855	762	1,079	1,080	1,138	↑
「生涯にわたり学習・活動ができる環境が整っている」と考える市民の割合	%			21.2		-	↑

※市内公共スポーツ施設には、クロスパルこが、有料公園スポーツ施設を含む。

施策 1 - 3 - 1 青少年が健やかに育つ環境の充実

■施策の目標

- ・子どもたちが多様な体験活動に参加でき、自主性や協調性、生き抜く力を身につけることができる状態
- ・地域の人が地域で子どもを育て、将来の地域活動の担い手を育てている状態

■現状と課題

- ・社会情勢の急速な変化や新型コロナウイルス感染症の影響など、青少年を取り巻く環境の変化へ対応するため、青少年や保護者が相談しやすい相談体制が必要です。
- ・青少年に関する課題が非行から不登校やいじめ、家庭問題へと移り変わっているなかで、本市では非行の未然防止を中心に事業を行っていた少年センターを廃止し、青少年に関する相談業務や関係機関との連携等を行う青少年支援センターを平成 30（2018）年度に設置しています。その後、児童福祉法等の改正に伴い、出産時から青年期まで切れ目ない支援を行うため、令和 6 年度に子ども家庭センター内に子ども・若者相談室を設置し、青少年に関する相談業務はこちらへ一元化しました。不登校や行き渋りは増加の傾向にあり、その要因や背景は個々の状況で多様なため、それぞれに応じた支援や関係機関の連携が必要であり、青少年の相談支援機能の有効性や必要性が高くなっていると考えられます。
- ・非行による補導件数は減少傾向にあるものの、非行の入口となり得る学校時間帯や深夜時間帯の徘徊、20 歳未満の飲酒や喫煙などに対する声掛け活動が必要です。
- ・青少年の健やかな育ちのためには、関係機関の連携や情報の共有が必要です。青少年に関する課題や適切な支援のあり方等について共有し、それぞれができることに取り組むことや、関係機関が協力して取り組むことによって、より効果的な取組へつなげることができます。そのために研修会等を地域や青少年育成団体を中心に開催し、青少年を取り巻く環境を理解し活動につなげていく必要があります。
- ・地域や青少年育成団体の協力のもと、放課後子供教室、寺子屋、通学合宿など子どもたちの居場所づくりや、さまざまな体験活動の機会が増えたものの、子どもたちの自主性をさらに育む活動への展開や、すべての子どもたちが参加できるように未実施校区での展開が必要です。なお、長年活動に関わる人の高齢化や活動の担い手不足も課題となっています。
- ・令和 6（2024）年度、通学合宿は 3 校区（青柳校区、古賀西校区、花鶴校区）、寺子屋は 7 校区（青柳校区、小野校区、古賀西校区、花鶴校区、千鳥校区、花見校区、舞の里校区）、放課後子供教室は 8 校区（青柳校区、小野校区、古賀東校区、古賀西校区、花鶴校区、千鳥校区、花見校区、舞の里校区）で実施しています。
- ・子どもたちや乳幼児の保護者が、安心・安全に過ごすことができる居場所として、市内 3 中学校区に各 1 箇所の児童センターを設置しています。適切な施設の維持管理や老朽化する建物への対応を

行うとともに、子どもたちが情操豊かになるよう、児童センター事業の充実を図る必要があります。令和5(2023)年度には、米多比児童館の機能を青柳児童センターに移転し、機能の充実や開館時間の拡大を行っています。

- ・保護者の就労等により家庭が留守になっている児童が、放課後等の時間帯に安心・安全に過ごすことができるよう、市内8小学校の敷地内に学童保育所を設置しています。適切な保育サービスを提供できるよう、施設や指導員の確保、指導員研修会の充実が必要です。
- ・スタンドアローン(一人で立つ)支援事業については、経済面や生活環境に不安がある生徒に対し、支援が行き届いているか確認が困難な状態にあるため、支援が必要な生徒が参加できるよう、さらなる学校をはじめとした関係機関との連携や情報共有を行うことが必要です。

■まちの状態・課題指標

指標名	単位	実績					めざす方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
青少年の補導件数	件	20	12	12	13	17	↓
15歳以上の相談件数(延べ数)	件	169	361	308	550	670	-
非行相談件数	件	5	5	6	5	集計中	-

■基本事業

1 青少年健全育成対策事業

■内容

子ども・若者相談室において、青少年や保護者等からの相談を受け、関係機関につなげることや、継続的に相談を受けて切れ目のない支援を行っていくことで、悩みの軽減や課題の解決につなげていきます。また、より相談しやすい環境づくりを行います。店舗立入調査や巡回活動を行い、青少年を取り巻く社会環境の浄化を続けます。

■成果指標

指標名	単位	実績					めざす方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
15歳以上の相談対象者数(実数)	人	11	17	21	30	41	-

■事務事業

事業名	R8	R9	R10	R11	担当課
青少年健全育成対策事業	66千円	○	○	○	青少年育成課
青少年健全育成対策事業	368千円	○	○	○	子ども家庭センター

2 青少年育成活動推進事業

■内容

地域主体で行う通学合宿や寺子屋、放課後子供教室、青少年育成団体が行う青少年育成事業を支援することや、県及び周辺自治体と連携した人材育成事業を行うことなど、多様な体験活動や学習活動を実施することで、子どもたちの主体性や協調性を育むとともに、次世代の担い手を育成していきます。

■成果指標

指標名	単位	実績					めざす方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
通学合宿参加児童数(実数)	人	0	0	13	58	80	↑
寺子屋参加児童数(延べ)	人	0	611	127	269	471	↑
放課後子供教室参加児童数(延べ)	人	6,595	8,005	13,632	16,875	19,146	↑

■事務事業

事業名	R8	R9	R10	R11	担当課
青少年育成活動推進事業	12,874千円	○	○	○	青少年育成課

3 児童センター管理運営事業

■ 内容

0歳から18歳未満までの子どもたちと乳幼児の保護者が、安心・安全に過ごすことができる居場所となるよう、児童館・児童センターの施設管理を行うとともに、施設の整備、遊びや体験活動の充実を行います。

■ 成果指標

指標名	単位	実績					めざす 方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
児童センター来館者数	人	14,196	14,912	22,688	33,023	40,951	↑

■ 事務事業

事業名	R8	R9	R10	R11	担当課
児童センター管理運営事業	10,141 千円	○	○	○	青少年育成課

4 学童保育所管理運営事業

■ 内容

保護者の就労等により家庭が留守になっている児童が、放課後等の遊びや生活の場として、安心・安全に過ごすことができるよう、学童保育所の維持管理を行うとともに、指導員の適切な配置と研修の充実を行います。

■ 成果指標

指標名	単位	実績					めざす 方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
学童保育所待機児童数	人	0	0	0	0	0	→

■ 事務事業

事業名	R8	R9	R10	R11	担当課
学童保育所管理運営事業	287,931 千円	○	○	○	青少年育成課
学童保育所管理運営事業	5,940 千円	○	○	○	教育総務課

5 スタンドアローン支援事業

■ 内容

経済的に厳しい世帯やさまざまな事情を抱える世帯の中学生を中心に据え、貧困の連鎖を絶つこと、将来へ希望を抱き自立した社会生活が営めるよう、希望する進路の実現に向け、学習支援アシスタントと職員による家庭学習支援及び社会体験学習支援を行うとともに居場所の提供を行いながら生きる力・自立する力を育みます。

■ 成果指標

指標名	単位	実績					めざす 方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
進路希望達成率	%	100	100	100	100	100	→

■ 事務事業

事業名	R8	R9	R10	R11	担当課
スタンドアローン支援事業	2,249 千円	○	○	○	隣保館

施策 1 - 3 - 2 明るく元気に交流し合うスポーツ活動の促進

■ 施策の目標

- ・市民がスポーツに触れ、継続し、自身の健康づくりや仲間づくり、地域との交流、生きがいづくりにつながっている状態

■ 現状と課題

- ・本市では、これまでスポーツ推進委員やスポーツ協会をはじめ関係団体と連携しながら、子どもの運動機会の提供や成人のスポーツ実施率向上などをめざしたスポーツの推進に取り組んできました（平成 21（2009）年度～現在：市民ウォーキング、平成 23（2011）年度～現在：市民健康スポーツの日、平成 24（2012）年度～令和元（2019）年度：こがっ子元気アップチャレンジ事業など）。
- ・成人のスポーツ実施率については、平成 24（2012）年度 36.9%から平成 29（2017）年度 58.4%、令和 4（2022）年度 62.3%と向上しており、市民一人ひとりのスポーツへの関わりに向けた取組が成果として表れているといえます。
- ・時代の流れに合わせてさまざまなツールによるスポーツ情報の発信を行うなど、スポーツの環境づくりも進んできました。
- ・あらゆる世代の市民が気軽にスポーツを楽しむ環境が整うことにより、市民一人ひとりがスポーツ活動を活発に行い健康づくりや生きがいづくりに活かせるようになります。
- ・これまではスポーツ環境を充実させるなかで市民個人に目を向けたスポーツ実施の取組を行ってきましたが、一方で集団や地域への広がりや課題となっていました。そのため、今後スポーツ環境をさらに充実させるためには、これまでの個人に目を向けた取組から、仲間や集団・団体、さらには地域単位で活動することのできる取組へと展開していく必要があります。
- ・近年では本市においても少子高齢化や核家族・単身世帯の増加が進んでおり、令和元（2019）年度から令和 6（2024）年度にかけての 65 歳以上人口は 2.4 ポイント上昇、14 歳以下人口は 0.7 ポイント減少、世帯構成人数は 0.13 人減少しています。そのため、今後は市民同士のつながりや地域とのつながりに配慮した施策が必要ですが、スポーツの分野においても同様に、市が適切な情報発信や支援等を行いながら、市民が地域とつながり、運動・スポーツ活動が地域のなかに広がるような取組を行うことが課題となっています。
- ・本市のスポーツ振興を担うスポーツ協会の会員は、平成 29（2017）年度の 2,714 人以降減少傾向にあり、R6（2024）年度には 2,054 人となっています。一方で、中学校運動部活動の地域展開を進めるにあたって、部活動と地域スポーツクラブとの架け橋として、スポーツ協会はその中心的な担い手としての役割が求められ、今後、スポーツ協会をはじめとした支援者等の将来に向けた活動のあり方も課題となっています。
- ・スポーツ振興の取組は、行政主導ではなく市民とともに進めていくことで、仲間や集団・団体、地域が主体となり、継続的に取り組むことにつながります。そのためには行政と支援者等又は地域・市民と支援者等との連携の維持や連携を深めることが不可欠であるため、支援者等の活動が途切れないようにしながら、地域でのスポーツ活動の展開に活かしていく必要があります。
- ・公共スポーツ施設の整備や維持管理を行いながら市民に開放し、市民が利用できるスポーツ施設の情報やスポーツイベントなどの情報発信を行っています。スポーツ情報の取得方法は、若年層では SNS 等の比率が高く、年代が上がるにつれて広報誌等紙媒体での取得の比率が高くなっており、各世代に応じ様々な媒体を活用した情報提供を行う必要があります。
- ・従来の施設予約システムでは利用料の支払いができず、窓口に行く必要がありましたが、令和 4（2022）年 10 月よりクレジット決済が可能となり、利用者の利便性が向上しました。また、令和 4（2022）年 10 月より中学校体育施設について日曜日の地域開放を開始し、令和 5（2023）年 4 月より古賀北中学校の地域開放室を、令和 7（2025）年 4 月より古賀東中学校の地域開放室を開放しています。今後も、部活動等の学校行事を優先しつつ、順次、開放できる施設を増やし、地域に開かれた学校施設となるよう取組を進めていく必要があります。

■まちの状態・課題指標

指標名	単位	実績					めざす 方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
市内公共スポーツ施設※の利用者数	人	569,718	525,236	650,001	693,752	732,558	↑

※市内公共スポーツ施設には、クロスパルこが、有料公園スポーツ施設を含む。

■基本事業

1 スポーツ活動推進事業

■内容

スポーツ活動に関心のない市民、スポーツを実施しない又はスポーツの実施の機会が少ない市民、地域でのスポーツ活動が出来ていない市民等を対象に、多世代多種目に対応したスポーツ活動の機会の提供、市民同士が交流できるスポーツ活動やイベント・講座等を実施し、気軽にスポーツに触れ、継続し、仲間づくりや地域との交流、生きがいづくりに資するとともに、市内のウォーキングコース等を活かしたイベントや講座等の実施・啓発、より身近なコースの企画などにより、身近で取り組みやすいウォーキングを行う人を増やし、仲間同士の活動や地域活動に広げ、市民の運動習慣として定着させ、健康づくりにつなげます。

■成果指標

指標名	単位	実績					めざす 方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
市内で開催されるスポーツ行事への参加者数（年間）	人	2,325	4,434	5,441	9,910	9,229	↑
市が実施するウォーキング事業への参加者数	人	670	684	723	644	746	↑

■事務事業

事業名	R8	R9	R10	R11	担当課
スポーツ活動推進事業	1,442 千円	○	○	○	生涯学習推進課

2 スポーツ活動支援事業

■内容

スポーツ活動を継続するための環境を充実させ、スポーツ活動を行う市民や団体が目標を持ち、目標達成に向けて活動を継続することができるよう、補助金等による団体活動の支援や研修会・講習会等による指導者等の育成に取り組みます。

■成果指標

指標名	単位	実績					めざす 方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
全国大会・国際大会出場者（団体）数	件	1	10	26	15	25	↑
ジュニアスポーツ団体指導者・部活動外部講師等の指導者数	人		182	247	232	258	↑

■事務事業

事業名	R8	R9	R10	R11	担当課
スポーツ活動支援事業	5,383 千円	○	○	○	生涯学習推進課

3 スポーツ施設管理事業

■内容

市内の公共スポーツ施設について計画的な改修や維持管理などを行うとともに、施設の有効活用について検討し、市民が主体的に健康づくりや仲間づくりのために施設を利用できるよう、長期的に利用できるスポーツ環境を整えます。

■成果指標

指標名	単位	実績					めざす方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
社会体育施設・学校体育施設・クロスパルこがの年間利用者数	人	504,680	464,410	575,872	620,740	652,257	↑
社会体育施設稼働率(日数使用率)	%	57	63	56	57	58	↑
学校体育施設稼働率(日数使用率)	%	82	86	76	69	75	↑

■事務事業

事業名	R8	R9	R10	R11	担当課
スポーツ施設管理事業	63,891 千円	○	○	○	生涯学習推進課
クロスパルこが管理事業	143,505 千円	○	○	○	生涯学習推進課

施策 1 - 3 - 3 豊かな心を育む文化芸術活動の促進

■施策の目標

- ・文化団体が市と共働して子ども（中学生以下）が文化芸術に触れる機会を提供できている状態
- ・子どもが文化芸術への関心を高め、実践し、将来的に文化活動を担う人材となり、また次の世代につながりという循環ができている状態

■現状と課題

- ・平成 30（2018）年度に実施した団体アンケート調査によると、市の設備や予算への要望のほか、文化芸術活動を担う人材の不足が挙げられています。
- ・本市における文化団体の中枢である文化協会の加入団体数については、令和 4（2022）年度は 89 団体、令和 5（2023）年度は 85 団体、令和 6（2024）年度は 77 団体と伸び悩みの傾向にあります。
- ・令和 6（2024）年度に文化庁が発行した「文化に関する世論調査報告書」によると、1 年間に文化芸術イベントを外出を伴う形で鑑賞した割合は 43.1%（令和 5（2023）年度 45.3%）、鑑賞以外の文化芸術活動を実践したり、活動を支援した割合は 13.6%（令和 5（2023）年度 13.3%）とほぼ横ばいとなっています。鑑賞しなかった理由で一番多かったものは「関心がないから」が 23.2% となっており、年齢別の分析においても全ての年代において、文化に対しての国民の関心の低さが窺えます。
- ・「お住まいの地域の文化的な環境を充実させるために何が重要か」という設問に対して、「ホール等の文化施設の充実」が 19.5%、「公演、展覧会、芸術祭などの文化事業の充実」が 16.5%という回答が上位を占めています。「子どもの文化芸術体験について何が重要か」たずねたところ、「ホール・劇場や美術館・博物館など地域の文化施設における、子ども向けの鑑賞の機会や学習機会を充実させる」が 21.1%で最も高く、次いで「学校における公演や展示などの鑑賞体験を充実させる」が 20.7%、「歴史的な建物や遺跡などについて学習する機会を充実させる」19.0%となっています。
- ・令和 3（2021）年度と同調査報告書では、ウェルビーイング（身体的・精神的・社会的な幸福度）、健康状態、人生の満足度、人生の意義、協調的幸福感について、直接鑑賞した人、鑑賞以外の文化芸術活動をした人の平均が直接鑑賞していない人・活動経験のない人の平均と比べて高い結果となっています。このことから、文化芸術に触れる機会が拡大すると、豊かな心が生まれ、市民にとって身体的・精神的・社会的な幸福度が増すと考えられます。「(特に子どもの頃からの) 公演、展覧

会、芸術祭などの文化事業の充実」と、それを担う中心的な役割の文化団体等の課題解決の支援が必要であると考えられます。

- ・生涯学習の拠点としてリーパスプラザこがを整備し、その充実を図ってきていますが、子どもが文化芸術に親しむ機会については、小中学校における授業カリキュラムの見直し等により図工や美術などの文化芸術に触れる授業数が減少している背景などから、その機会が減少している実情はあり、それが将来的に文化芸術への関心を低下させている一因となっていると考えられます。
- ・中学校文化部活動の地域展開を進めるにあたり、生徒が文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、学校と地域・保護者が連携・協働し、部活動から地域クラブへ段階的に展開する必要があります。
- ・文化団体の課題として文化芸術活動を担う人材の不足が挙げられており、市に望まれることは、「文化芸術に関心を持ち、ともに活動してもらえる仲間の育成」です。しかし、文化芸術への関心は急に湧いてくるものではなく、子どもの頃から文化芸術に触れる機会を得ることで醸成されていくものであると考えられ、様々なツールを用いながら引き続き取組が必要です。

■ まちの状態・課題指標

指標名	単位	実績					めざす方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
対象事業への市民の参加者数	人	8,216	10,565	15,282	13,551	23,276	→
文化力向上事業の参加者数	人			174	397	473	→

■ 基本事業

1 文化芸術振興事業

■ 内容

文化団体と市が共働で子ども（中学生以下）が文化芸術に触れる機会を提供することにより、その子どもが将来的に文化活動を担う人材となり、次代へつなぐという循環ができるよう、芸術文化の祭典や童謡まつり、サロンコンサートなどを開催します。

■ 成果指標

指標名	単位	実績					めざす方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
文化協会の加入団体数	団体	89	95	89	85	77	→
18歳以下の加入者数	人				133	147	→

■ 事務事業

事業名	R8	R9	R10	R11	担当課
文化芸術振興事業	7,165千円	○	○	○	文化課

施策1-3-4 郷土愛を育む文化財の保存・活用

■ 施策の目標

- ・本市の貴重な文化財に関心を持ち、市を訪問する人や交流する人が増加し、市の知名度と魅力が向上している状態
- ・市民が身近に存在する文化財の重要性を理解し、地域が文化財を誇りに感じ、後世へ継承する機運等が高まっている状態
- ・文化財を守り・伝え・活かす人材が将来にわたり持続的に育成されている状態

■ 現状と課題

- ・文化財は、今私たちが暮らしている土地で、長い歴史のなかで生まれ、守り伝えられてきたものであり、古い建造物や彫刻、古文書などの歴史資料や、遺物（土器・石器）・遺跡（古墳等）などの考古資料、生活や習わしなど、人と人とのつながりを形成し、やがて古賀というまちをかたち作ってきた重要な成果です。
- ・本市の歴史を語るうえで欠かせない数々の文化財を、子どもたちへ継承するために、調査・研究を

行い、価値を明確にし、適切に保存し、活用することが必要です。

- ・文化財を市の財産として適切に保存し、未来へ継承するためには、市民の関心や理解が不可欠です。しかし、令和2（2020）年度のアンケート調査では、国史跡である船原古墳でさえ、31.5%がそれまで知らなかったと回答しているように、周知不足のために市民の文化財への関心は決して高くありません。また、歴史資料館で行う講演会や企画展への参加者のうち若年層（特に30歳代以下）の割合は少なく、その世代の文化財への関心が特に低いことがうかがわれます。このため、若年層をも取り込むような活用事業の展開が必要です。
- ・文化財の調査・研究分野は、開発等による亡失を防ぐという緊急性の高さから埋蔵文化財（特に記録保存目的の発掘調査）に集中しています。今後も増加し続ける文化財の収蔵・保管場所は計画的に対応する必要があり、将来を見据えた収蔵・保管施設の在り方について検討が必要です。
- ・埋蔵文化財に限らず、市内の多種多様な文化財の価値を明らかにするためには、総体的に文化財の調査・研究を実施していく必要がありますが、市内に分布する貴重な文化財を行政のみで維持・管理し続けていくことは困難であるため、地域との共働を視野に入れた文化財の維持・管理体制等への検討が必要です。今後は多種多様な文化財を総合的・一体的に保存・活用していくための文化財保存活用地域計画の策定が必要です。

■ まちの状態・課題指標

指標名	単位	実績					めざす方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
国史跡船原古墳の認知度（知らない人の割合）	%	31.5			16.7	22.5	↓
文化財関連イベントへの若年層（30歳代以下）の参加割合	%	21.4	4.7	5.7	7.5	11.0	↑

■ 基本事業

1 文化財調査・研究推進事業

■ 内容

開発等に伴い失われる文化財の記録保存を適切に行って、地域の歴史・文化の特徴を記録化するとともに、市民が身近にある文化財を通じて地域への誇りを育めるよう、新たに文化財を発見し価値づけるための調査を行い、重要なものは指定して保存し、後世へ継承します。また、国史跡船原古墳については、市民がその価値を理解し、誇りに思えるよう、精度の高い調査を九州歴史資料館と共同で行い、専門性が高い作業等内容によっては外部委託も導入して精度を担保し、調査指導委員会で調査内容の検証を行うことで、確実に学術的価値づけを行います。

■ 成果指標

指標名	単位	実績					めざす方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
未来へ継承すべき新たな古賀の遺産等 [*] の発見数	件	3	2	0	1	0	→

※文化財保護法第2条第1項に定義される文化財

■ 事務事業

事業名	R8	R9	R10	R11	担当課
民間受託事業等発掘調査事業	29,323千円	○	○	○	文化課
文化財調査指定事業	117千円	○	○	○	文化課
国史跡船原古墳調査整理事業	11,202千円	○	○	○	文化課

2 文化財公開・活用事業

■内容

郷土への関心が低く、愛着や誇りを持っていない市民に対して、身近に貴重な文化財等があり、これを守り伝えていくことの重要性を伝えるとともに文化財等を介して学校や地域等、人と人とのつながりを形成するため、さまざまな手法を使って郷土の歴史や文化等を広く紹介し、幅広く発信することで、本市の知名度を挙げ、訪問人口・交流人口を増やし、本市の魅力をさらに向上させます。

■成果指標

指標名	単位	実績					めざす方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
歴史資料館入館者数	人	5,592	4,713	6,290	8,747	9,181	→
文化財関連イベントの参加者数	人	4,121	3,639	3,097	4,196	11,329	→
市外居住者のイベントへの参加者数	人	79	182	123	169	416	→

■事務事業

事業名	R8	R9	R10	R11	担当課
文化財公開・活用事業	1,804 千円	○	○	○	文化課

3 文化財関連施設管理事業

■内容

市民が文化財等に気軽に触れ合う機会を増やし、郷土への愛着や誇りを育むため、文化財を適切に保管・管理します。また、そのための施設を整備します。

■成果指標

指標名	単位	実績					めざす方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
市民等と共働で文化財の維持・管理等を行った行事への参加者数	人	5		3	1	2	→
市民等と共働で維持・管理等を行った文化財の数	件	1	1	1	1	2	→

■事務事業

事業名	R8	R9	R10	R11	担当課
文化財関連施設管理事業	2,007 千円	○	○	○	文化課

施策 1-3-5 読む・学ぶ・調べる図書館活動の推進

■施策の目標

- ・図書館を利用したい市民が対象年齢や興味関心に応じた事業に参加し、図書館の価値を再認識し、図書館の利用が増加している状態

■現状と課題

- ・市立図書館は、「市民の知る自由」を保障し暮らしに役立つ図書館サービスを行うため、資料の充実、レファレンスや各種講座をはじめとする図書館事業を継続し充実させていますが、市民への周知が十分に行き届いていない部分がある状況です。
- ・幅広い層の市民が、読書を通して人生をより深く生きる力を身に付けていく「学びを支える図書館」、また、日常生活や仕事、社会問題や地域情報などについての情報を入手することのできる「情報センターとしての図書館」の機能を市民へ周知する必要があります。
- ・現在インターネットを主な情報源とする市民や、本を読むことが困難である、読書習慣がない等の理由で図書館に来館しない市民を取り込むため、図書館の魅力や資料情報の提供、アウトリーチ活

動の展開、電子図書館サービスの充実を図る必要があります。

- ・古賀市立図書館の「入館者数」は、平成 30 年度 172,837 人、令和 3 年度 96,455 人と、新型コロナウイルス感染症の影響もあり減少傾向にありましたが、令和 6 年度は 134,413 人と、コロナ前の平成 30 年度値の 8 割弱まで盛り返しが見られました。また「貸出冊数」も、平成 30 年度 379,548 冊、令和 3 年度 288,426 冊から、令和 6 年度は 309,418 冊と増加し、平成 30 年度値の 8 割まで盛り返した状況です。
- ・令和 5（2023）年 2 月に実施した「利用者アンケート」では、「総合的な満足度」の設問では、満足・概ね満足と回答した方が 7 割を超え、「各サービスの満足度（「館内の過ごしやすさ」「資料の種類・数、探しやすさ」「おはなし会、講演会・講座などの行事」「図書館からのお知らせ」「スタッフの対応）」の設問においても、満足・概ね満足・普通と回答した方が 8 割を超えたことから、現状の図書館運営は概ね受け入れられていると考えられます。一方で、「大人向け資料の種類や数」や「資料の探しやすさ」の設問では、他と比較するとやや不満・不満が目立ち、これらの改善を求める要望があったことから、限られた資料購入費を有効に活用し、魅力ある新鮮な資料構成を図りながら、図書館をもっと活用してもらえるように資料情報等を提供する必要があります。
- ・これからの図書館は、市民自らによる課題解決を支援するため、図書館の強みを活かし地域の中で頼れる「知と情報の拠点」として、多様な図書・資料等を収集し、誰もが使いやすく居心地の良い場となるよう環境整備を努めるとともに、ICT なども活用しながら、市民の生活の向上、地域の課題の解決に役立つ情報提供や新たな学びのきっかけづくりを進めていく必要があります。

■ まちの状態・課題指標

指標名	単位	実績					めざす 方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
市民一人当たりの蔵書数	冊	3.8	3.8	4.0	4.0	3.9	→
図書館利用登録者数	人	19,745	19,060	18,425	19,660	16,540	→

■ 基本事業

1 図書館運営事業

■ 内容

図書館を利用したいと思う市民に対して、広報紙やホームページ、SNS、おすすめ本の紹介、他施設との相互連携等により、情報を適切な形で発信するとともに、自分では必要な情報を探せない市民に対して、相互貸借やインターネット検索・レファレンス等により調べもの相談に応じるなど、利用者のニーズに応じた図書館資料の収集に努めます。あわせて、電子図書館サービスの充実、利用しやすく居心地のよい場となるような環境の整備等により、市民生活の質の向上や地域の課題解決に役立つ情報提供、新たな学びのきっかけにつながる取組を進めていきます。

■ 成果指標

指標名	単位	実績					めざす 方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
図書館入館者数	人	97,401	96,455	122,717	133,993	134,413	↑
レファレンス件数	件	4,422	9,786	10,190	10,013	9,907	↑

■ 事務事業

事業名	R8	R9	R10	R11	担当課
図書館運営事業	18,495 千円	○	○	○	文化課

2 読書活動促進事業

■ 内容

妊娠期の方、乳幼児から児童及びその保護者、中・高・大学生に対して行う、読書の大切さの啓発、読み聞かせ、ブックスタート、赤ちゃん・小さい子のおはなし会、団体貸出、インターンシップ受入等により、読書意欲を喚起させ、読書を習慣づけることができるような取組を進めていきます。

また、地域文庫、小中学校、読書ボランティア団体に対して行う、読書ボランティア講座・交流会、団体貸出等による支援に取り組むとともに、図書館まつり、読書講座等の参加型の読書普及イベントの開催により、本との出会いや読書の楽しさや面白さ、知る喜びを普及させるなど、本を通じた支援や交流の場づくりを推進していきます。

■ 成果指標

指標名	単位	実績					めざす方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
登録者一人当たり貸出冊数 (実質貸出密度)	冊	14.2	15.1	18.2	16.8	18.7	→
図書館利用新規登録者数	人	917	1,073	1,225	1,240	1,160	→

■ 事務事業

事業名	R8	R9	R10	R11	担当課
読書活動促進事業	1,197 千円	○	○	○	文化課

施策 1 - 3 - 6 学び合いを支える社会教育活動の活性化

■ 施策の目標

- ・相互に学び合った市民がその成果を地域課題の解決につなげることで、孤立を防ぎ、お互いに支え合う自立した地域へ成長している状態
- ・家庭課題の解決や仲間づくりに関する学びの機会が容易に得られ、学びの成果を地域課題の解決につなげる社会教育活動が活発に行われている状態

■ 現状と課題

- ・本市では、地域社会でより豊かに暮らせるための「社会教育」と、市民一人ひとりの生きがいを支えるための「生涯学習」を進めてきました。
- ・超少子高齢化や人口減少社会の到来、インターネットの普及などの社会情勢や新しい生活様式の浸透などの社会態様の変化が急速に起こっており、社会教育や生涯学習のソフト面で機敏に対応する必要性が高まっています。
- ・本市では令和元（2019）年度から令和6（2024）年度にかけての世帯構成人数が2.29人から2.16人に減少しており、核家族世帯や単身世帯の増加が急速に拡大し、家庭教育を支援する取組や地域のつながりを深める取組の必要性が増しています。
- ・市民の孤立化と地域コミュニティの希薄化というスパイラルを防ぐため、より一層社会教育の進展が必要であると考えられます。従来のリーパスカレッジ（市民講座）の内容を市民や地域からの要請に応じた講座企画へブラッシュアップする取組や、地域公民館を活用した出前講座実施、市内企業利用の促進などの新規利用者の開拓とネットワーク化に取り組む必要があり、能動的に学ぶ姿勢のある市民の増加や、ともに支え合い取り残された人がいない地域を作っていくことが求められています。
- ・これらの取組によって市民や地域の意識や行動がさらに進み、地域福祉や地域コミュニティの維持や活性化につながることで、今後予測される市民の孤立化と地域コミュニティの希薄化などの社会課題に粘り強く対処できるようになると考えられます。
- ・リーパスプラザこが中央公民館は従来の役割をいったん総括し、「市民ホール（仮称）」として、より高品質な文化・芸術活動の発信拠点となり、あらゆる世代の市民がより豊かな生活を送ることを共通の目的として市民生活のすぐそばに豊かな芸術文化が息づくことが求められています。また、

収益化を図ることで近隣市町からの来場者が増え、文化芸術を必要とする母数を増やすことで経営の安定化と持続可能な館運営が可能となります。

- ・リーパスプラザこがで拠点型の講座展開だけでなく、社会構造の変化やデジタル化に対応した、各地域それぞれの地域課題に即した講座や少人数単位で気軽に参加できる講座を開発することで、市民が相互に学び合う状態や、より広範に受益を行き渡らせることが可能となります。
- ・地域公民館は、地域の主体性によって独立性を持って運営できる仕組みを構築するとともに、地域住民のいちばん身近な拠り所として機能できるよう、その方向性の示唆やツールの提供、活動支援を充実させることが課題となっています。
- ・今後も核家族世帯や単身世帯の増加が継続すると考えられ、それに伴い、市民の孤立化と地域コミュニティの希薄化が進行すると考えられます。
- ・市民の孤立化を防ぐため、リーパスカレッジ（拠点型講座プログラム）を家庭課題の解決や仲間づくりに資することができる事業内容に工夫・改善する必要があります。
- ・お互いに支え合う自立した地域に成長することをめざし、地域型（アウトリーチ）講座の拡充などの地域公民館活動の支援を行う必要があります。
- ・社会教育の拠点であるリーパスプラザこがの活性化を図るため、市内企業を巻き込んだ活用促進や、中央公民館の市民ホール化など施設面・ソフト面の改良を推進していく必要があります。
- ・若い世代の社会活動参加意識が希薄であることから、祝賀事業を契機とし、自覚を促し参加を促進していく必要があります。
- ・図書館・歴史資料館は、建設から30年経過し、施設全体の老朽化が進んでいるため、施設の維持管理や必要な改良を計画的に行い、快適・安全な施設運営につながるよう、日常点検を行っていく必要があります。また今後は、市民ニーズはもとより、時代の要請や社会課題に対応していく市民の学び合いを支えるため、知の集積と発信機能の強化をさらに図る必要があります。

■ まちの状態・課題指標

指標名	単位	実績					めざす方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
リーパスプラザこが利用者総数	人	271,488	277,106	406,880	425,966	438,918	↑

■ 基本事業

1 生涯学習推進事業

■ 内容

主に20歳代から50歳代の市民が人生をより豊かに過ごすための生涯学習の機会に触れ、同じ趣向を持つ市民と出会い、交流の機会を増やすため、リーパスプラザこがを拠点として、さまざまな学びの場を提供するリーパスカレッジ（市民講座）を開催します。また、二十歳の集いを開催し、社会を支える一員となったことを自覚し、市がそれにエールを送ることにより、地域社会へ目を向け、参加するきっかけづくりを行います。

■ 成果指標

指標名	単位	実績					めざす方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
リーパスカレッジ事業参加者数	人	358	535	868	1,206	1,157	↑
アウトリーチ事業参加者数	人	532	370	423	537	517	↑

■ 事務事業

事業名	R8	R9	R10	R11	担当課
成人祝賀事業	715 千円	○	○	○	生涯学習推進課
リーパスカレッジ事業	1,185 千円	○	○	○	生涯学習推進課

2 公民館活動推進事業

■ 内容

地域公民館に方向性の示唆やツールの提供、活動支援を行うことにより、地域公民館が地域住民の一番身近な寄り処となり、人生をより豊かに過ごし、同じ趣向や悩みを持つ人と触れ合うための機会が得られるよう、自治会が主体的に運営できる仕組みを構築し、地域課題の発見や解決を行うための地域活動の拠点として、地域公民館が地域コミュニティ活動と密接に連携して稼働できるよう活用を促します。

■ 成果指標

指標名	単位	実績					めざす 方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
公民館活動を行う自治会の数	自治会	46	46	46	44	45	↑

■ 事務事

事業名	R8	R9	R10	R11	担当課
公民館活動推進事業	19,946 千円	○	○	○	生涯学習推進課

3 社会教育関連施設管理事業

■ 内容

社会教育・生涯学習に興味関心・好奇心を持ち、市民同士の対話を増やすことを望む市民が増え、多様な生活態様の市民がリーパスプラザこが（中央公民館、交流館、図書館・歴史資料館）を満足して利活用できるよう、適切な維持管理を行います。

■ 成果指標

指標名	単位	実績					めざす 方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
リーパスプラザこが貸室稼働率	%	25.41	25.12	35.62	36.32	36.92	↑
リーパスプラザこが大ホール稼働率	%	22.5	20.49	30.91	37.39	29.81	↑

■ 事務事業

事業名	R8	R9	R10	R11	担当課
生涯学習センター管理事業	77,652 千円	○	○	○	生涯学習推進課
図書館・歴史資料館管理事業	12,894 千円	○	○	○	文化課

政策 1 - 4 人権と多様性の尊重

■ 政策の目的（政策によってめざすまちの姿）

- すべての市民が個性を認め合い、尊重し合いながら、誰もが社会の構成員として主体性をもって活躍するまち

■ 現状と課題

- ・ 部落差別をはじめ、性別、年齢、障がいのあるなし、国籍、性的指向及び性自認（性同一性）を理由とした偏見や差別、感染症に起因する差別などさまざまな人権問題が今なお存在しています。また、インターネットでの誹謗中傷など、情報技術の進展や社会情勢の複雑化・多様化に伴い差別の形も変わってきており、新たな人権問題や今まで見過ごされていたような人権問題が顕在化することが予測されます。
- ・ これまでの人権教育・啓発により、人権や人権問題についての関心が高まっている一方、自分には関係がないという理由で関心がない人や、すでに人権問題はすべて解決してしまっているとの認識を持っている人の割合は増加しています。さまざまな人権問題に対する正しい知識を身につけ、違いを認め合い、尊重し、共生していける社会を築いていかなければなりません。
- ・ 「男は仕事、女は家庭を守る」といった固定的性別役割分担意識は解消されつつありますが、依然として家事や育児、介護は女性が担う場合が多く、女性が自分で人生の選択ができない状況の解消には至っておらず、こうした社会背景もあり、ドメスティック・バイオレンス（配偶者やパートナー、交際相手等からの暴力）の相談は少なくありません。ドメスティック・バイオレンスの原因として、性別に関連する社会通念や男女の経済的格差など、個人の問題として片付けられないような構造的課題も大きく関係しています。
- ・ 性別に関わりなく、誰もが社会の対等な構成員として、その能力を十分に発揮しながら、責任を担って協力し合うことが求められています。
- ・ 本市の住民基本台帳に登録のある外国人は、新型コロナウイルス感染症の影響により令和 3（2021）年度は横ばい、令和 4（2022）年度は減少に転じましたが、令和 5（2023）年度は 1,000 人を超えております。アフターコロナに伴い、今後急激な増加が予測されております。特にこれまでも年々増加していた技能実習生をはじめとする就労が認められる在留資格者数の増加は顕著に見られます。
- ・ 国籍に関わらず外国にルーツを持っている人は、言葉が通じないことでコミュニケーションがとりにくい、生活に必要な情報を得にくい、文化や風習の違いによって生活しづらいといったさまざまな悩みを抱えている場合があります。しかし、国際交流・多文化共生に関する市民の意識は高いとは言えず、令和 3（2021）年度から古賀市多文化共生推進協議会を設置し、関係機関や関係団体との連携・協力体制を構築しているところです。
- ・ 令和 4（2022）年度からは、国籍に関わらず誰もが自分らしく暮らせるように、生活上の相談や情報提供を行う古賀市多文化共生相談窓口を設置しました。
- ・ 生産年齢人口の減少や高齢者の増加が続くことにより地域を支える人材の確保が困難になるなか、誰もが国籍や民族、文化の違いを知り、認め、尊重し合いながら、出身地やルーツに関わらず、安心して暮らし、地域の担い手としても活躍できるようなまちづくりが必要となっています。

■ まちの状態・課題指標

指標名	単位	実績					めざす方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
差別事象の発生件数	件	1	0	1	0	1	↓
外国籍市民の人数	人	898	896	814	1,006	1,322	-

施策 1 - 4 - 1 すべての人権の尊重

■ 施策の目標

- ・ 「人権」についてすべての市民が理解し、年齢やジェンダー、障がいのあるなし、国籍などに関わらず、幅広く多様な人々を包摂するインクルーシブ社会の実現に向けて行動している状態

■現状と課題

- ・人権に関する市民意識調査（令和 2（2020）年度実施）における「人権や人権問題についての関心」についての質問で「関心がある」「少し関心がある」を合わせると 71.3%と、前回調査（平成 20（2008）年度実施）57.9%より関心は高くなっていますが、残り約 30%は「関心がない」と回答しています。
- ・人権に関する個別課題の法律や条例及び内容についての理解度は全体の約 3 割に留まっています。
- ・人権は「すべての人間が持っている、生存権と尊厳の問題」と考えると、人権に関心のない人間はいないのが自然です。したがって市民の 10 人に 3 人は「関心がない」というよりも、「人権とは何か」について理解していないと考えられます。
- ・「差別や人権侵害を受けたと感じたことがありますか」の質問では、平成 20（2008）年度に実施した前回の調査の 25%に比べ、約 40%の人が受けたことがあると回答しています。
- ・人権侵害を受けたと感じるかは個人の人権意識に大きく左右されますが、「人権や人権問題についての関心」についての質問で「関心がある」人の方が「関心がない」人よりも人権侵害を受けたと感じている結果となっています。
- ・「差別や人権侵害を受けたことがある」と回答した市民が増えているのは、人権教育・啓発のなかで市民の人権意識が高まった結果、男は仕事、女は家庭といった封建社会的考え方など、これまで家庭や職場、学校などで当たり前だと感じられていた事柄が、人権侵害であると感じる市民が増えたことが推測され、これまでの人権教育・啓発の成果の結果であると考えられます。
- ・「人権や人権問題についての関心」についての質問で「関心がない」と回答した市民には、部落差別解消推進法で部落差別は現存すると規定していることなど、差別の現状認識不足や人権についての基本的考え方の認識に不十分さが見られることから、さらに人権について関心を持ってもらえるような教育・啓発が必要です。
- ・「古賀市で行われる人権啓発行事の参加経験」の質問では、56.2%が「参加したことがない」と回答しており、その理由としては「情報が入ってこなかったから」が 34.8%、「内容に興味を持てなかったから」が 32.2%となっています。周知方法及び年齢層や生活環境を考慮し、ターゲットを明確に絞った啓発方法を検討する必要があります。
- ・「人権問題についての研修又は学習を受けた経験」の質問では、約 30%が「受けた経験がない」と回答しています。学校教育のなかで人権教育は受けているはずですが、その人にとって記憶や印象に残るような研修や学習ではなかったためだと考えられ、大きな課題と認識しています。関係団体と連携を図り、受ける人の記憶や印象に残る内容を企画し、人権意識の向上につながるよう、主催者の明確な意図のもと啓発を実施していく必要があります。多様な研修（学習）の機会を市民にいくかに多く提供するかが、教育機関や行政の今後の課題です。行政施策の趣旨を理解し、市民の協力を得るためにも、「どのような法律（条例）に基づき」、「どのような施策を実施している」のかを繰り返し啓発（教育）する必要があります。
- ・企業においては、パワハラやセクハラ、えせ同和行為、障がい者、外国人などに関わるさまざまな人権問題に高い人権意識を持って対応していく必要があります。目まぐるしく変化する社会情勢のなか、企業の果たすべき社会的責任（CSR）も多様化しており、職場内での人権に関する研修や人権尊重の確保に向けた活動の必要性がある一方で、その機会を十分に確保することが困難であるという課題があります。
- ・納骨堂については、市内に 3 箇所ありいずれも建設から 40 年以上経過しているため、災害時の建物の確認をはじめ、利用者にとって安全・安心な施設となるよう、維持・補修が必要となっています。
- ・隣保館及び集会所については、交流の場や避難所としての機能を有しているため、利用者にとって安全・安心な施設となるよう、適切な管理に努める必要があります。

■まちの状態・課題指標

指標名	単位	実績					めざす方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
人権や人権問題について「関心がある」「少し関心がある」人の割合	%	71.3					↑

■基本事業

1 人権意識向上事業

■内容

さまざまな人権問題について、すべての市民に関心を持ってもらえるよう、全市民を対象とした講演会や研修会の開催、広報紙・ホームページなどでの情報発信、隣保館及び3地域集会所での講座や啓発パネルの展示、ししぶ交流センター啓発掲示板での啓発、古賀市企業内人権・同和問題研修推進委員に対する研修会の実施や関係団体の研修への参加促進など、記憶と印象に残るような取組を行います。

■成果指標

指標名	単位	実績					めざす 方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
講演会・研修会の参加者数	人	2,127	3,306	2,959	3,464	3526	↑
企同推の研修参加者数	人	10	4	60	64	68	↑

■事務事業

事業名	R8	R9	R10	R11	担当課
人権意識向上事業	11,878 千円	○	○	○	人権センター
人権意識向上事業	3,460 千円	○	○	○	隣保館
人権意識向上事業	-	○	○	○	商工政策課

2 人権擁護事業

■内容

個別の人権侵害に適切に対応するため、関係機関や人権擁護委員と連携して市民の相談窓口の体制を強化し、人権侵害や生活に関する相談を受け、関係機関とも連携して解決につなげます。

■成果指標

指標名	単位	実績					めざす 方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
相談対応率	%	100	100	100	100	100	→

■事務事業

事業名	R8	R9	R10	R11	担当課
人権擁護事業	337 千円	○	○	○	人権センター
人権擁護事業	-	○	○	○	隣保館

3 人権関連施設管理事業

■内容

市内3か所の同和对策事業により整備した納骨堂、隣保館及び3地域集会所など、人権施策の推進に関連する施設を利用者が安全に利用できるよう、施設の点検や維持管理を行います。

■成果指標

指標名	単位	実績					めざす 方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
当該年度中に発生した不具合を当該年度中に解消できた割合	%	100	100	100	100	100	→

■事務事業

事業名	R8	R9	R10	R11	担当課
人権関連施設管理事業	150 千円	○	○	○	人権センター
隣保館・地域集会所管理事業	13,483 千円	○	○	○	隣保館

施策 1-4-2 性別にとらわれない多様な生き方の尊重

■ 施策の目標

- ・性の多様性についてすべての市民が正しく理解し、誰もが自認する性を尊重され、自分らしく生きられる社会の実現に向けて行動している状態

■ 現状と課題

- ・長年、男女の区分や異性愛以外の性的指向と性自認は、障がいや精神疾患の一つと思われるという、性多様性に対する医学の認識がありました。その誤った医学的見地から、男女の区分や異性愛を前提とし、それ以外の生き方を排除するような社会風潮があります。このような誤った認識から、性の多様性に対する教育の欠如がどの年齢層にもあると思われます。
- ・近年、性的指向・性自認に対する認識は変わりつつありますが、長年の誤った知識による偏見は簡単に払拭することは困難であるため、性の多様性を理解するための啓発が必要です。
- ・さまざまな調査結果を踏まえると、性的マイノリティの人たちが人口の3～10%いると推測されます。仮に5%とすると20人に一人という割合となり、本市に当てはめると、約3,000人程度と推測されます。
- ・性的マイノリティ当事者等の交流を図るレインボー交流会事業は、パートナーシップ宣誓制度導入年度から開催しています（令和2（2020）年度1回、令和3（2021）年度1回、令和4（2022）年度2回、令和5（2023）年度4回、令和6（2024）年度4回。）
- ・レインボー交流会事業は、性の多様性について正しく理解することを目的に、全市民を対象として開催を予定していましたが、当事者団体から「当事者への配慮」を希望する意見もあり、対象者を当事者のみとして開催しています。また、交流会開催案内チラシの内容を具体的に記載することで、交流会が安心して参加できる場所であることを伝え、より参加しやすい環境づくりを行っています。
- ・事業への参加募集の周知については当事者団体ホームページ及び本市ホームページで行っています。

■ まちの状態・課題指標

指標名	単位	実績					めざす方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
性的指向・性自認に関する相談件数	件	0	0	0	1	2	－
福岡県内でパートナーシップ宣誓制度を設けている市町村の数	件	2	3	6	10	10	－

■ 基本事業

1 性の多様性尊重事業

■ 内容

男女の性差、性的指向や性自認に対する偏見や無理解により生じる生活上の不利益を解消し、誰もが自認する性を尊重され、自分らしく生きられるよう、性的マイノリティのカップルや事実婚の方を対象にしたパートナーシップ宣誓制度やファミリーシップ制度の運用、性の多様性について正しく理解を深めるための講演会や啓発等を行い、性的マイノリティについて否定せず正しく理解する市民を増やしていきます。

■ 成果指標

指標名	単位	実績					めざす方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓者（累計）	人	6	8	10	12	9	↑

■ 事務事業

事業名	R8	R9	R10	R11	担当課
パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度推進事業	－	○	○	○	人権センター
性の多様性理解促進事業	744千円	○	○	○	人権センター

施策 1-4-3 ジェンダー平等の実現と男女共同参画の推進

■ 施策の目標

- ・すべての市民が性別の枠にはまらず、自分らしく生きていける社会の実現に向けて行動している状態

■ 現状と課題

- ・令和 2（2020）年度に実施した市民・事業所意識調査では、「男は仕事、女は家庭を守る」という考え方に「賛成」が 43.9%、「反対」が 53%となっています。平成 27（2015）年度に行われた調査と比較すると、賛成派が 10.8%減少し、反対派が 11.1%増加した状況から、固定的性別役割分担意識は解消されつつあり、男女共同参画社会への理解が進んでいる状況がみとれます。
- ・掃除・洗濯、炊事、家計管理といった家事育児等は依然として女性が担うことが多く、令和 2（2020）年度に実施した市民・事業所意識調査では、「掃除・洗濯」を女性が担う割合は 53.2%、「炊事」は 59.6%、「家計管理」は 51.2%となっています。日々の家庭生活に男性を引き込むなど、固定的性別役割分担意識の解消に向けたさらなる取組が必要です。
- ・性別に関わりなく、男女が社会において、対等な構成員として、ともにその能力を發揮し、協力し合うことが求められています。令和 2（2020）年度に実施した市民・事業所意識調査では、「市議会議員への女性登用」では「男女の比率を同じくらいにする」と回答した人の割合は 48.8%、「自治会長への女性の登用」は 43%となっています。政策・方針の決定及びまちづくり、農業、教育の多くの分野では、女性の役職登用については「男性と女性の比率を同じくらいにする」ことが求められていますが、男女共同参画社会を実現するためには、政策・方針決定の場のみならず、社会のあらゆる分野に女性の参画が必要です。
- ・人口減少、少子高齢化が進むことにより、働く場における女性の活躍推進が求められています。しかし、令和 2（2020）年度に実施した市民・事業所意識調査では、男性の育児休業取得率が低い理由として、「職場の理解が得られない」が 67.5%、「取得すると仕事上周圍の人に迷惑がかかる」が 54%、「取得した場合、経済的に苦しくなる」が 49.1%となっています。「職場の理解が得られない」が男性の育児・介護休業の取得を阻む一番の要因となっており、男性中心の働き方の慣行を見直すことにより、社会における女性の活躍推進を図るとともに、男女ともに暮らしやすく、働きやすい「仕事と家庭の両立」できる環境づくりに対する支援が必要です。
- ・福岡県警における DV 認知件数については、平成 28（2016）年 1,873 件、平成 29（2017）年 2,046 件、平成 30（2018）年 2,276 件、令和元（2019）年 2,940 件と増加傾向でしたが、令和 2（2020）年 2,747 件、令和 3（2021）年 2,528 件と減少傾向となり、令和 4（2022）年は 2,620 件と再び増加に転じています。
- ・DV の背景には、男性優位の考え方や男女の経済力格差などの社会状況もあり、男女の固定的な役割分担意識や女性の経済的・社会的地位の低さなど、女性の人権が十分に尊重されていないという問題があります。
- ・DV は、主に家庭内で行われるため、外部からの発見が難しく、しかも加害者に罪の意識が薄いという傾向にあります。このため、周囲が気付かないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすい状況にあります。被害者及び加害者に対する周囲の人々などの理解不足や不十分な対応などの問題も多く、DV に対する正しい理解と相談窓口の周知を図るための啓発に取り組む必要があります。
- ・DV についての相談件数は増加傾向にあり、少しずつ相談窓口として認知されてきていると考えられますが、その一方で今後どのような生活になるか不安を抱えていることが多く、相談者に寄り添ったサポートが必要です。また、相談のなかで法律などの専門的な知識が必要な場合も増えているため、専門の相談員が必要となっています。

■ まちの状態・課題指標

指標名	単位	実績					めざす方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
「男は仕事、女は家庭」という考え方（固定的性別役割分担意識）に賛成しない人の割合	%	53.0					↑
DV等に関する住基閲覧制限件数	件	217	205	198	223	241	－

■ 基本事業

1 男女共同参画推進事業

■ 内容

男女が性別によって差別されることなく、その人権が尊重されるよう、市民・事業者に対して、男女共同参画について正しく理解・認識を促すためのさまざまな講演会や啓発等を行い、男女の人権が平等に尊重され、責任を分かち合いながら、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現をめざします。

■ 成果指標

指標名	単位	実績					めざす方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
男女共同参画推進事業としての啓発・講座等の事業への参加者数	人	248	118	154	533	392	↑

■ 事務事業

事業名	R8	R9	R10	R11	担当課
男女共同参画推進事業	1,336 千円	○	○	○	人権センター

2 DV対策事業

■ 内容

配偶者等からの暴力（DV）による被害者が自立に向けて安心して生活できるよう、配偶者等からの暴力（DV）による被害者からの相談に応じ、被害者の保護及び自立への支援を行います。

■ 成果指標

指標名	単位	実績					めざす方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
市のDVに関する相談件数	件	82	58	128	86	62	－

■ 事務事業

事業名	R8	R9	R10	R11	担当課
DV対策事業	9,052 千円	○	○	○	子ども家庭センター

施策 1-4-4 自分らしく暮らせる多文化共生の推進

■ 施策の目標

- ・外国籍市民等との共通言語である「やさしい日本語」を使用し、外国籍市民等と日本人市民とが日常生活において自然に関わり、誰もが安心して、自分らしく楽しく暮らしている状態
- ・市民（主に若者たち）が、国籍や文化等の違いを受け入れ、尊重しながら、視点を高め、多様な考え方を受け入れることができるようになっていくだけでなく、自分自身を見つめ直し、自分たちの良さや市の新たな魅力に気づき、その良さを市内外に発信している状態

■ 現状と課題

- ・グローバル化や情報化が急速に進展している社会において、自国のことのみを考えて行動するので

はなく、地球規模で考え世界の国や地域の人たちと仲良く、ともに社会を創っていくことが非常に重要です。

- ・少子高齢化や人口減少により労働人口も減少するなかで、技能実習生をはじめ外国人人材に頼らないと経済が立ち行かない状況となっているため、日本で暮らしている外国籍の人について、「出稼ぎに来ている人」と認識するのではなく、産業を担っている大切な存在であると認識することが大切です。
- ・技能実習生をはじめ外国籍の人は、日本で暮らすにあたり、言葉をはじめ文化・風習、生活、交通ルール等の違いにより様々な困難に出くわします。どのように日本人市民が接するかによって、外国籍の人たちの暮らしやすさが変わってきます。同じ市民として、その困り事に寄り添い一緒に解決していく「共に生きていくこと」が必要です。
- ・また、外国籍の人たちが暮らしにくいまちは、外国人に選ばれないまちとなり、結果的には産業が成り立たず、市民や事業者にとっても非常に厳しい状況となるため、外国籍市民等が増加している今、国際交流・多文化共生を推進していくこと、その取組としてまずは、相手のことを知る「交流事業」を進めていく必要があります。今後は、より交流が図れるよう、事業周知も含めて工夫した取組を進めていきます。
- ・多文化共生を推進し、外国籍市民等を含む誰もが自分らしく安心して暮らせるように、みんなで交流ができ、各人が「らしさ」を発揮できれば、今まで気づけなかった「本市のよさ」ひいては「自分のよさ」にも気付くことができます。
- ・令和7年3月末で1,322人。就労を目的とする技能実習、特定技能などを中心に増加しています。
- ・外国人の増加により、住居の確保および入居後のサポートのため、外国籍市民等向けの生活オリエンテーション等を引き続き継続して実施し、関係機関および不動産関係者等との連携を図ります。
- ・外国籍市民等と関わりのある関係機関は、従来より各々で活動していましたが、関係者同士でのつながりが弱かったため、継続したサポートや、効果的なサポートができているとは言い難い状況にありました。そこで、外国籍市民等に関する関係機関（庁内体制を含む）や関係団体との連携及び協力体制を構築するため、令和3(2021)年度から古賀市多文化共生推進協議会を設置し、令和6(2024)年度からは、不動産事業者、警察関係者を新たに委員に加え、協力体制の充実を図りました。
- ・国籍に関わらず誰もが自分らしく暮らせるように、令和4(2022)年度から古賀市多文化共生相談窓口を設置し、生活上の相談や情報提供を行っております。今後は、より気軽に相談ができるように、相談体制を充実させていく必要があります。
- ・普段から外国籍市民等と関わりのある人は、言葉によるコミュニケーションの課題を認識し、また言葉以上に、相手を想う「共感力」が重要であると感じていますが、一方で「多文化共生」について知らない・分からない人も多く、関心があっても関わり方が分からないという方も一定数います。また、多文化共生について分からないと感じている人ほど、普段から外国籍市民等との関わりがない人が多い状況にあり、国際交流・多文化共生に係る市民の意識不足が課題となっています。
- ・福岡県在住外国人アンケート調査（令和2(2020)年2月実施）では、「日本語のできる程度」について、「考えたことや思ったことを自由に話せる」が49.1%、「TVやラジオのニュースで話していることが聞きとれる」が44.0%、「本や新聞が読める」が41.2%、「漢字を使って文章が書ける」が37.2%となっています。
- ・福岡県在住外国人アンケート調査では、「どのような方法で日本語を学びたいか」の質問で、「日本語教室で」が36.7%、「インターネット、アプリを使って」が32.6%、「家族・知人・友人から教えてもらう」が29.6%、「自分一人で教科書やTV、ラジオを使って」が28.4%、「通信教育で」が6.4%となっています。
- ・福岡県在住外国人アンケート調査では、「普段の生活で困っていること」の質問で、「文化、習慣の違い」が22.0%（技能実習生：28.4%）、「病気やけがのとき」が20.3%（技能実習生：20.9%）、「コミュニケーション」が20.1%（技能実習生：34.3%）となっています。
- ・福岡県在住外国人アンケート調査では、「地域社会との関わりについて」の質問で、「参加したいが、参加したことがない」が44%と一番多く、参加しない（していない）理由は、「どのような活動が行われているか知らない」が59.9%（技能実習生：61.9%）、「仕事や授業で参加できない」が46.4%（技能実習生：49.2%）、「言葉がつづじるか不安」が30.2%（技能実習生：33.3%）となっています。
- ・日本語教室の存在を知らない等、市からの情報が外国籍市民等に行き届いていない状況にあり、外

国籍市民等への生活支援の不十分さが課題となっています。

■ まちの状態・課題指標

指標名	単位	実績					めざす 方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
日本人市民の外国籍市民等との日常生活での関わり度合	%						↑
外国籍市民のうち就労が認められる在留資格者数	人	529	501	419	557	727	-

■ 基本事業

1 多文化共生推進事業

■ 内容

国籍や民族、文化の違いを知り、認め、尊重し合いながら、外国籍市民等を含む市民誰もが社会の構成員として自分らしく、安心して暮らせるよう、ワンストップ型の相談窓口（多文化共生相談窓口）を充実させ、多文化共生の取組を推進します。

講演会や研修会等を開催し、国際交流・多文化共生に関する市民の意識の向上を図るとともに、外国籍市民等が交流型日本語教室をはじめ、市の行事等に参加できるようにサポートする等、外国籍市民等を含む市民同士の交流を促進します。また、外国籍市民等がサポートされるだけでなく、まちづくりの担い手として、主体性を持って自分らしく楽しく暮らせるよう、古賀市多文化共生推進協議会等を通じて、関係機関や関係団体との連携、協力体制を強化します。

■ 成果指標

指標名	単位	実績					めざす 方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
多文化共生に関わる講習会等の参加者数（実数）	人		141	260	168	62	↑
多文化交流事業の参加者数（実数）	人	35	66	141	121	119	↑

■ 事務事業

事業名	R8	R9	R10	R11	担当課
多文化共生支援事業	1,558 千円	○	○	○	まちづくり推進課
多文化交流促進事業	1,219 千円	○	○	○	まちづくり推進課

すべての人が地域で支え合い 健やかに暮らせるまち

施策	基本事業	事務事業
1 人とまちの健康づくりの推進	1 健康づくり推進事業	健康づくり推進事業
	2 食育推進事業	食生活改善推進事業 食育推進事業
2 保健の充実と医療連携	1 地域医療連携推進事業	地域医療推進事業 健康助け合い活動促進事業
	2 疾病予防・早期発見事業	疾病予防・早期発見事業
	3 感染症対策事業	感染症対策事業
	4 国民健康保険管理事務	国民健康保険管理事務 国民健康保険税賦課徴収事務
	5 国民健康保険給付事業	国民健康保険給付事業
	6 後期高齢者医療管理事務	後期高齢者医療管理事務 後期高齢者医療保険料賦課徴収事務
	7 後期高齢者医療療養給付事業	後期高齢者医療療養給付事業
1 みんなで支え合う介護予防の推進	1 保健事業と介護予防の一体的実施事業	保健・介護予防活動促進事業
	2 介護予防・生きがいづくり支援事業	高齢者生きがいづくり支援事業 介護予防把握事業 介護予防活動推進事業
	3 介護予防関連施設管理事業	介護予防関連施設管理事業
2 最期まで尊厳のある暮らしを続けるための支援の充実	1 地域包括ケア推進事業	地域包括ケア推進事業
	2 高齢者権利擁護推進事業	高齢者権利擁護推進事業
	3 認知症総合支援事業	認知症見守り促進事業 認知症高齢者等支援事業
	4 介護保険管理事務	介護保険管理事務 介護保険料賦課徴収事務
	5 介護サービス提供事業	介護サービス給付事業 介護サービス事業者支援事業
	6 高齢者日常生活等支援事業	高齢者日常生活等支援事業 生活再生支援事業
1 地域で安心して生活するための支援の充実	1 障がい者生活支援事業	障がい福祉サービス等提供事業 自立支援医療事業 特別障がい者手当等給付事業 障がい福祉サービス事業所支援事業
	2 障がい者相談支援事業	障がい者相談支援事業
	3 障がい者権利擁護推進事業	障がいの理解促進事業 障がい者成年後見制度利用支援事業 障がい者虐待防止事業
	4 重度障がい者医療事業	重度障がい者医療事業
	5 障がい者福祉関連施設管理事業	障がい者福祉関連施設管理事業
2 自分らしさを発揮できる社会参加の促進	1 障がい者就労促進事業	障がい者就労促進事業
	2 障がいのある人の生きがい活動促進事業	障がいのある人の交流活動促進事業
1 困ったときに頼り合える地域福祉の推進	1 相談支援包括化事業	相談支援包括化事業
	2 自殺対策推進事業	自殺対策推進事業
	3 地域福祉包括的支援事業	在宅療養生活支援事業 アピアランスケア推進事業 犯罪被害者支援事業
	4 恒久平和希求事業	恒久平和希求事業
	5 社会福祉センター管理事業	社会福祉センター管理事業
2 自立支援の推進と包括的支援の充実	1 生活保護事業	生活保護事業 生活保護受給者就労支援事業 生活保護受給者健康管理支援事業
	2 行旅人支援事業	行旅人支援事業
	3 包括的自立支援事業	生活困窮者自立支援事業 住居確保困窮職者就労支援事業 包括的自立支援事業
	4 国民年金管理事務	国民年金管理事務
	5 市営住宅管理事業	市営住宅管理事業

政策 2 - 1 地域保健の推進と医療との連携促進

■ 政策の目的（政策によってめざすまちの姿）

- すべての世代の市民が自分の健康に関心を持ち、ライフステージに応じた健康づくりに主体的に取り組むことで、生涯にわたって健康な生活を続けているまち

■ 現状と課題

- ・健康でいきいきとした生活を送ることは、すべての世代の誰もが望む願いです。「人生 100 年時代」と言われるように本市の 100 歳以上の人口も年々増加し、健康寿命も男女ともに延びてきています。人生 100 年時代を健康で心豊かに生きていくためには、市民一人ひとりが自分の健康に関心を持ち、発症予防や早期発見・早期治療、重症化予防などに努めながら、主体的に健康づくりに取り組むこと、その取組を社会全体へ広めていくことが重要となります。
- ・令和 22（2040）年頃には団塊ジュニア世代が高齢期に入り、さらに高齢化率が上昇することが予想され、社会保障の経費の増大が懸念されます。本市の国民健康保険被保険者の一人当たり医療費は年々増加し、全国平均や福岡県平均より高い値で推移しており、高血圧や脂質異常症、糖尿病等の生活習慣病関連疾患が多くを占めています。
- ・生活習慣病は予防が可能であり、その発症及び重症化予防に取り組むことが必要です。生活習慣病のなかでも今後は糖尿病患者が増加すると考えられ、糖尿病が骨粗鬆症や認知症に関連があること、要介護（支援）認定者の新規認定に至った原因疾患が、認知症、骨折、筋骨格系疾患、脳血管疾患が多いことから、糖尿病の発症及び重症化予防が最優先の課題と考えられます。
- ・日本人の死因の第 1 位であるがんの罹患率は、本市でも年々上昇しています。特に若い世代のがん罹患は、肉体的、精神的、社会的、経済的、すべてを含めた生活の質の低下にもつながると考えられます。
- ・本市では、地域の公民館等を拠点に健康づくりを進める「ヘルス・ステーション」の設置や「歩いてん道」を活用した地域ウォーキングの開催、産学官が連携した市民の健康づくりの推進、健康づくり等関連サポーターの育成、「健康チャレンジ 10 か条」の普及啓発など、市民が生涯にわたって生きがいを持ち、健やかな生活を送るための支援に取り組んでおり、今後も、地域やさまざまな主体と連携し、市民一人ひとりの健康づくりを支えることが必要です。
- ・かかりつけ医・歯科医を持つことにより、市民が安心して健康について相談でき、病気の早期発見・早期治療など適切な対応につなげることができます。
- ・感染予防、症状の軽減及びまん延防止のための予防接種の効果や公衆衛生の向上により、全国的に感染症の罹患患者数は減少していますが、結核や麻しん、風しん等については、海外からの渡航者や予防接種未接種者を中心に集団感染が起こっています。さらに新型コロナウイルス感染症など新たな感染症への迅速で適切な情報提供や対応が求められています。

■ まちの状態・課題指標

指標名	単位	実績					めざす方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
市民の健康寿命（男性）	歳	81.25	80.76	80.8	80.1	81.0	↑
市民の健康寿命（女性）	歳	84.43	84.01	84.5	82.1	84.2	↑
健康チャレンジ 10 か条の実践度	%			95.1			↑

施策 2 - 1 - 1 人とまちの健康づくりの推進

■ 施策の目標

- ・市民が健康チャレンジ 10 か条を日々意識し実践するなど、若い頃からの生活習慣病の発症及び重症化予防に取り組むことができている状態

■ 現状と課題

- ・2040 年頃高齢者人口がピークを迎えるなど、今後の高齢者の増加に伴い、医療・介護・年金等の社会保障関係費の増大が予測されるため、持続可能な社会保障制度を維持することが重要な課題と

なっています。

- ・2040年を見据え、現在高齢期にある人は、できる限り自立した生活を維持し、これから高齢期に突入する人は元気な状態で高齢期を迎えることができるよう、子どもから高齢者までそれぞれの世代に応じた健康づくりの取組が重要です。
- ・市民の健康課題である糖尿病や高血圧等の生活習慣病の発症及び重症化予防を図るため、原因となる肥満予防や減塩対策に重点を置き、健康増進及び生活習慣病の発症予防に取り組む必要があります。
- ・第三次ヘルスアップぷらんでは、健康づくりの4つの柱「たべる」「うごく」「まもる」「たのしむ」を基盤とし、実効性を高めるために、「朝（午前中）を意識した生活」と「計る（測る）を取り入れた生活」を新たな視点として加えました。朝食欠食の増加原因の1つである「夜型生活」は心身の不調や生活習慣病の発症にも影響を及ぼすため、「朝（午前中）を意識した生活」を推進し、規則正しい生活を促します。また、血圧や体重の測定、健康診断の受診、調味料の計量や歩数の計測等日常生活に「計る（測る）」を取り入れることで、持続的な健康づくりが可能となります。
- ・市民の健康課題を解決するため、市民に日々取り組んで欲しい「健康チャレンジ10か条」の普及啓発や、10か条を取り入れた各種サポーター活動を推進します。また、「子ども版健康チャレンジ10か条」を作成し、家族単位での取り組みを進めることで、基本的な生活習慣の確立をめざす必要があります。
- ・食育の推進では、適正体重の維持や減塩の啓発、10か条を取り入れた活動の啓発などに加え、小中学校においては給食センター見学や食に関する食育放送に取り組むことで、生活習慣病の発症及び重症化予防を図ることができます。子どもから高齢者まで総合的な食育推進が図れる体制づくりが必要です。
- ・10か条の普及をはじめとする健康づくりの推進には、市民サポーターやヘルス・ステーションなど地域との連携が不可欠ですが、サポーター数やヘルス・ステーションの設置（令和6年度14行政区に設置）には地域差が見られます。
- ・市民力を活かした健康づくりは、市民自身の健康増進に寄与し、地域全体にも広がることから、健康格差を縮小し、市民の健康寿命を延ばすためにも、人とまちの健康づくりを両輪で進めることが重要です。

■まちの状態・課題指標

指標名	単位	実績					めざす方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
要介護（支援）認定率	%	12.7	13.0	13.3	13.8	14.4	→
高血圧Ⅱ度以上の割合	%	7.5	7.2	6.5	5.7	6.3	↓

■基本事業

1 健康づくり推進事業

■内容

健康チャレンジ 10 か条の「たべる」「うごく」「まもる」「たのしむ」の4つの柱を軸として、食や運動に関する健康づくりや健康測定、健康講話等を通して、健康増進や生活習慣病の発症及び重症化予防に市民が主体的に取り組むことで、個人や家族だけでなく、地域や職場等にも健康づくりの輪を広げ、市全体の健康水準の向上を図り、健康寿命の延伸をめざします。

■成果指標

指標名	単位	実績					めざす方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
減塩に心がけている人の割合(成人)	%			48.5			↑
日常的に運動習慣がある人の割合(60歳以上)	%			60.8			↑
健康づくり推進員の人数	人	45	46	49	42	46	↑

■事務事業

事業名	R8	R9	R10	R11	担当課
健康づくり推進事業	4,692千円	○	○	○	健康介護課

2 食育推進事業

■内容

市民が生涯にわたって健やかな生活を送ることができるよう、健全な食生活を実践する力を身につけるとともに、食の関心を高めるため、食生活改善に関わる市民団体や食に関する関係者と連携し、子どもから高齢者まで各ライフステージに応じた食育を推進します。

■成果指標

指標名	単位	実績					めざす方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
食育に関心がある人の割合	%			66.9			↑
食生活改善推進員の人数	人	44	35	26	31	30	↑
学校給食における地元農産物の割合	%	41.1	39.8	43.5	41.3	32.4	↑

■事務事業

事業名	R8	R9	R10	R11	担当課
食生活改善推進事業	901千円	○	○	○	健康介護課
食育推進事業	27千円	○	○	○	学校給食センター

施策2-1-2 保健の充実と医療連携

■施策の目標

- ・市民が特定健診やがん検診を積極的に受診するなど、健康意識が向上し、生活習慣病やがんなどの発症予防、早期発見・早期治療、重症化予防に取り組むことができている状態

■現状と課題

- ・高齢者の増加に伴い、医療・介護・年金等の社会保障関係費の増大が予測されるため、持続可能な社会保障制度を維持することが重要な課題となっています。
- ・本市では国民健康保険被保険者において、生活習慣病治療中の者のうち、糖尿病で受診している者の受診率が県内で上位にあり、高齢化に伴い糖尿病患者は今後も増加すると考えられます。
- ・本市での国民健康保険被保険者一人当たり医療費は、全国・福岡県と同様増加傾向にあります。医

療費の伸びの抑制を図るためには、生活習慣病などの発症及び重症化予防に取り組む必要があり、その入り口として特定健診の受診率・特定保健指導の実施率の向上を目的として掲げています。

- ・日本人の死因の1位であるがんの死亡率は、全国で約4分の1を占めています。早期発見可能ながん検診が有効であり、がん検診の受診者数の増加を図ることが重要となっています。
- ・本市での若い世代の特定健診受診率、がん検診の受診者数は、特に低迷しており、特定健診やがん検診への関心の低さがうかがえます。そのため、若年者をターゲットとした魅力あるインセンティブの提供や個別の受診勧奨、若い時期からのがん教育等により、健康意識の向上を図り、特定健診の受診率の向上及びがん検診受診者数の増加につなげる必要があります。また、市の受診率は上昇傾向にありますが、未受診者には引き続き各種方法（電話勧奨、個別通知による受診勧奨、医療機関との連携など）で受診勧奨を実施する必要があります。
- ・インフルエンザについては、コロナ禍では流行が認められませんでした。令和5年度以降は流行が続いています。
- ・新型コロナウイルス感染症については、感染症法上の位置づけが5類に変更されたとはいえ、感染力が強いため、今後も一定の流行は続くものと予想され、引き続き、感染予防や重症化予防に努めていく必要があります。

■ まちの状態・課題指標

指標名	単位	実績					めざす 方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
一人当たり医療費（国保）の全国平均に対する指数	－	1.09	1.09	1.07	1.08	集計中	→
市内小中学校のインフルエンザ様疾患による学級閉鎖数（延学級数）	学級			11	83	15	－

■ 基本事業

1 地域医療連携推進事業

■ 内容

市民が必要時に安心して医療サービスを受けることができるよう、休日外科診療や二次救急医療運営への支援を行い、夜間や救急時の医療体制を確保します。また、病気の早期発見や重症化予防などの適切な対応ができるよう、かかりつけ医・歯科医を持つ人を増やします。

献血や骨髄等提供及びドナー登録などを通じて地域での支え合い活動を促進することができるよう、献血に関する市民の理解を深めるための献血思想の普及や輸血用血液の安定確保のための継続的な献血の取組を行うとともに、骨髄等の提供を行った者に対し、休業日数に応じた助成金を交付することで経済的負担の軽減を図り、骨髄等提供者及びドナー登録者数の増加をめざします。

■ 成果指標

指標名	単位	実績					めざす 方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
かかりつけ医を持つ割合	%			54.1			↑
かかりつけ歯科医を持つ割合	%			62.5			↑

■ 事務事業

事業名	R8	R9	R10	R11	担当課
地域医療推進事業	15,532 千円	○	○	○	健康介護課
健康助け合い活動促進事業	490 千円	○	○	○	健康介護課

2 疾病予防・早期発見事業

■ 内容

市民が健康的に暮らし続けられるよう、20歳以上の特に若年者に対する健康意識の向上を図り、特定健診及びがん検診の受診につなげ、生活習慣病の発症を予防するとともに、がんの早期発見・早期治療につなげます。また、保健指導が必要となる対象者には、保健指導を実施し必要な助言や受診勧奨を行い、重症化予防につなげます。

■ 成果指標

指標名	単位	実績					めざす方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
特定健診受診率	%	27.8	34.9	33.1	38.1	37.6	↑
特定保健指導の実施率	%	65.8	69.6	69.1	79.3	78.7	↑
大腸がん検診受診率	%	4.9	5.7	5.7	5.6	集計中	↑

■ 事務事業

事業名	R8	R9	R10	R11	担当課
疾病予防・早期発見事業（一般会計）	46,947千円	○	○	○	健康介護課
疾病予防・早期発見事業（国保特会）	43,978千円	○	○	○	健康介護課

3 感染症対策事業

■ 内容

公衆衛生の向上を図るため、市民生活に重大な影響を及ぼす感染症の発症予防とまん延防止、食中毒の防止、感染予防や食中毒に関する知識や情報等の周知啓発等に取り組むとともに、65歳以上や60歳以上65歳未満で特定の疾患により日常生活に制限のある者を対象に、インフルエンザや肺炎球菌、新型コロナウイルス、带状疱疹の予防接種に係る費用の一部を助成します。

予防接種後の副反応に関する相談対応や健康被害救済制度について周知します。

■ 成果指標

指標名	単位	実績					めざす方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
高齢者インフルエンザ予防接種率	%	67.9	56.8	56.6	53.6	49.5	↑
高齢者肺炎球菌予防接種率（65歳）	%	47.5	40.0	46.6	51.0	16.5	↑

■ 事務事業

事業名	R8	R9	R10	R11	担当課
感染症対策事業	66,476千円	○	○	○	健康介護課

4 国民健康保険管理事務

■ 内容

国民健康保険事業が持続可能なものとなるよう、国民健康保険加入者に対して、適正な資格管理、賦課、徴収など、国民健康保険の事業運営を適正に行い、医療保険制度の安定運営を図ります。

■ 成果指標

指標名	単位	実績					めざす 方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
国民健康保険被保険者数（総数）	人	11,669	11,525	11,158	10,624	10,086	-

■ 事務事業

事業名	R8	R9	R10	R11	担当課
国民健康保険管理事務（一般会計）	505,507 千円	○	○	○	市民国保課
国民健康保険管理事務（国保特会）	1,452,826 千円	○	○	○	市民国保課
国民健康保険税賦課徴収事務	11,460 千円	○	○	○	市民国保課

5 国民健康保険給付事業

■ 内容

国民健康保険事業が持続可能なものとなるよう、国民健康保険加入者に対し、保険給付及び療養費等給付の適正な実施を行い、医療保険制度の安定運営を図ります。

■ 成果指標

指標名	単位	実績					めざす 方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
一人当たり医療費	千円	403	432	432	452	454	↓

■ 事務事業

事業名	R8	R9	R10	R11	担当課
国民健康保険給付事業	4,066,644 千円	○	○	○	市民国保課

6 後期高齢者医療管理事務

■ 内容

疾病の早期発見と治療の促進、保健の向上と福祉の増進を図り、健康寿命の延伸をめざし、後期高齢者の心身に応じた医療の提供を行うとともに、後期高齢者医療制度を堅持できるよう、被保険者（75歳以上及び65歳以上の障がいのある市民）へ資格確認書などの交付や保険料の賦課徴収を行います。

■ 成果指標

指標名	単位	実績					めざす 方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
後期高齢者医療被保険者数（総数）	人	7,380	7,760	8,178	8,673	9,179	-

■ 事務事業

事業名	R8	R9	R10	R11	担当課
後期高齢者医療管理事務（一般会計）	29,745 千円	○	○	○	市民国保課
後期高齢者医療管理事務（後期特会）	1,301,371 千円	○	○	○	市民国保課
後期高齢者医療保険料賦課徴収事務	5,761 千円	○	○	○	市民国保課

7 後期高齢者医療療養給付事業

■ 内容

後期高齢者の医療費の総額から自己負担分を除いた医療給付費について、約5割を公費（国・県・市町村）でまかない、そのうち6分の1を市が負担することで、福岡県後期高齢者医療広域連合が行う事業の運営を支援します。

■ 成果指標

指標名	単位	実績					めざす 方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
一人当たり医療費	千円	1,150	1,197	1,190	1,180	1,171	↓

■ 事務事業

事業名	R8	R9	R10	R11	担当課
後期高齢者医療療養給付事業	816,198 千円	○	○	○	市民国保課

政策 2 - 2 介護予防と高齢者福祉の推進

■ 政策の目的（政策によってめざすまちの姿）

- 心のふれあいや地域の支え合いにより、高齢者が住み慣れた地域で人生の最期まで自分らしい生活を送ることができるまち

■ 現状と課題

- ・福岡県の平均より低い値で推移していた本市の高齢化率は、令和 5（2023）年に県平均と同程度となり、令和 27（2045）年頃まで上昇し続け、75 歳以上の後期高齢者の増加に伴う一人暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯、医療・介護サービスが必要な要介護（支援）認定者の増加も予測されます。
- ・多くの高齢者は、介護が必要になっても自宅で暮らすことを望んでいます。住み慣れた地域で人生の最期まで自分らしい生活を送るためには地域の支え合いや助け合いが必要だと考えている高齢者が多くいる一方で、そのような支え合いや助け合いがないと感じている人も少なくありません。
- ・本市では、自宅でできる介護予防として「家トレ」、運動や音楽を通じた介護予防として「いきいきボールンピック」や「生き生き音楽交流会」などの活動が行われており、介護を必要としていない高齢者も多くいます。
- ・今後は、高齢者自身が身近な地域での健康づくり活動や介護予防活動に参加するだけでなく、豊かな知識や経験を活かして地域の担い手となるなど、地域住民や各種団体が互いに連携・協力して支え合い活動を充実させ、地域の課題解決につなげていくことが必要です。
- ・高齢者の増加に伴い、生活困窮や 80 代の親が 50 代の子どもの生活を支える 8050 問題などの相談も増えてきており、今後さらに、複雑化・多様化した問題の顕在化、老老介護や介護の担い手不足、介護者の負担の増加などの課題も深刻化していくものと考えられ、分野を超えて関係機関が連携し、支援していく必要があります。
- ・認知症高齢者の増加が懸念されるなか、本市では市内の全小中学校や企業、地域で認知症サポーター養成講座の開催などに取り組んでおり、今後も認知症に対するさらなる理解促進や認知症の人とその家族を支える仕組みづくりが重要となります。

■ まちの状態・課題指標

指標名	単位	実績					めざす方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
要介護（支援）認定率	%	12.7	13.0	13.3	13.8	14.4	→
後期高齢者人口	人	7,301	7,686	8,136	8,676	9,207	-

施策 2 - 2 - 1 みんなで支え合う介護予防の推進

■ 施策の目標

- ・地域で住民主体の健康づくりや介護予防活動が活発に行われ、高齢者の就業やサポーター活動への参加など、多くの人が社会の支え手となっている状態

■ 現状と課題

- ・市の高齢化率は平成 21（2009）年度の 17.9%から令和 6（2024）年度には 28.8%に増加し、今後も増加し続けると推計されています。
- ・高齢化率が増加するなかで、社会参加や生きがいづくりの多様化など高齢者を取り巻く環境が変化しています。
- ・65 歳以上 74 歳以下の前期高齢者数については、令和 6（2024）年度は 7,839 人であり、令和 4（2022）年度から減少し始めています。一方で、令和 6（2024）年度の 75 歳以上の後期高齢者数は、9,207 人で今後も増加し続けることとなり、令和 7（2025）年度には 9,486 人、令和 22（2040）年度には 10,819 人になると予想されています。
- ・高齢になるほど移動が困難となり行動範囲も狭くなることから、自宅から歩いて行ける身近な公民館等のつどいの場で介護予防活動に参加できるよう、住民主体の場づくりと活動の充実を図る必要があります。
- ・在宅生活の継続は高齢者の希望するところです。地域の高齢者の実状に即した支援を推進するため、小学校区ごとに校区コミュニティ、自治会、ボランティア、民生委員・児童委員、シニアクラブ等

で地域支え合いネットワーク（協議体）を構築し、在宅生活の継続を支援する仕組みが必要です。

- ・高齢者が元気で安心して自宅等での生活を送ることができるようにするため、地域支援の担い手として、運動、音楽、生活支援、健康づくり等を行うサポーターを養成する必要があります。
- ・健康寿命の延伸をめざすため、高齢者への健康診断やフレイル状態を把握する質問票や体力・口腔機能測定等により、高齢者が自分の健康状態を客観的に把握し、課題を解決するように、積極的に受診勧奨及び介護予防活動への参加を促す必要があります。
- ・公共施設等総合管理計画及び介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画に基づき、介護予防関連施設や地域のつどいの場の活用について検討していく必要があります。
- ・シルバー人材センターやシニアクラブの新規会員確保については、企業における継続雇用や定年延長、再雇用制度の普及等に伴い、鈍化しています。

■ まちの状態・課題指標

指標名	単位	実績					めざす 方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
介護予防サポーター総数（実人数）	人	210	201	193	232	247	↑
介護保険第1号被保険者数	人	16,085	16,350	16,501	16,571	17,032	－

■ 基本事業

1 保健事業と介護予防の一体的実施事業

■ 内容

人生100年時代を見据え、自分らしく健やかに安心して過ごせる社会を構築できるよう、つどいの場等を活用したポピュレーションアプローチ、個別の保健指導等を行うハイリスクアプローチ、軽運動普及啓発やフレイル予防などの介護予防活動促進に取り組み、高齢者の疾病予防や重症化予防の保健事業とフレイル予防や生活機能を改善する介護予防を一体的に実施することで、生活習慣病の発症予防及び重症化予防を図ります。

■ 成果指標

指標名	単位	実績					めざす 方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
後期高齢者医療健康診査受診率	%	7.73	9.53	10.97	14.99	16.77	↑

■ 事務事業

事業名	R8	R9	R10	R11	担当課
保健・介護予防活動促進事業（一般会計）	1,611 千円	○	○	○	健康介護課
保健・介護予防活動促進事業（介護特会）	1,749 千円	○	○	○	健康介護課

2 介護予防・生きがいづくり支援事業

■ 内容

健康寿命の延伸や地域での活動の活性化及び推進を図るとともに、希薄化する人間関係の再構築ができるよう、シルバー人材センターやシニアクラブに対する補助金の交付、介護予防サポーターの育成、地域活動支援など、高齢者の就業やサポーター活動等に積極的に参加する機会を提供し、地域住民主体の健康づくり及び介護予防を推進します。

■ 成果指標

指標名	単位	実績					めざす方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
介護予防サポーター活動回数	回		847	1,202	1,298	1,338	↑
介護予防サポーター活動延べ人数	回	1,433	2,362	2,362	2,995	3,397	↑
地域・施設等登録数	箇所	42	42	36	40	40	↑

■ 事務事業

事業名	R8	R9	R10	R11	担当課
高齢者生きがいづくり支援事業	13,548 千円	○	○	○	福祉課
介護予防把握事業	41 千円	○	○	○	福祉課
介護予防活動推進事業	12,273 千円	○	○	○	健康介護課

3 介護予防関連施設管理事業

■ 内容

介護予防関連施設である「ゆい」「しゃんしゃん」を適正に運営するとともに、利用に支障が生じないように維持管理を行い、介護予防の活動の場や地域づくりの拠点としての機能を確保します。

■ 成果指標

指標名	単位	実績					めざす方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
介護予防関連施設の利用者総数	人	5,584	4,866	7,161	4,537	4,596	↑

■ 事務事業

事業名	R8	R9	R10	R11	担当課
介護予防関連施設管理事業	7,920 千円	○	○	○	福祉課
介護予防関連施設管理事業	2,251 千円	○	○	○	健康介護課

施策 2-2-2 最期まで尊厳のある暮らしを続けるための支援の充実

■ 施策の目標

- ・多くの市民が認知症に関して正しく理解し、認知症高齢者を支援することができている状態
- ・高齢者が最期まで安心して在宅生活を送ることができている状態

■ 現状と課題

- ・将来仮に介護が必要になったときの希望は「自宅で暮らしたい」と回答した人の割合が70%を超えています。在宅医療に関する情報提供や介護サービス事業者との連携が不十分であると考えられます。
- ・令和7（2025）年3月末の要介護（支援）認定者に占める認知症高齢者の出現率は74.7%と20年前と比較して大幅に増加しています。認知症に関する理解と併せて認知症高齢者の支援策が不十分であると考えられます。
- ・75歳以上の後期高齢者は令和8（2026）年度には、令和7（2025）年3月末より約650人増の

9,855人と推計されます。高齢者のみの世帯は増加し、医療・介護サービスが必要な要介護（要支援）認定者は令和8（2026）年度には令和7（2025）年3月末より約150人増の2,650人になると推計され、認知症高齢者の大幅な増加も懸念されています。

- ・75歳以上の後期高齢者は令和7（2025）年度には、令和6（2024）年3月末より約800人増の9,486人と推計されます。高齢者のみの世帯は増加し、医療・介護サービスが必要な要介護（要支援）認定者は令和7（2025）年度には令和6（2024）年3月末より約200人増の2,553人になると推計され、認知症高齢者の大幅な増加も懸念されています。
- ・認知症と診断を受けた人が在宅で生活することが増えるなか、認知症に関する普及啓発、認知症の早期診断・早期対応に結びつくことをめざした取組を行うことで、地域で安心して生活できる地域づくりにつなげることが必要です。
- ・住み慣れた地域で最期まで生活できるよう高齢者や家族を支えるための在宅医療・介護連携体制の構築が必要です。
- ・認知症になってもできる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるように、認知症に関する講座を通して認知症の人や家族を支える市民や地域の支援者が増加することが必要です。
- ・認知症の症状により行方不明の可能性がある高齢者を支援するため、行方不明時になった際に捜索の協力を求めるメール配信を行い早期発見につなげることが必要です。

■ まちの状態・課題指標

指標名	単位	実績					めざす方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
高齢者に関する相談件数	件		16,514	24,387	23,534	21,813	－
介護を主な理由にして過去1年の間に仕事を辞めた主な介護者の割合	%			9.4			↓

■ 基本事業

1 地域包括ケア推進事業

■ 内容

高齢者が希望する生活を送ることができるよう、高齢者やその家族の身近な相談窓口として、医療や介護の専門職による相談対応・支援を行うことで早期の課題解決へつなげます。また、相談対応・支援を行うなかで本人が希望する生活を送るための支障となっている課題について、地域ケア会議を通して共有し、社会資源を創出することで地域での課題解決をめざします。

■ 成果指標

指標名	単位	実績					めざす方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
終末期に備えた話し合いの実施割合	%			45.2			↑

■ 事務事業

事業名	R8	R9	R10	R11	担当課
地域包括ケア推進事業	977千円	○	○	○	福祉課

2 高齢者権利擁護推進事業

■ 内容

判断能力が低下したり虐待等により高齢者の尊厳が侵害されることを防止するため、市長申立による成年後見人の選定により財産管理等を適切に行うことや、緊急的に一時保護による入所措置を行い、高齢者の権利を擁護します。

■ 成果指標

指標名	単位	実績					めざす方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
緊急一時保護を実施した件数	件	0	0	1	2	0	→

■ 事務事業

事業名	R8	R9	R10	R11	担当課
高齢者権利擁護推進事業（一般会計）	8,823 千円	○	○	○	福祉課
高齢者権利擁護推進事業（介護特会）	1,056 千円	○	○	○	福祉課

3 認知症総合支援事業

■ 内容

認知症になってもできる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、市民、認知症の人や家族、介護に関する専門職に対し、認知症に関する講座の実施により、認知症は病気であり、身近な地域に認知症の人やその家族が存在することなど、認知症に関する理解を促進するとともに、認知症の早期発見につなげる訪問活動などにより認知症の早期発見・早期対応、進行状態に応じたサービスが提供できるような支援体制を構築します。

■ 成果指標

指標名	単位	実績					めざす方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
認知症高齢者日常生活自立度Ⅱ以上の認定者数	人	1,422	1,508	1,537	1,763	1,867	→

■ 事務事業

事業名	R8	R9	R10	R11	担当課
認知症見守り促進事業	743 千円	○	○	○	福祉課
認知症高齢者等支援事業	485 千円	○	○	○	福祉課

4 介護保険管理事務

■ 内容

介護保険事業が持続可能なものとなるよう、適正かつ円滑に介護認定や資格管理及び介護保険料の賦課徴収を行います。また、負担金や基金等を管理し、介護保険の事業運営を適正に行い、介護保険制度の健全運営を図ります。

■ 成果指標

指標名	単位	実績					めざす方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
要介護（支援）認定者数	人	2,077	2,165	2,238	2,354	2,498	→

■ 事務事業

事業名	R8	R9	R10	R11	担当課
介護保険管理事務（一般会計）	747,051 千円	○	○	○	健康介護課
介護保険管理事務（介護特会）	68,365 千円	○	○	○	健康介護課
介護保険料賦課徴収事務	5,001 千円	○	○	○	健康介護課

5 介護サービス提供事業

■内容

介護給付を必要とする利用者に適切にサービスを提供できるよう、介護保険サービスの給付、ケアプランや住宅改修等の点検、介護サービス事業所職員に対する研修会の実施など、制度に則って、適正に各事業を実施します。

■成果指標

指標名	単位	実績					めざす方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
受給者一人当たり給付費 (その他経費を除く)	千円	1,849	1,859	1,884	1,878	1,863	→
介護保険サービス受給者数	人	1,686	1,727	1,769	1,923	2,029	→

■事務事業

事業名	R8	R9	R10	R11	担当課
介護サービス給付事業(一般会計)	185千円	○	○	○	健康介護課
介護サービス給付事業(介護特会)	4,444,023千円	○	○	○	健康介護課
介護サービス事業者支援事業	3,297千円	○	○	○	健康介護課

6 高齢者日常生活等支援事業

■内容

高齢者が安心した日常生活を送ることができるよう、24時間見守りや介護用品給付等の支援を行うとともに、要支援認定を受けた人、基本チェックリストにより事業対象者となった人に対し、第1号訪問事業・通所事業・介護予防ケアマネジメント事業によるサービスを提供することで、高齢者の介護予防と自立した生活の支援を行います。

■成果指標

指標名	単位	実績					めざす方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
高齢者日常生活等支援事業利用に係る費用額(介護特会)	千円	177,518	116,230	106,383	108,495	111,208	→

■事務事業

事業名	R8	R9	R10	R10	担当課
高齢者日常生活等支援事業(一般会計)	1,792千円	○	○	○	福祉課
高齢者日常生活等支援事業(介護特会)	136,459千円	○	○	○	福祉課
生活再生支援事業	1,911千円	○	○	○	福祉課

政策 2 - 3 障がい者福祉の推進

■ 政策の目的（政策によってめざすまちの姿）

- 障がいのある人やその家族が住み慣れた地域で安心して生きがいを持って暮らし、地域の一員として自分らしい生き方を選択できるまち

■ 現状と課題

- ・本市の身体障がい、精神障がい、知的障がいにより障がい者手帳を所持する人は増加傾向にあり、特に精神障がい者保健福祉手帳の所持者数は大幅に増加しています。
- ・障がいを理由に差別を受けたと感じている人が依然としており、特に知的障がいのある人や精神障がいのある人はその割合が高く、障がいや障がいのある人についての理解促進は課題となっています。
- ・障がい福祉サービスの利用や相談件数は増加しています。特に、発達障がいの認知や早期発見が進んだことなどから、障がい児の通所サービスの利用は大きく伸びています。また、たん吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な子どもの増加が見込まれ、その看護や介護を担う家族の負担軽減も必要となっています。
- ・障がいのある人が日々の暮らしのなかで直面する課題は移り変わり、本人やその家族のニーズも変化していきますが、適切な医療や障がい福祉サービス等の支援につなげていない人や、世帯のなかで、障がいだけでなく、家族の高齢化、経済的な困窮など、複雑化・多様化した課題を抱えている状況もみられ、それぞれの障がいの特性や生活のしづらさに応じた支援、分野を超えた連携が必要とされています。
- ・障がいのあるなしに関わらず、誰もが社会を構成する一員として、社会活動に参加し、自己実現が可能な社会が求められるなか、「働く」ということは、社会参加の機会となることに加え、自立や生活の安定にもつながります。
- ・本市では近隣自治体やさまざまな関係機関と連携し、模擬合同面接会や職場体験、事業所向けセミナーなど、障がいのある人の雇用・就労の促進に取り組んできました。現在就労をしていない障がいのある人のなかにも、就労を希望している人がおり、今後も障がいのある人の就労促進に向けた取組を一層進めていく必要があります。
- ・趣味や生きがいを持ちたいと望む障がいのある人も多くいますが、余暇活動をするうえでは、一緒に活動する仲間がいないことや、活動についての情報が不足しているという課題もあります。障がいのある人が地域で生活していくうえで、障がいのある人同士やその家族同士の出会いや交流は重要であり、さまざまな場面で活動に参加できる機会づくりを進める必要があります。

■ まちの状態・課題指標

指標名	単位	実績					めざす方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
身体障がい者手帳所持者数	人	1,975	1,964	1,943	1,899	1,890	-
療育手帳所持者数	人	476	515	533	550	568	-
精神障がい者保健福祉手帳所持者数	人	578	630	631	733	791	-

施策 2 - 3 - 1 地域で安心して生活するための支援の充実

■ 施策の目標

- ・必要な公的サービスを利用し、障がいのある人やその家族が地域で自分らしく生活している状態
- ・障がいや障がいの特性に応じた配慮についての理解が進み、障がいを理由とした差別を受けたり、いやな思いをすることがない状態

■ 現状と課題

- ①市内の障がい者手帳所持者数は、令和元年（2019）年度から令和 5（2023）年度までの間で、身体障がい者手帳所持者が 188 人（9%）減少、療育手帳所持者が 34 人（6.6%）増加、精神障がい者保健福祉手帳所持者が 118 人（19.2%）増加となっており、特に精神障がい者保健福祉手帳所持者は、今後も増加することが見込まれます。
- ②障がいにより、地域で日常生活を送ることに支援が必要な人もいることから、障がいのある人やそ

の家族が、地域で安心して生活できるよう、ニーズに合った障がい福祉サービス等で支援していく必要があります。

- ③令和元（2019）年度調査において、「障がいのある人にとって住みよいまちをつくるために必要なもの」として「何でも相談できる窓口をつくる」との回答が 53.1%であったことから、相談事業を実施している地域活動支援センター「みどり」の認知度を向上させること、また令和 8 年度から設置する基幹相談支援センターの周知を図る必要があります。
- ④障がい者支援の質を向上させるため、支援に関わっている機関の連携や分野をまたいだ連携を強化する必要があります。
- ⑤適切な医療や障がい福祉サービス等の支援につなげていない人がいます。
- ⑥令和元（2019）年度調査において、障がいを理由とした差別や嫌な思いをしたことがある人が 31.2%いることから、障がいに対する正しい知識や障がいのある人への理解、合理的配慮の提供等について、周知啓発を進める必要があります。

■ まちの状態・課題指標

指標名	単位	実績					めざす 方向性	
		R2	R3	R4	R5	R6		
障がい者手帳 所持者数	18 歳未満	人	224	247	273	285	315	-
	18~64 歳	人	1,271	1,317	1,303	1,395	1,425	-
	65 歳以上	人	1,534	1,545	1,531	1,502	1,509	-

■ 基本事業

1 障がい者生活支援事業

■ 内容

障がいのある人やその家族が、障がいを理由に生活で困ることがないように、自立支援給付、補装具費給付、障がい児通所支援給付、地域生活支援事業による給付（移動支援事業、日中一時支援事業、日常生活用具給付事業等）その他の給付等事業、自立支援医療給付、特別障がい者手当給付など、日常生活・社会生活において必要とされる各種支援を行うことで、障がいのある人やその家族の QOL の確保をめざします。

■ 成果指標

指標名	単位	実績					めざす 方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
障がい者生活支援事業給付額	万円	136,296	153,774	166,309	186,613	206,470	-

■ 事務事業

事業名	R8	R9	R10	R11	担当課
障がい福祉サービス等提供事業	2,172,012 千円	○	○	○	福祉課
自立支援医療事業	72,322 千円	○	○	○	福祉課
特別障がい者手当等給付事業	27,918 千円	○	○	○	福祉課
障がい福祉サービス事業者支援事業	337 千円	○	○		福祉課

2 障がい者相談支援事業

■ 内容

障がいのある人やその家族の疑問の解消や悩みが軽減され、安心して暮らせるよう、身体・知的・精神障がいに対応する基幹相談支援センター及び精神障がいを専門に対応する地域活動支援センター「みどり」において、相談支援や情報提供、必要な支援の利用援助等を行うほか、ピアカウンセリング（障がい当事者による相談支援）を行います。

■ 成果指標

指標名	単位	実績					めざす方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
相談件数	件						↑

※第4期古賀市障がい者基本計画策定時のアンケート調査により把握 R元年度：31.2%

■ 事務事業

事業名	R8	R9	R10	R11	担当課
障がい者相談支援事業	42,676千円	○	○	○	福祉課

3 障がい者権利擁護推進事業

■ 内容

障がいのある人の基本的人権が尊重されるまちとなり、障がいのある人やその家族が安心して暮らすことができるよう、周知啓発により、障がいや障がいの特性に応じた配慮についての理解がある人・事業者を増やします。また、成年後見制度等の利用促進、障がい者虐待防止センターを中心とした虐待防止事業の実施により、障がいのある人の権利を守ります。

■ 成果指標

指標名	単位	実績					めざす方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
障がいを理由とした差別や嫌な思いをしたことがある人の割合	%						↓

※第4期古賀市障がい者基本計画策定時のアンケート調査により把握 R元年度：31.2%

■ 事務事業

事業名	R8	R9	R10	R11	担当課
障がいの理解促進事業	-	○	○	○	福祉課
障がい者成年後見制度利用支援事業	3,390千円	○	○	○	福祉課
障がい者虐待防止事業	323千円	○	○	○	福祉課

4 重度障がい者医療事業

■ 内容

障がいのある人に個々の障がいの状況に応じた医療の提供を行うことで、福祉の増進が図れるよう、対象者（身体障がい者手帳1・2級、療育手帳A、精神障がい者保健福祉手帳1級）に医療証を交付し、療養費の給付を行います。

■ 成果指標

指標名	単位	実績					めざす方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
一人当たり給付額	円	142,354	139,366	127,412	135,456	136,658	-

■ 事務事業

事業名	R8	R9	R10	R11	担当課
重度障がい者医療事業	136,269千円	○	○	○	市民国保課

5 障がい者福祉関連施設管理事業

■ 内容

基幹相談支援センターの消防点検や修繕の実施など、適切な維持管理を行い、地域の中核的な相談機関としての役割を担います。

■ 成果指標

指標名	単位	実績					めざす 方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
相談支援窓口の利用割合	人						↑

■ 事務事業

事業名	R8	R9	R10	R11	担当課
障がい者福祉関連施設管理事業	2,633 千円	○	○	○	福祉課

施策 2-3-2 自分らしさを発揮できる社会参加の促進

■ 施策の目標

- ・障がいのある人の就労に関する理解が進み、就労しやすい環境が整っている状態
- ・障がいのある人が生きがいを感じながら暮らし、希望に応じた社会参加や交流ができている状態

■ 現状と課題

- ・障がい者雇用促進法による障がい者雇用率の引き上げ等により、福岡県における障がい者雇用率は上昇傾向にあります。令和元（2019）年度調査では、18歳から64歳の障がいのある人のうち、企業等で働いている人が31.4%である一方、就労を望んでいるものの就労できていない人が21.5%でした。また、障がいのある人の悩みや困りごとにおいて、「経済的なこと」が29.6%、「働くこと」が14.8%であったことから、今後も就労を促進する取組が必要です。
- ・令和元（2019）年度調査では、障がいのある人の悩みや困りごとにおいて、21.1%が「趣味や生きがいを持つこと」と回答しており、余暇活動を促進する必要があります。
- ・「企業の障がい者雇用担当者との交流会」（令和元（2019）年度）の参加企業にヒアリングしたところ、他社の取組事例や成功事例の紹介、情報交換へのニーズが高く、障がい者雇用において、企業にとってはノウハウ不足が課題であり、情報提供等を行っていく必要があります。
- ・「働く」ということに消極的な障がいのある人やその家族に対し、働きかけが必要です。
- ・障がいのある人同士やその家族同士の出会いの場、障がいのあるなしに関わらず交流できる場を充実させる必要があります。

■ まちの状態・課題指標

指標名	単位	実績					めざす 方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
障がい者の法定雇用率（民間企業）	%	2.2	2.3	2.3	2.3	2.5	-
古賀市内事業所の障がい者雇用率（法定雇用対象事業所のみ）	%	2.14	2.30	2.20	2.58	2	-

■ 基本事業

1 障がい者就労促進事業

■ 内容

就労を望む障がいのある人が就労できるよう、就労系の障がい福祉サービス事業所や関係機関等で構成する就労部会において、障がい者の就労促進に資する事業を企画立案・実施します。

■ 成果指標

指標名	単位	実績					めざす 方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
就職者数（古賀市就労部会参加事業所実績）	人	13	11	7	8	12	↑
古賀市内事業所の障がい者雇用人数（法定雇用該当事業所のみ）	人	110.0	120.0	117.0	141	131	↑
古賀市内事業所の障がい者雇用率（法定雇用該当事業所のみ）	%	2.14	2.30	2.20	2.58	2	↑

■ 事務事業

事業名	R8	R9	R10	R11	担当課
障がい者就労促進事業	40 千円	○	○	○	福祉課

2 障がいのある人の生きがい活動促進事業

■ 内容

障がいのある人が、生き生きと心豊かな人生を送ることができるよう、当事者団体が行う社会参加・交流促進事業を支援し、各種スポーツ大会やバスハイク等への参加を促進します。

■ 成果指標

指標名	単位	実績					めざす 方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
スポーツ大会等に参加した実人数	人	0	3	65	76	74	↑

■ 事務事業

事業名	R8	R9	R10	R11	担当課
障がいのある人の交流活動促進事業	905 千円	○	○	○	福祉課

政策 2 - 4 地域福祉の推進と包括的支援の充実

■ 政策の目的（政策によってめざすまちの姿）

- 地域住民が支え手・受け手という関係を超えて支え合い、困りごとを抱え込まずに支援を受けることで、誰もが住み慣れた地域で安心して心豊かに暮らし続けることができるまち

■ 現状と課題

- ・ 少子高齢化の進展、核家族世帯や単身世帯の増加などを背景に、地域とのつながりが希薄化していると感じている人や、生活するうえでの困りごとを抱えている人が増えており、ひきこもりや 8050 問題など、社会的に孤立した状態で、支援につながらないまま、高齢の親の介護サービス利用をきっかけに問題が顕在化することもあります。
- ・ 育児や介護の悩み、失業、借金、生活困窮など、市民が抱える課題は複雑化・多様化しており、従来の子育て、障がい、介護といった分野別の支援体制では対応が困難になっています。
- ・ 課題を抱える市民が、誰にも相談できないまま社会的に孤立し、必要な公的支援・福祉サービスを受けることができず、精神疾患を抱え、自殺に追い込まれることもあります。
- ・ 高齢者のみの世帯の増加に伴い、ごみ出しや買い物など普段の生活のなかで困りごとを抱える世帯が増加しています。
- ・ 民生委員・児童委員をはじめ地域を支える担い手の確保も課題となっています。
- ・ 複雑化・多様化するニーズに対応するためには、支え手・受け手という関係を超えて、地域住民がそれぞれの役割を持ち、自助・互助・共助・公助が連動しながら、ともに支え合うことのできる地域社会の実現が求められています。
- ・ 景気動向や社会情勢の変化による失業、高齢、病気、障がいなどが原因で経済的に困窮する世帯のなかには、利用できる制度を知らないまま問題が深刻化してしまうケースもあるため、早い段階で必要な支援につなぎ、解決に導くコミュニティソーシャルワーカー（CSW）の活動の充実が必要です。
- ・ 就労による自立を望む市民が、就職のための情報提供を受け、就労に必要な知識を習得し能力を向上させることができるよう、支援が必要です。
- ・ 子どものいる家庭については、子どもの将来が、生まれ育った環境で左右されることがないように世代を超えた貧困の連鎖を断つことが求められています。

■ まちの状態・課題指標

指標名	単位	実績					めざす方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
高齢者のみの世帯数	世帯	7,882	8,092	8,280	8,496	8,747	-
非課税世帯数（推計）	世帯	5,654	5,876	6,171	6,420	6,297	-

施策 2 - 4 - 1 困ったときに頼り合える地域福祉の推進

■ 施策の目標

- ・ 地域住民同士が支え合える関係づくりができる状態
- ・ 地域住民同士での支え合いにより、困りごとを抱える人がひとりで抱え込まず、誰かに相談をすることができ、自殺に追い込まれることのない状態
- ・ 誰もが身近な相談窓口として地域包括支援センターや CSW 等にさまざまな相談をすることができる状態

■ 現状と課題

- ・ これまで地域の見守りは、主に民生委員・児童委員などが担っていましたが、相談内容の複雑化、多様化による負担増等の理由により、令和 6（2024）年 12 月時点で 76 人と、定数の 81 人に達しておらず担い手不足となっています。
- ・ 令和 6（2024）年 12 月時点で民生委員・児童委員の最高齢が 86 歳、平均年齢は 71 歳と高齢化しています。
- ・ 誰にも相談できず問題を抱え込んでしまうケースの増加が懸念されることから地域資源（相談できる人、団体、活動）を活用して解決していくことが求められています。

- ・地域課題や地域資源等は地域によって差があるため、それらを把握し見える化するところからのスタートであり、めざす姿を実現するためには時間を要します。
- ・プライバシーの問題があり、地域によっては、人と人がつながり支え合う環境を作っていくことが困難な事例もあります。
- ・地域や家族など、身近な場所や人によって課題を解決できる仕組みが必要です。
- ・戦争体験者から話を聞く機会が急速に失われつつあり、戦争の惨禍を二度と繰り返さないために、戦争の記憶を引き継ぎ、平和への願いを次の世代に継承していく必要があります。
- ・末期がん患者が在宅での療養生活を望むときに、40歳以上であれば介護保険制度により在宅介護や日常生活用具の支援を受けることができますが、40歳未満の場合はそのような支援制度がなく、在宅での療養生活が困難となってしまう場合が想定されます。
- ・がん患者には身体的・精神心理的・社会的苦痛等に対する適切な緩和ケアが必要で、就労支援のみならず、生活向上に向けた取組が求められています。がん治療に伴う外見の変化によるものは、治療とはみなされず、また医療保険制度の適用外となっています。
- ・犯罪被害者等の権利利益の保護を図り、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現による市民福祉の向上に寄与するため、犯罪被害者等の支援に取り組む必要があります。
- ・疾病や経済的な問題により自殺リスクが高い状況が今後も続くことが予測されます。
- ・社会福祉センターは、生きがいづくり、憩いの場として、多くの高齢者が利用している施設ですが、建設から48年が経過し、老朽化が進行しており、今後の施設のあり方を検討し、必要な対策を講じる必要があります。
- ・介護予防・日常生活圏域ニーズ調査において、相談場所がない人の割合が、令和元（2019）年は29.5%、令和4（2022）年は33.3%と増加しています。家族や地域で支援する人がいない、あるいは支援者が課題を抱える人を支援することに限界を感じています。
- ・今後増加する高齢者の相談・支援に対応するため、その中核的役割である地域包括支援センターの運営体制の強化が必要です。

■まちの状態・課題指標

指標名	単位	実績					めざす方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
民生委員・児童委員の平均年齢	歳	67.87	69.85	69.30	69.65	71.04	↓
市内自殺者数	人	8	14	5	8	6	↓

■基本事業

1 相談支援包括化事業

■内容

複雑化・多様化した課題を抱え、支援が必要な世帯が適切な支援を受けることができるよう、課題を抱える人を早期発見し、子育て、障がい、介護など分野の枠を超え、CSW や地域包括支援センターの専門職等を中心とした包括的な連携のもと相談支援を行い、複雑化・多様化した課題を整理し解決へ導きます。

また、高齢者が多様な主体による介護予防活動や生活支援を利用できるような地域づくりをめざし、生活支援コーディネーターを中心とした地域の支え合いネットワークの構築、各地域の介護予防・生活支援の担い手の養成や地域資源の開発、資源の見える化、地域ニーズの把握やマッチングを行います。また、解決すべき課題がある場合は、関係機関で課題別会議を開催し、解決に向けて取り組みます。

■成果指標

指標名	単位	実績					めざす方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
CSW の相談対応件数	件	74	74	70	184	598	↑

■事務事業

事業名	R8	R9	R10	R11	担当課
相談支援包括化事業	106,905	○	○	○	福祉課

2 自殺対策推進事業

■ 内容

悩みを抱える人が誰にも相談できずに、社会的に孤立したり、必要なサービスにつながらず精神疾患を抱えたり、自殺に追い込まれることのないよう、市民、職員、地域活動支援者を対象としたゲートキーパー研修の実施、自殺予防に関する講座の開催や相談窓口の周知啓発など、こころのサインを見逃さず、気付いた人が気軽に悩みを相談できる関係性の構築に取り組みます。

■ 成果指標

指標名	単位	実績					めざす 方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
ゲートキーパー研修受講者数 (累計実人数)	人	1,884	1,897	2,387	2,398	2,424	↑

■ 事務事業

事業名	R8	R9	R10	R11	担当課
自殺対策推進事業	113 千円	○	○	○	福祉課

3 地域福祉包括的支援事業

■ 内容

既存の制度等では十分な解決に至らないような複雑化・多様化した課題を抱えながらも、住み慣れた地域での生活を望む人たちが、地域のなかで安心して生活していけるよう、小児・AYA 世代ががん患者で在宅での療養生活を望む人への必要な介護や日常生活用具の給付、がん患者やがん経験者の治療に伴う心理的負担軽減や社会参加を促進し療養生活の質を向上するため、医療用ウィッグ等の購入費の補助、犯罪被害者等の相談窓口の設置や見舞金の給付等を行い、複雑化・多様化した課題を解決する制度及びその必要性を市民等に周知し、支援が必要な市民やその家族の制度利用を促します。

■ 成果指標

指標名	単位	実績					めざす 方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
小児・AYA 世代がん患者在宅療養生活支援事業補助金交付額	円			0	5,175	56,700	-
アピアランスケア推進事業補助金交付額	円			180,000	321,000	400,000	-
犯罪被害者見舞金の給付額	円			0	0	0	-

■ 事務事業

事業名	R8	R9	R10	R11	担当課
在宅療養生活支援事業	324 千円	○	○	○	福祉課
アピアランスケア推進事業	580 千円	○	○	○	健康介護課
犯罪被害者支援事業	100 千円	○	○	○	総務課

4 恒久平和希求事業

■ 内容

恒久平和を次世代に伝えていくため、遺族会への支援、追悼式の開催、市民への周知啓発、平和首長会議、日本非核宣言自治体協議会の加盟自治体との連携など、核兵器の廃絶と恒久平和に向けた取組を推進します。

■ 成果指標

指標名	単位	実績					めざす 方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
平和に関する式典・イベント等の開催回数	回	2	2	3	3	2	→

■ 事務事業

事業名	R8	R9	R10	R11	担当課
恒久平和希求事業	801 千円	○	○	○	福祉課
恒久平和希求事業	320 千円	○	○	○	総務課

5 社会福祉センター管理事業

■ 内容

社会福祉センター「千鳥苑」の運営のために必要な改修工事、適切な管理運営（指定管理）を行い、地域福祉の拠点としての機能を維持します。

■ 成果指標

指標名	単位	実績					めざす 方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
社会福祉センター利用人数	人	24,799	27,899	40,730	42,219	41,332	↑

■ 事務事業

事業名	R8	R9	R10	R11	担当課
社会福祉センター管理事業	33,942 千円	○	○	○	福祉課

施策 2-4-2 自立支援の推進と包括的支援の充実

■ 施策の目標

- ・健康で文化的な最低限度の生活を維持し、各世帯がそれぞれの生活状況に応じた自立ができている状態
- ・世代に関係ない包括的な相談窓口が充実し、市民が抱える課題の解決に向けた支援を受けることができる状態
- ・各世帯がそれぞれの生活状況に応じた自立ができる環境整備、資源が整っている状態

■ 現状と課題

- ・世帯主の失業や高齢・傷病・障がいなどによる就労困難、無年金・低年金などが原因で経済的に生活に困窮する世帯があります。
- ・市内の生活保護受給世帯は、平成 31（2019）年度末で、485 世帯（高齢 266 世帯 55.2%、母子 36 世帯 7.5%、障がい者 57 世帯 11.8%、傷病者 56 世帯 11.6%、その他 70 世帯 14.5%）、令和 6（2024）年度末で、493 世帯（高齢 295 世帯 59.4%、母子 26 世帯 5.2%、障がい者 54 世帯 10.9%、傷病者 55 世帯 11.1%、その他 63 世帯 12.7%）と、なかでも高齢世帯が増加しており、今後の高齢化の進展により生活困窮世帯の増加が見込まれます。
- ・複雑化・多様化した課題を抱えた人は、高齢者の親と障がいのある子の世帯など複数の世代で構成されているケースが多くなっており、これから増加する世帯に対し、さまざまな困り事を一括して相談できるワンストップ窓口が必要です。

- ・複雑化・多様化した課題を抱えた人、孤立した人からの相談件数が、景気動向や社会情勢の変化により急増しても適切な支援が受けられる体制にする必要があります。
- ・市営住宅への入居希望世帯数は減少傾向にあります。各世帯がそれぞれの生活状況に応じた自立ができるよう、引き続き低所得者の生活拠点を確保する必要があります。
- ・老朽化した低所得者向け住宅の修繕・改修に加え、誰でも安全に生活できる設備を整える必要があります。
- ・人間関係の構築に問題を抱えている場合や、本人以外に子どもが問題を抱えている場合など、専門的なケアを必要とする就職困難者（母子、障がいのある人など）に対しては、今後も古賀市無料職業紹介所等の関係機関と連携を継続・強化して状況を把握し、可能な就労形態等に応じた求人先の紹介や面接スキルの向上への助言等、きめ細やかな支援に努める必要があります。
- ・年金受給資格があるものの、申請方法が分からない等の理由から受給申請をしていない場合があります。年金機構まで赴くことなく、身近な役所で相談、申請できることが適正受給につながるため、申請支援が必要です。

■まちの状態・課題指標

指標名	単位	実績					めざす 方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
生活保護受給世帯数	世帯	493	500	469	479	493	－
生活保護受給人数	人	676	690	644	662	659	－
市営住宅入居希望世帯数	世帯	62	57	58	52	53	－

■基本事業

1 生活保護事業

■内容

健康で文化的な最低限度の生活を維持し、各世帯がそれぞれの生活状況に見合った自立ができるよう、生活保護に関する申請相談を受け要否判定を行い、生活保護基準に合致する生活困窮者（高齢者・障がい・傷病・母子・その他の各種世帯）に対して保護の程度の調査、扶助費支給、就労支援、健康管理支援などを行い、困窮の程度に応じて生活を保障するとともに、自立助長に向け支援します。

■成果指標

指標名	単位	実績					めざす 方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
保護率	%	1.16	1.18	1.12	1.13	1.15	－

■事務事業

事業名	R8	R9	R10	R11	担当課
生活保護事業	1,161,286 千円	○	○	○	福祉課
生活保護受給者就労支援事業	8 千円	○	○	○	福祉課
生活保護受給者健康管理支援事業	33 千円	○	○	○	福祉課

2 行旅人支援事業

■ 内容

住所不定対象者の移動を支援するとともに、必要に応じて治療・火葬ができるよう、行旅人、行旅死病人に対して、急迫の際の医療費支援及び火葬・納骨が行えるよう支援します。

■ 成果指標

指標名	単位	実績					めざす方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
行旅人切符支給率	%	100	100	100	100	100	→

■ 事務事業

事業名	R8	R9	R10	R11	担当課
行旅人支援事業	77千円	○	○	○	福祉課

3 包括的自立支援事業

■ 内容

ひきこもりや8050問題など複雑化・多様化する生活の困りごとや不安を抱える人が減少するよう、生活保護に至る前の生活困窮者に対しての面接相談、支援プランの作成、適切な支援機関との連携、住居確保給付金の支給など、困りごとの解決に向けて寄り添い、支援を行うことで生活困窮状態から自立支援に導くとともに、ひきこもり等により支援を受けることができず、問題を抱えたまま深刻化している、あるいは就労に結びついていない人に対して、相談員による面接、就労に向けた訓練、助言、関係機関との連携などきめ細かな支援を行い、課題解決に導きます。

■ 成果指標

指標名	単位	実績					めざす方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
新規相談件数（実人数）	人	496	421	250	220	234	-
支援件数（延べ人数）	人	542	453	332	224	191	↑

■ 事務事業

事業名	R8	R9	R10	R11	担当課
生活困窮者自立支援事業	33,100千円	○	○	○	福祉課
住居確保困窮離職者就労支援事業	863千円	○	○	○	福祉課
包括的自立支援事業	2,735千円	○	○	○	福祉課

4 国民年金管理事務

■ 内容

健全な生活の維持・向上のため、年金に関する必要な手続きがもれなく行えるよう、国民年金被保険者（20歳以上60歳未満）及び老齢・遺族・障がい基礎年金受給者の資格の取得・喪失・異動・保険料免除・裁定・給付の手続き（法定受託事務及び協力・連携事務）など、書類の受理や説明の他、マイナポータルでの利用促進を行います。

■ 成果指標

指標名	単位	実績					めざす方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
国民年金進達数	人	3,078	2,829	3,117	2,561	2,256	→

■ 事務事業

事業名	R8	R9	R10	R11	担当課
国民年金管理事務	1,076千円	○	○	○	市民国保課

5 市営住宅管理事業

■内容

各世帯がそれぞれの生活状況に応じた自立ができるよう、市営住宅の安全性の確保及び住環境の保全のための適切な維持管理、計画的な改修やバリアフリー化、入退去者の管理及び市営住宅使用料の適正な賦課徴収などを行い、住宅に困窮し、比較的収入の少ない低所得者に安価な住居を提供します。

■成果指標

指標名	単位	実績					めざす 方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
市営住宅使用料収納率	%	94.0	96.4	95.4	97.9	96.8	↑
市営住宅入居率	%	88.9	87.6	87.0	87.0	85.0	↑

■事務事業

事業名	R8	R9	R10	R11	担当課
市営住宅管理事業	119,098 千円	○	○	○	管財課

産業が暮らしを支え 地域をつなぎ すべての人が豊かさにとぎわいを感じられるまち

政策	施策	基本事業	事務事業
3-1 商工業・観光の活性化	1 活気にとぎわいを創り出す商工業の活性化	1 商工業活性化推進事業	商工業活性化支援事業 ふるさと応援寄附事業 消費喚起促進事業 商工業関連施設管理事業
	2 企業立地の促進と新たな雇用の創出	1 企業立地促進事業 2 職業紹介事業	経営支援事業 企業立地促進事業 職業紹介事業
	3 魅力あふれる観光の活性化	1 観光客誘致促進事業	観光客誘致促進事業
3-2 農林業の振興	1 農地の保全と有効活用	1 農地有効利用推進事業	農業委員会運営事務 農地有効利用推進事業
		2 農業用施設管理事業	農業用施設管理事業 農地維持活動支援事業 農機具倉庫管理事業
		3 農業基盤整備促進事業	鹿野清滝ほ場整備事業
	2 持続可能な農業経営の推進	1 農業者経営安定支援事業	農業担い手支援事業 農業設備等整備支援事業 有害鳥獣対策事業
		2 地産地消促進事業	農業消費者交流推進事業 コスモ館管理事業
	3 森林を守る林業の振興	1 林業振興事業	林業振興事業
2 林道施設管理事業		林道施設管理事業	

政策3-1 商工業・観光の活性化

■政策の目的（政策によってめざすまちの姿）

- 商工業が活性化し、交流とにぎわいによる地域経済の持続的な発展と地域の活力向上をもたらし、市民のより良い暮らしを支えているまち

■現状と課題

- ・本市は都市近郊にあり交通の利便性も高いことなどから、これまで製造業を中心として多くの企業の立地が進んできました。これらの企業は、市の安定した税収や多くの雇用を生み出しており、市の発展に大きく寄与しています。一方で、工業団地内はもちろんのこと市内には工業用の空き用地がなく、既存企業が事業を拡大するための事業用地の取得が困難となっています。また、本市を管轄するハローワーク福岡東の求人倍率は比較的高い状況が続いていますが、一方で充足率は年々減少傾向にあり、労働力不足が顕著となっています。これらは、企業の生産活動において必要な要素である土地と労働力が不足していることを示しており、企業の継続的な発展の妨げとなっています。
- ・商業においては、これまで JR 古賀駅西口周辺を中心として商機能の場が形成されてきましたが、近年小売業が減少傾向にあります。これは、近隣市町に大規模集客施設の立地が進んだことや、インターネットを利用した消費スタイルへの変化などが要因として考えられ、かつてあったにぎわいの場が失われつつあることを意味しています。
- ・古賀市の玄関口であり、都市機能の中心の場である JR 古賀駅周辺を中心として商機能の活性化を図るためには、過去に戻る再生ではなく、環境の変化に対応した新たな取組をそれぞれの事業者が主体的に行っていく必要があります。
- ・働き方の多様化、ICTの進展などを背景に、将来の成長産業につながる起業支援、既存事業者のイノベーションの支援などに取り組み、地域の産業を活性化することが必要です。
- ・本市には、白砂青松の美しい海岸松林や国史跡船原古墳等の文化的資源、観光農園、温泉など、観光資源が多く存在しているものの、主要観光施設利用状況調査利用者数はコロナ禍前ほどには回復していません。地域資源を効果的に生かせるような特産品の開発など、市の認知度向上とともに事業者が観光で稼げる観光振興策が求められています。

■まちの状態・課題指標

指標名	単位	実績					めざす方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
市内総生産	億円	2,584	2,488	2,648	集計中	集計中	↑

施策3-1-1 活気とにぎわいを創り出す商工業の活性化

■施策の目標

- ・小売業年間販売額がピーク時と同等程度まで増加するなど、中心市街地を中心として商機能が活性化している状態
- ・製造品出荷額がピーク時と同等程度まで増加するなど、市内事業者の生産性が向上している状態

■現状と課題

- ・JR 古賀駅西口においては、まちの活性化を持続させるために、民間投資を中心とした既存ストックを活用し、継続的な事業展開を図る必要があります。そのため、令和2年11月から令和5年3月まで JR 古賀駅西口エリアの活性化に向けたエリアマネジメント支援業務を委託し、令和3年度に「JR 古賀駅西口エリア活性化ビジョン」を策定しました。これにより持続的に活性化していくための実行体制が構築されましたが、それがより効果的なものとなるように、引き続き商工会と連携・協力し、事業者等のニーズに基づいた支援を実施するとともに、関係機関等との連携を意識して、西口エリア全体の活性化、一体的な賑わい創出に取り組んでいく必要があります。
- ・本市の産業を中小企業が支えています。中小企業は、経営基盤が安定していない企業が多いため、消費スタイルの変化など環境変化に対応した新しい取組を行うことが困難な場合があります。そのため、新たな取組を行うための財政支援を必要としており、国や県の補助制度活用のサポートや市独自の支援策の活用により中小企業の経営革新を支援していく必要があります。加えて、安定した資金調達で経営基盤の安定、新たな設備投資につながるため、中小企業が利用しやすい融資制度を

整備する必要があります。

- 本市には7つの工業団地を中心に1,330社の企業（令和3（2021）年、農林水産業を除く）が立地していますが、製造業者は117社（令和3（2021）年）が立地しており、そのなかには卓越した技術力を持った製造業者が多数あります。市内に立地する既存企業の売上の向上や事業規模の拡大支援、市外企業の誘致を促進することにより、雇用が拡大し、税収の増加が見込まれることから支援を行う必要があります。
- 15歳～64歳の生産年齢人口は、全国で見ると平成7（1995）年の約8,700万人をピークに減少しており、令和2（2020）年には約7,500万人となっています。福岡県の求人倍率は、令和5（2023）年度の全職業計で1.98倍となっていますが、職業別に分類すると生産工程の職業は3.61倍、輸送・機械運転の職業（自動車運転）については3.17倍と求人倍率が高く、一方で事務的職業は0.81倍となっており、事務職を希望する求職者が多い一方で作業員の人手不足が深刻であることが分かります。
- 生産年齢人口の減少や作業員の人手不足がこのまま進めば、製造業においては製造ラインの確保ができなくなり、減収減益へ転じる危険性があり、その状態が続けば社員の解雇や引いては企業の倒産につながる可能性もあります。企業への人員確保の支援を行うことにより、事業の継続、拡大が可能となり、これに伴う税収の確保及び増収が可能となります。
- 工業団地内には立地後40年を超える企業も増えてきており、施設の老朽化による課題を抱える企業もあります。特に製造業の労働生産性（事業所単位）は平成23（2011）年1,679万円/人をピークに減少しており、平成30（2018）年には1,172万円/人まで低下しましたが、2020年には1,469万円/人まで回復しています（全国1,630万円/人、福岡県1,475万円/人）。製造業の労働生産性は回復傾向にあります。工業団地内には立地後40年を超える企業も増えてきており、施設の老朽化による課題を抱える企業もあります。老朽化が進む設備を生産性の高い設備に一新することにより、労働生産性を向上させることが可能となります。

■まちの状態・課題指標

指標名	単位	実績					めざす 方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
製造品出荷額等	億円	2,443	2,327	2,387	集計中	集計中	↑
小売業年間販売額	億円		445.7				→
商業地域の地価公示価格	円/m ²	86,500	87,800	90,500	96,000	108,500	↑

■基本事業

1 商工業活性化推進事業

■内容

JR 古賀駅西口エリアの本質的活性化をめざすため策定した活性化ビジョンを実現させブランドイメージが高まっている状態をめざします。まつり古賀や食の祭典など商工業の活性化を目的としたイベントを通して本市のモノづくり力のPR、事業者の販路拡大支援、ふるさと応援寄附制度を活用した市内事業者の販路拡大支援などを行います。また、電子商品券発行事業による市内事業者の電子決済の導入促進と市内消費喚起などに取り組み、商工業の活性化を図ります。

■成果指標

指標名	単位	実績					めざす 方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
事業所数	事業所		2,000				↑
従業者数	人		27,213				↑

■事務事業

事業名	R8	R9	R10	R11	担当課
商工業活性化支援事業	5,209千円	○	○	○	商工政策課
ふるさと応援寄附事業	562,705千円	○	○	○	商工政策課
消費喚起促進事業	-	○	○	○	商工政策課
商工業関連施設管理事業	23,257千円	○	○	○	商工政策課

2 経営支援事業

■ 内容

商工会が市内中小企業者に対し行う経営基盤の安定や事業拡大を支援するための伴走型支援事業に対する補助や、小規模事業者が資金調達しやすくなるよう市内金融機関と連携した融資による経営安定化を促進します。市内企業の労働力確保と求職者の就労促進のための無料職業紹介所における就労あっせんを行います。また、市内中小企業が労働生産性の向上を目的とした設備投資を行う際の固定資産税の課税免除による先端設備の導入を促進し、新規創業、事業承継及び新分野進出に取り組む事業者に対する補助などにより、中小企業者を経営面から支援し、地域経済の発展及び労働力の確保を図ります。

■ 成果指標

指標名	単位	実績					めざす 方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
経営支援事業対象事業者数	件	61	59	30	55	47	↑
労働生産性（全産業）	千円/人		3,777				↑

■ 事務事業

事業名	R8	R9	R10	R11	担当課
経営支援事業	54,332 千円	○	○	○	商工政策課

施策 3 - 1 - 2 企業立地の促進と新たな雇用の創出

■ 施策の目標

- ・市内外の企業の事業用地確保に対するニーズへの対応が可能となり、多様な働き方ができる企業が立地し、就業の機会と選択肢が拡大した状態

■ 現状と課題

- ・県内には工業適地が少なく、企業誘致の自治体間競争が生じていますが、本市の工業団地内には空き用地がなく、企業の規模拡大や市外からの進出に適時に対応することができていないため、長期的な計画のもと土地利用の法規制を解除するなどして、産業用地の確保を行っていくことが必要となっています。
- ・類似団体と比較しても製造業における従業者数の割合が 27.9%（RESAS2021 年）と高く、雇用の創出に寄与している一方で、事務職を希望する求職者に対し求人が少ないというミスマッチも生じており、就職決定率も 53.3%（2024 年度）となっていることから、幅広い業種や多様な働き方ができる企業の増加も求められています。

■ まちの状態・課題指標

指標名	単位	実績					めざす 方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
法人市民税額	百万円	570	568	564	548	682	↑
固定資産税額	百万円	3,214	3,155	3,280	3,430	3,562	↑

■ 基本事業

1 企業立地促進事業							
■ 内容 規模拡大により移転を検討している市内企業の市内における立地の継続と本市に立地を検討している市外企業の企業進出を促し、雇用の創出や転入者の増加、税収の増加につなげます。							
■ 成果指標							
指標名	単位	実績					めざす方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
産業団地における立地企業数	事業所	97	98	100	102	102	↑
■ 事務事業							
事業名	R8	R9	R10	R11	担当課		
企業立地促進事業	1,566 千円	○	○	○	商工政策課		

2 職業紹介事業							
■ 内容 無料職業紹介所による就職相談業務や企業訪問により、市民の求職と企業の求人のマッチングを促進し、市民の就業機会の確保と企業における労働力の安定的な確保を図ります。							
■ 成果指標							
指標名	単位	実績					めざす方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
紹介成功率	%	45.1	47.6	49.9	47.2	46.2	↑
市内企業の充足率	%	11.6	13.2	10.8	9.2	8.9	↑
■ 事務事業							
事業名	R8	R9	R10	R11	担当課		
職業紹介事業	13,644 千円	○	○	○	商工政策課		

施策 3 - 1 - 3 魅力あふれる観光の活性化

■ 施策の目標

- ・市民自ら誇りを持って率先して観光 PR を行い、市外から認知され観光施設への来訪者が増える状態

■ 現状と課題

- ・本市は県内でも観光客数が多い福岡都市圏内に位置しているものの、本市の観光ブランディングが不十分であること、加えて近隣市町との広域連携による観光施策も十分に活用できていないことから、本市の魅力ある自然、文化、歴史、食などの観光資源が十分に PR できていない状況です。
- ・市全体の好循環を生み、持続可能な観光振興を効果的に進めていくためには、本市の独自性を明確にした取組が重要であることから、令和 5（2023）年度に古賀市観光ブランドコンセプトを定めました。今後はこのコンセプトに沿った取組を推進していく必要があります。
- ・観光を産業として捉え、事業者の収益増に繋がるよう、一般社団法人古賀市観光協会をはじめ事業者等と連携して観光振興を推進していく必要があります。
- ・市の特徴をとらえたオリジナル商品などの開発を後押しし、市のブランド商品として確立することにより、市全体のブランド力を向上させ、効果的に発信していく必要があります。

■ まちの状態・課題指標

指標名	単位	実績					めざす 方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
主要観光施設利用状況調査利用者数	千人	466	415	474	491	606	↑
主要観光施設利用状況調査消費額	百万円	938	1,000	1,090	1,179	472	↑

■ 基本事業

1 観光客誘致促進事業

■ 内容

まつり古賀、食の祭典、薬王寺温泉、国史跡船原古墳、古賀グリーンパークなどすでにある地域資源を最大限に活用し認知度を高め、より多くの来訪者を引き寄せることをめざします。同時に市内事業者や生産者による特産品の開発や農産品の生産を支援し、新たな観光コンテンツとして商品化することで、ふるさとの名物やふるさと納税の返礼品として登録するためのブラッシュアップを行います。このように、今すでに存在する地域資源の活用と新たな特産品開発の取り組みを融合することで、地域全体の観光振興をめざします。

■ 成果指標

指標名	単位	実績					めざす 方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
主要観光施設利用状況調査対象数	箇所	6	5	6	9	9	↑
観光案内所案内件数	件	2,041	2,384	2,299	2,911	2,773	↑

■ 事務事業

事業名	R8	R9	R10	R11	担当課
観光客誘致促進事業	23,507 千円	○	○	○	商工政策課

政策3-2 農林業の振興

■政策の目的（政策によってめざすまちの姿）

- 安定的・持続的に農業が経営されるとともに、農業生産基盤や水源涵養・防災など多面的機能が維持された優良な農地や森林が保全されているまち

■現状と課題

- ・農地や森林は、洪水や土砂災害防止等の国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観など重要な多面的機能を有しており、農林業振興以外の面からもその保全が重要です。
- ・本市の農業は、農家の高齢化と農業収入の減少や労働条件の厳しさによる後継者の離農などにより、担い手不足の問題が顕著になってきています。その結果、農家数・農業就業人口の減少、経営耕地面積の減少や耕作放棄が続く、農業用施設（水路・ため池・農業用道路等）の管理が困難になることも懸念されています。
- ・有害鳥獣による農作物被害は営農意欲の減退をもたらす、耕作放棄や離農の要因になることから農業経営に深刻な影響を及ぼしています。
- ・農地を保全し、農業振興を図るためには、農業の魅力を向上させて稼げる農業を確立し、農業収入を増加させることによる担い手の確保、農業生産基盤の整備・管理、農業の生産性向上などが必要です。
- ・本市においても、農外からの新規参入の増加や新しい感覚を持った後継者が観光農業や大規模経営に取り組むなど、明るい兆しが見えてきています。
- ・食料供給はもちろん、農産物を摂取することによる健康増進効果、地元の農産物や郷土料理の理解促進、自然の恩恵に対する敬愛など、農業によりもたらされる多様な効果が期待されており、生産者も消費者も、お互いが地域経済の一員として、豊かな恵みを次世代に引き継いでいくため、農産物の消費拡大や地産地消の推進、生産者と消費者の交流による農業への理解促進などに取り組む必要があります。
- ・本市の林業は、木材価格低迷の影響を受け、林業従事者が減少しており、今後の維持・拡大は困難な状況にあります。
- ・地権者の多くは所有する森林の所在を把握しておらず、森林の荒廃が進んでいます。多面的機能の保全のため、地権者の意向を踏まえながら、山林の集約化と経営管理制度の確立を図り、間伐等の手入れや天然林化を進める必要があります。

■まちの状態・課題指標

指標名	単位	実績					めざす方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
総農家数	戸	362	362	362	362	362	→
経営耕地面積	Ha	412	412	412	412	412	→
耕地面積	ha	466	453	446	444	444	→
森林面積	ha	1,635	1,635	1,635	1,635	1,635	-

施策3-2-1 農地の保全と有効活用

■施策の目標

- ・農業施設の維持管理に対する農業者や地域の負担が軽減されている状態
- ・農業者だけでなく、地域住民などが一体となって農業の多面的機能が発揮される活動に参加している状態
- ・優良な農地が適切に保全管理されている状態

■現状と課題

- ・多面的機能支払交付金を活用して農業用施設の維持管理に取り組んでいる農業集落もありますが、高齢化による担い手不足から、日常的な維持管理が困難な状態となってきています。
- ・井堰やため池は、耐用年数を超えたことによる経年劣化、近年特に多発している災害による破損等を受けて農区からの工事要望により工事を行っています。

- ・全国的に災害による堤体の決壊が大きな問題となっていることもあり、そのような災害による被害を未然に防ぐ防災の面からも、ため池耐震診断を実施しています。
- ・高齢化により井堰やため池の施設管理が困難となってきたことから、今後、井堰やため池を農区への負担軽減となる設備へ改良し、農地の保全を図る必要があります。
- ・認定農業者や認定新規就農者、集落営農組織など、継続的に農地利用を行なう経営体としての担い手が必要にもかかわらず、担い手となる農業者が少なく、使い切れない農地が増えてきていることが課題です。
- ・水利、農地の利用調整、農地や農業用施設の共同管理作業への関わり方などについて、地域ごとの考え方があるため、話し合いによりめざすべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画を定め、地域内外から農地の受け手を幅広く確保しつつ、農地の集約化等を進める必要があります。
- ・守るべき農地を明確にしたうえで、農地を維持管理する態勢を地域のなかで作り上げていく必要があります。
- ・基盤整備完了耕地面積は、市内耕地面積の9%であり、整備中である薦野清滝地区内の耕地面積を含めても12%であり、さらに基盤整備を行う余地があります。
- ・遊休農地が市内農地のおよそ8%あることや、65歳以上の農業就業人口が7割を占め、他市町村よりも1割程多いことが集積率の低下につながっていると考えられます。
- ・基盤整備事業を行うことで、休耕地を減少させ、耕作面積を増加させることができ、集積率を上昇させることができると考えられ、新たな担い手の確保ができれば、営農者の高齢化を抑えることもできるものと考えられます。

■ まちの状態・課題指標

指標名	単位	実績					めざす方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
遊休農地面積割合	%	11	10	10	8	9	↓
担い手農家への農地集積率	%	37	37	39	40	42	↑
農地法第4条（転用）の許可面積	ha	0.3	1.4	1.2	25.2	0.2	－
農地法第5条（転用目的の権利移動）の許可面積	ha	6.3	3.2	8.0	8.6	27.8	－

■ 基本事業

1 農地有効利用推進事業

■ 内容

農業委員会において、農地法に基づく許可、遊休農地に関する意向調査、農家台帳による情報の管理等を通じて優良農地の確保と有効利用に取り組むとともに、農地の適正な利用、農業の活性化について農業者に向けて普及啓発を行います。

また、担い手の経営改善の促進に向けた農地利用調整活動等の支援、地域における耕作放棄地の実態等の調査や遊休農地の発生予防・解消に向けた取組、土地の条件整備への支援、農業振興地域制度の適切な運用、効率的かつ安定的な経営体への農地の集積により、農地の保全・有効利用を促進します。

■ 成果指標

指標名	単位	実績					めざす方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
遊休農地面積	ha	55	53	48	37	39	↓
担い手農家への農地利用集積面積	ha	171	168	175	178	182	↑

■ 事務事業

事業名	R8	R9	R10	R11	担当課
農業委員会運営事務	12,887 千円	○	○	○	農林振興課
農地有効利用推進事業	5,559 千円	○	○	○	農林振興課

2 農業用施設管理事業

■ 内容

水源涵養や災害防止など農地の有する多面的・公益的な機能を維持・活用するとともに、農業が安定的・持続的に営まれるよう、農業用水路、農道、井堰、ため池、農機具倉庫等の農業を支える共有の設備を維持管理する地域の負担を軽減するための多面的機能支払交付金による支援や農区からの要望に応じた農業用設備の整備などに取り組みます。

■ 成果指標

指標名	単位	実績					めざす方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
改良工事の件数	箇所	6	7	6	6	4	→
多面的機能支払交付金対象面積	ha	142	163	251	252	252	↑

■ 事務事業

事業名	R8	R9	R10	R11	担当課
農業用施設管理事業	57,941 千円	○	○	○	農林振興課
農地維持活動支援事業	8,117 千円	○	○	○	農林振興課
農機具倉庫管理事業	3,467 千円	○	○	○	農林振興課

3 農業基盤整備促進事業

■ 内容

農業の効率的な経営と生産性の向上を図るため、ほ場の大区画化、農道・用排水路の整備を行います。

■ 成果指標

指標名	単位	実績					めざす方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
薦野清滝地区における担い手農家への農地集積率	%						↑

■ 事務事業

事業名	R8	R9	R10	R11	担当課
薦野清滝ほ場整備事業	28,489 千円	○	○	○	農林振興課

施策 3-2-2 持続可能な農業経営の推進

■ 施策の目標

- ・ 農業に従事したいと思えるような労働条件（収入・労働時間）の改善が進んでいる状態
- ・ 農業の担い手の高齢化問題が解消され、農業収入が増加している状態
- ・ 農産物価格が持ち直し、農業者の所得水準が向上している状態
- ・ 地元農産物のブランド化が展開され知名度が向上している状態

■ 現状と課題

- ・ 持続可能な農業経営のためには担い手が欠かせませんが、主に高齢化などの理由で担い手不足が顕著となっています。
- ・ 就農希望者は増えてきていますが、就農までに至らない場合もあり、就農希望から新規就農への体制づくりが必要です。
- ・ 持続した農業経営のためにも、新規就農者の育成、支援のための安定した体制づくりが必要となっています。
- ・ 消費者のニーズが多様化し、安全・安心に対する意識が向上していくなかで、生産者と消費者とが交流し、顔が見える関係を築いていくことが持続可能な農業経営を推進するうえで必要となっています。

- ・有害鳥獣の生息域が拡大し、農作物への被害が深刻化しており、有害鳥獣による農作物被害防止の効果的な対策が課題となっています。
- ・地元産の農産物への認知度が低く、地元農産物のブランド化など今後どのようにして認知度を向上していくかが課題となっています。
- ・農家直売軽トラ市や朝どりこがスイーツコーン祭を行ってきていますが、軽トラ市実行委員会の中でもマンネリ化という意見もあることから、それに代わるものを実施して地産地消を推進することも必要です。
- ・コスモス館の来客数及び売上を上げるため、コスモス広場利用組合や古賀市観光協会、J A 粕屋、北筑前普及指導センターなどの関係機関との協議を進めていくことが必要です。
- ・付加価値の高い高収益園芸作物への転換を推進しており、特にイチゴ農家への就農が増えてきていますが、高収益である反面、労働時間も長く、農家の負担は大きいことから、今後のロボット技術やICTなどの新たな技術による労働負担の軽減を検討していく必要があります。
- ・農業経営安定のための農業設備や機械購入等の補助について、国や県の既存補助事業の動向や新規補助事業の創設などを注視し、本市に必要とされる補助を迅速に判断し取り掛かることが必要です。
- ・農業の現場では、依然として人手に頼る作業や熟練者でないとできない作業が多く、省力化や負担の軽減、技術の継承が重要な課題となっており、スマート農業技術の活用により作業の自動化や情報共有の簡易化、データ活用を推進することが必要です。

■ まちの状態・課題指標

指標名	単位	実績					めざす 方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
販売農家数	戸	246	246	246	246	246	↑
農業従事者の平均年齢	歳	61.7	61.7	61.7	61.7	61.7	↓

■ 基本事業

1 農業者経営安定支援事業

■ 内容

新規就農者や女性農業者、集落営農組織など多様な担い手の定着に向けた育成・支援、認定農業者の団体が実施する事業に対する補助、活力ある高収益型園芸産地育成事業補助や農業担い手機械導入支援事業補助など農業設備の維持・設置に対する補助、スマート農業機械・機器等の活用に向けた導入補助、有害鳥獣による被害を軽減するための電気柵等の設置補助、わなによる有害鳥獣の駆除などに取り組み、安定した農業経営を支援します。

■ 成果指標

指標名	単位	実績					めざす 方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
認定新規就農者数	経営体	7	7	9	9	9	↑
認定農業者数	経営体	37	37	39	37	37	↑

■ 事務事業

事業名	R8	R9	R10	R11	担当課
農業担い手支援事業	18,682 千円	○	○	○	農林振興課
農業設備等整備支援事業	48,937 千円	○	○	○	農林振興課
有害鳥獣対策事業	20,216 千円	○	○	○	農林振興課

2 地産地消促進事業

■ 内容

農業や地元の食に対する理解を深めるため、消費者交流イベントの開催やコスモス館における農産物の販売促進などに取り組みます。

■ 成果指標

指標名	単位	実績					めざす 方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
消費者交流参加者数	人	130	30	350	46	45	↑
コスモス館売上額	千円	431,022	407,121	397,670	397,243	413,418	↑

■ 事務事業

事業名	R8	R9	R10	R11	担当課
農業消費者交流推進事業	223 千円	○	○	○	農林振興課
コスモス館管理事業	16,143 千円	○	○	○	農林振興課

施策 3 - 2 - 3 森林を守る林業の振興

■ 施策の目標

- ・ 森林経営計画により自主的な森林施業が継続して行われている状態
- ・ 林道施設の長寿命化が図られ、林道の円滑な通行が維持されている状態

■ 現状と課題

- ・ 土砂災害の防止や生活用水・農業用水の確保など、森林の公益的機能を維持するためには森林の保全が不可欠であり、そのためには恒常的な管理を行うなど地元を含めた地権者の理解や協力が必要です。
- ・ 木材の価格も低迷しており、林業従事者も 2 経営体と数少ない状況（2020 農林業センサス）です。
- ・ 森林管理の方向性を明確にするため、地権者に森林経営管理計画を作成してもらう森林経営管理制度の実施が必要になってきますが、地権者や境界がはっきりしない林地が多いため、森林台帳のさらなる整備が課題です。
- ・ 民有地は基本的に地権者が管理する必要がありますが、高齢化や、相続等によりそもそも土地の所在地や境界を知らないなど、地権者自身で管理を行いつらい状況が増えてきています。
- ・ 森林管理のためには、恒常的な林道の管理が不可欠であり、計画的な林道維持・補修が必要になっていきます。

■ まちの状態・課題指標

指標名	単位	実績					めざす 方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
森林経営計画対象森林面積	ha	702.91	702.91	702.91	702.91	702.91	→

■ 基本事業

1 林業振興事業

■ 内容

新たな森林経営管理制度の活用に向けた林地台帳システムの整備、利用間伐や水源涵養のために森林施業を行う場合の補助などを通じ、森林の有する多面的機能の維持・発揮を図ります。

■ 成果指標

指標名	単位	実績					めざす 方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
森林経営計画に基づく森林整備面積（累計）	ha	16.23	24.27	30.47	30.47	36.42	↑

■ 事務事業

事業名	R8	R9	R10	R11	担当課
林業振興事業	12,369 千円	○	○	○	農林振興課

2 林道施設管理事業

■ 内容

間伐などの森林の管理作業や監視作業が迅速・頻繁に行えるよう、林道の維持工事、林道施設（橋梁）の保全工事などを実施します。

■ 成果指標

指標名	単位	実績					めざす 方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
林道機能が維持された林道延長	m	15,610	15,258	15,258	15,258	15,258	→
林道施設（橋梁）工事の進捗率	%		8.3	16.7	25.0	45.8	↑

■ 事務事業

事業名	R8	R9	R10	R11	担当課
林道施設管理事業	6,121 千円	○	○	○	農林振興課

都市基盤と環境が調和し すべての人が快適で安心して暮らせるまち

政策	施策	基本事業	事務事業	
4-1 良好な都市環境の形成	1 地域特性に応じた土地利用の推進	1 都市計画管理事務	地区計画等管理事務	
		2 古賀駅周辺整備事業	古賀駅周辺整備事業	
		3 土地利用管理事務	土地利用管理事務 既存住宅流通活性化事業 住居表示付与事務	
		4 景観形成事業	景観形成事業	
	2 地域二一を踏まえた公園の整備・維持管理	1 公園管理事業	公園管理事業 公園スポーツ施設管理事業	
		3 快適な道路網の整備	1 幹線道路整備事業	都市計画道路整備事業 国道県道整備促進事業
	2 道路橋梁管理事業		道路橋梁管理事業 JR駅施設維持管理事業	
	3 道路改良事業		道路改良事業	
	4 安全・安心な水道サービスの持続	1 水道事業経営管理事務	水道事業経営管理事務	
		2 配水管管理事業	配水管管理事業	
		3 水源・取水施設管理事業	水源・取水施設管理事業	
		4 給水装置工事管理事業	給水装置工事管理事業	
	5 下水道の整備と経営基盤の強化	1 下水道事業経営改善推進事業	下水道事業経営改善推進事業	
		2 下水道施設管理事業	下水道施設管理事業 合併処理浄化槽設置支援事業	
	4-2 持続可能な公共交通の実現	1 持続可能な公共交通ネットワークの確立	1 公共交通維持・確保事業	公共交通確保事業
2 公共交通の利用促進		1 公共交通利便促進事業	公共交通利便促進事業	
4-3 命と暮らしを守る対策の推進	1 暮らしの安全の確保	1 防犯対策推進事業	防犯対策事業 消費生活トラブル対策事業	
		2 交通安全対策推進事業	交通安全推進事業 交通安全施設管理事業	
	2 命を守る防災・危機管理の推進	1 防災体制強化事業	防災体制強化事業 避難行動要支援者管理事務 消防団管理事業	
		2 防災力強化事業	防災力強化事業	防災力強化事業 消防団強化事業 耐震改修促進事業
			ため池災害対策事業	ため池災害対策事業
			消火栓整備事業	消火栓整備事業
		3 防災関連施設管理事業	防災関連施設管理事業	
	4 河川管理事業	河川管理事業		
	5 災害復旧事業	道路橋梁災害復旧事業 農林業施設災害復旧事業		
	4-4 環境の保全と継承	1 快適な生活環境の保全	1 環境美化推進事業	不法投棄対策事業 環境美化活動支援事業
2 生活環境保全事業			墓地・埋葬等事務 生活環境保全事業 空家等適正管理促進事業	
2 資源を有効に活用する循環型社会の形成		1 循環型社会形成推進事業	ごみ減量推進事業	ごみ減量推進事業
			分別収集事業	分別収集事業
可燃物処理事業			可燃物処理事業 不燃物処理事業	
2 し尿処理事業		し尿処理施設管理運営事業 汚泥再生処理センター整備事業		
3 環境と人と動物のよりよい関係を築く動物愛護の推進		1 人と動物との共生社会推進事業	動物愛護推進事業	
4 豊かな恵みを次世代へ引き継ぐ自然環境と生物多様性の保全		1 自然共生社会推進事業	自然環境保全推進事業	
		2 森林環境保全事業	森林環境保全事業	
3 海岸松林保全事業		海岸松林保全事業		
5 私たちができる地球温暖化の防止		1 地球温暖化防止対策推進事業	地球温暖化対策推進事業	
6 「環」をつなぐ環境教育の推進		1 環境教育推進事業	環境教育推進事業	環境教育推進事業
	し尿処理施設啓発事業		し尿処理施設啓発事業	

政策 4 - 1 良好な都市環境の形成

■ 政策の目的（政策によってめざすまちの姿）

- 調和した土地利用のもと、市民が利便性の高い生活環境のなかで快適に暮らしているまち
- 新たな玄関口となる JR 古賀駅周辺がにぎわいに満ちた居心地が良く歩きたくなるまち

■ 現状と課題

- ・福岡都市圏に立地する本市は、昭和 40（1965）年代以降、花鶴丘地区などの土地区画整理事業による大規模な住宅地開発が行われ、人口増加の受皿となる良好な住環境が整備されるとともに、今在家工業団地をはじめとした工業団地の造成により工業地が集積され、市街地の量的拡大が進みました。
- ・住宅地開発により人口は増加しましたが、人口減少社会を迎えるにあたり、分譲マンションや戸建て住宅などの住宅ストックが有効に活用される必要があります。マンションの管理不全や空き家の増加によって地域コミュニティの活力の低下につながる懸念があります。
- ・計画的な開発が行われていない住宅地では、狭あいな道路が多くあります。管理の行き届かない空き家の増加により、身近な生活環境に支障が生じる事案も発生しています。
- ・都市計画区域外では、特定用途制限地域の指定により用途混在は抑制されるようになりましたが、農地や山林から倉庫や住宅への土地利用転換は増加傾向にあります。
- ・広域交通の要衝としての優れた交通利便性からこれまで工業団地に製造業や物流業など多くの企業が立地し、職住が近接する市街地が形成されてきました。企業の進出需要は引き続き高いにも関わらず、新たに産業を受け入れるための大規模な未利用地が不足しており、新たな産業用地が求められています。
- ・本市の中心拠点である JR 古賀駅周辺では、西口は本市唯一の商業地域であるにもかかわらず高層住宅が立ち並ぶ一方で、商店街のシャッター街化、空き地や駐車場による都市のスポンジ化が進み、にぎわいが低下しています。東口は、立地する工場の生産活動と住宅が中心で、にぎわいの基本となる商業機能は集積していません。
- ・今後は、市全域を俯瞰した都市づくりの視点を持ち、居住機能と商業、医療、福祉などの都市機能の適正な配置により人口密度を維持し、人口減少への対応だけでなく、産業力の強化や防災・減災対策などの諸課題に対応することが必要となっています。
- ・公園は、健康づくりや子どもの遊び場など市民の憩いの空間としての機能や、地震等災害時の地域の緊急避難場所としての機能を有しています。今後も、公園の使い方や美化、遊具などの施設のあり方について、地域住民の意見を取り入れながら、ともに維持していくことが必要です。
- ・都市計画道路等の幹線道路については、広域幹線道路である国道 3 号、国道 495 号、主要地方道筑紫野・古賀線や九州自動車道・古賀インターチェンジを骨格としながら、住宅地や工業団地などから JR 鹿児島本線の 3 駅へのアクセス性の確保や円滑な市内移動のために整備を進めています。今後も、市民の利便性の高い生活や事業者の円滑な経済活動を支える安全・安心な道路網の構築が必要です。
- ・上水道は、昭和 30（1955）年に水道事業を開始しており、管路経年化率が悪化を続けています。経年化率を低減させるため、計画的な管路の更新が必要です。
- ・浄水場の老朽化対策と、それに伴う将来の水資源の安定確保、および浄水場のあり方について、平時および災害時における水の安全性、安定性、そしてコスト効率を総合的に考慮した結果、北九州市との協議が合意に至り、古賀浄水場を 2025（令和 7）年 7 月に廃止しました。
- ・下水道は、昭和 41（1966）年に公共下水道事業を開始し、以降、農業集落排水事業、合併処理浄化槽事業とあわせて、施設の整備を進めてきました。
- ・下水道施設については、管路や汚水処理施設の老朽化が進行するなか、施設の更新とあわせて統廃合、再構築などによる最適化を推進する必要があります。
- ・下水道事業は、平成 31（2019）年 4 月から公営企業会計を導入するとともに、体制の見直しや事務の効率化に努めてきましたが、公営企業を取り巻く経営環境は急速に厳しさを増しています。今後も経営の見える化を推進し、事業の見直しや更なる経営の効率化、適正な使用料収入の確保に取り組み、経営改善を図ることで、将来にわたって安定的に質の高いサービスの提供体制を確保する必要があります。

■まちの状態・課題指標

指標名	単位	実績					めざす 方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
市街化区域内人口密度	人/ha	66.2	65.8	65.5	65.6	65.7	→
固定資産税額（土地）	百万円	1,125	1,136	1,148	1,158	1,218	↑
固定資産税額（家屋）	百万円	1,479	1,420	1,509	1,533	1,679	↑
固定資産税額（償却資産）	百万円	611	599	623	738	665	↑
JR 駅の乗車人員数（3 駅合計）	人/日	9,846	10,278	10,694	10,977	11,518	↑

施策 4 - 1 - 1 地域特性に応じた土地利用の推進

■施策の目標

- ・地域特性に応じた土地利用を図り、適切な規制・誘導や計画的な事業の実施により、自然環境と調和した職住近接のまちづくりが進んでいる状態

■現状と課題

- ・国道 3 号、主要地方道筑紫野・古賀線沿い及び古賀インターチェンジ周辺では、農業との調和を図りながら、地域経済の活性化のための土地利用転換が求められています。
- ・古賀駅周辺は市の玄関口であるとともに、商業地や住宅地としても利用価値が高いことから、中心拠点としての活性化や土地の高度利用を推進する必要があります。
- ・都市全体における土地利用や公共インフラの現状及び将来の見通しを勘案しつつ、人口減少を踏まえた都市経営を効率的・効果的に行うことが求められています。
- ・住環境・防災環境の向上のため、狭あい道路の拡幅や無電柱化など安全・安心な市街地の形成に向けた取組が求められています。
- ・人口の減少・低密度化や空き家・空き地等の増加への対応を踏まえつつ、良好な住環境の維持・発展を図り、多世代が安心して暮らせるコミュニティ空間が創出されることが求められています。
- ・自然風景や昔ながらのまちなみと都市の発展とともに形成される景観とのバランスを図り、住み続けたい魅力的な景観に誘導していく必要があります。

■まちの状態・課題指標

指標名	単位	実績					めざす 方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
JR 駅の乗車人員数（古賀駅）	人/日	5,432	5,674	6,008	6,157	6,380	↑
JR 駅の乗車人員数（千鳥駅）	人/日	3,039	3,134	3,201	3,302	3,481	↑
JR 駅の乗車人員数（ししぶ駅）	人/日	1,375	1,470	1,485	1,518	1,657	↑

■基本事業

1 都市計画管理事務

■内容

都市計画マスタープランに定めた土地利用方針を実現するため、具体的土地利用の転換・規制について、都市計画法の手続きを進め、秩序ある都市づくりを推進します。

■成果指標

指標名	単位	実績					めざす 方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
都市計画決定数	件	0	2	4	2	0	↑
計画的な工業系用途への変更面積	ha	0	21.1	21.1	25.6	25.6	↑

■事務事業

事業名	R8	R9	R10	R11	担当課
地区計画等管理事務	391 千円	○	○	○	都市整備課

2 古賀駅周辺整備事業

■ 内容

古賀駅東口については、まとまった低未利用地において必要な都市施設を整備し、住宅等の民間開発を促し、新たな居住を呼び込むとともに、新たな玄関口として魅力的な公園を整備し、多様な人の回遊・滞留による賑わい空間を創出します。古賀駅西口においては、周辺の交通状況を把握し、必要な都市施設の整備により民間開発を促し、空き店舗や低未利用地の解消を図ります。古賀駅東西をウォークアブルな空間へと転換し、アイレベルでの市民活動による賑わいの創出を図り、古賀市の中心拠点にふさわしい居心地が良く歩きたくなる魅力的な駅まち空間を形成します。

■ 成果指標

指標名	単位	実績					めざす 方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
JR 古賀駅乗車人員数	人/日	5,432	5,674	6,008	6,157	6,380	↑

■ 事務事業

事業名	R8	R9	R10	R11	担当課
古賀駅周辺整備事業	42,370 千円	○	○	○	古賀駅周辺開発推進課

3 土地利用管理事務

■ 内容

土地取引や開発行為、建築行為等の規制・誘導、住宅ストックの有効活用、住居表示の付与などにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図ります。

■ 成果指標

指標名	単位	実績					めざす 方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
住宅着工件数	件	324	308	461	334	268	→
都市マスの土地利用方針達成件数(累計)	件		1	1	4	4	↑

■ 事務事業

事業名	R8	R9	R10	R11	担当課
土地利用管理事務	387 千円	○	○	○	都市整備課
既存住宅流通活性化事業	35 千円	○	○	○	都市整備課
住居表示付与事務	110 千円	○	○	○	市民国保課

4 景観形成事業

■ 内容

建築行為や開発行為、屋外広告物の表示等、一定規模以上の対象行為を行おうとする者と基準に適合するよう協議を行い、地域特性に応じた良好な景観形成、居住環境の向上を図ります。

■ 成果指標

指標名	単位	実績					めざす 方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
届出対象の基準適合率	%	100	100	100	100	100	→

■ 事務事業

事業名	R8	R9	R10	R11	担当課
景観形成事業	421 千円	○	○	○	都市整備課

施策4-1-2 地域ニーズを踏まえた公園の整備・維持管理

■ 施策の目標

- ・ 休養や遊び、コミュニティ活動などさまざまな活動の場として、また、避難場所や緩衝帯として、市民が安全で安心して利用し、利用できる状態

■ 現状と課題

- ・ 公園や広場などの公共空間は、市民の憩いの場、レクリエーションの場としてだけでなく、地震や火災などの災害時における避難場所や緩衝帯としての機能も求められていますが、公園施設の老朽化や樹木の繁茂化が課題となっています。新たな市民ニーズや都市機能施設の充実のため、公園の維持管理のあり方や機能の充実・再編の検討が必要になってきています。

■ まちの状態・課題指標

指標名	単位	実績					めざす方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
市民一人当たりの都市公園面積	m ²	8.18	9.05	9.10	9.09	9.10	↑

■ 基本事業

1 公園管理事業

■ 内容

遊具等公園内施設の定期点検結果に基づく修繕・更新等による施設の充実や事故発生の予防を行い、地域・行政による管理がしやすい安全・安心な公園を確保するとともに、有料スポーツ施設においては修繕・更新等により利用しやすい環境を整備します。

■ 成果指標

指標名	単位	実績					めざす方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
市街化区域内市民一人当たりの公園面積	m ²	6.21	6.24	6.27	6.26	6.26	→

■ 事務事業

事業名	R8	R9	R10	R11	担当課
公園管理事業	162,007 千円	○	○	○	都市整備課
公園スポーツ施設管理事業	284,578 千円	○	○	○	都市整備課

施策4-1-3 快適な道路網の整備

■ 施策の目標

- ・ 道路が適切に維持管理され、道路改良の際にユニバーサルデザイン基準の道路に更新されるなど、市民等が安全に安心して道路を利用することができている状態

■ 現状と課題

- ・ 市街地や観光拠点へ円滑に移動するための対応が求められていますが、広域又は地域内幹線道路は未整備区間が散見され、円滑な交通が確保されているとは言えない状況です。今後も、市だけでなく、国・県とも連携しながら、広域又は地域内幹線道路の路線の強化を行い、利便性の向上を図る必要があります。
- ・ 生活道路では、昭和40（1965）～50（1975）年代に造成された住宅団地において、道路構造（幅員、側溝など）が規格に適さないものもあり改善の必要があります。

■ まちの状態・課題指標

指標名	単位	実績					めざす方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
「生活に密着した主要な道路、広域交通道路が整備されている」と考える市民の割合	%			22.4			↑

■基本事業

1 幹線道路整備事業

■内容

渋滞の解消、目的地への移動時間の短縮、交通事故の減少、歩行者の安全性向上、災害時の緊急輸送路の確保、広域的な車両の流動性の向上など、道路を利用する際の利便性を向上させるため、市都市計画道路を整備するとともに、国や県に対し、国道や県道の拡幅等の整備要望を行います。

■成果指標

指標名	単位	実績					めざす 方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
混雑度(道路交通センサス)国道 3号-筑紫野古賀線	%		1.68				↓

■事務事業

事業名	R8	R9	R10	R11	担当課
都市計画道路整備事業	402,209千円	○	○	○	建設課
国道県道整備促進事業	-	○	○	○	建設課

2 道路橋梁管理事業

■内容

道路占用等の各種事務の適正処理や JR 駅施設の維持管理を行うとともに、道路ストックを維持するため、市道、橋梁、植樹帯等を適切に管理し、交通事故の減少や歩行者の安全性向上につながる安全な道路の確保を図ります。

■成果指標

指標名	単位	実績					めざす 方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
道路管理瑕疵による損害賠償件数	件	0	0	0	0	1	→

■事務事業

事業名	R8	R9	R10	R11	担当課
道路橋梁管理事業	447,793千円	○	○	○	建設課
JR 駅施設維持管理事業	56,154千円	○	○	○	建設課

3 道路改良事業

■ 内容

安全で快適な道路環境を実現するため、市道を整備し、安全で快適に利用できる道路空間を確保します。

■ 成果指標

指標名	単位	実績					めざす 方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
改良箇所数	箇所	4	4	4	5	3	↑
改良延長距離	m	190.1	404.0	932.2	1,823.7	599.3	↑

■ 事務事業

事業名	R8	R9	R10	R11	担当課
道路改良事業	93,327 千円	○	○	○	建設課

施策 4 - 1 - 4 安全・安心な水道サービスの持続

■ 施策の目標

- 水道事業の安定的な財政基盤のもとで水道施設が計画的に更新されるなど、上水道が安定的に供給され、市民が安心して上水道を利用できている状態

■ 現状と課題

- 更新計画に基づき、老朽管更新比率を 45%（令和 6（2024）年度）と定め、老朽管の計画的な更新を行っていく必要があります。
- 自己水源の 1 つである古賀ダムの取水量が貯水状況に左右されるため自己浄水量が不安定となり、令和 56（02024）年度における自己浄水は 2,923 m³/日（平均配水量の約 23%）となっています。
- 令和 7（2025）年度に更新時期を迎える浄水場のあり方として、水道用水供給事業団体と水源転換の協議を進めた結果、水源転換の協議が、北九州市と合意に至り、浄水場を 2025（令和 7）年 7 月に廃止しました。
- 将来の給水人口減に伴う料金収入減に備えるべく、コスト削減が必要な状況であり、デジタル化推進によるコスト削減について引き続き検証する必要があります。

■ まちの状態・課題指標

指標名	単位	実績					めざす 方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
給水人口	人	45,811	45,637	45,877	46,073	46,116	↑
配水管漏水修繕件数	件	13	19	11	12	14	↓

■ 基本事業

1 水道事業経営管理事務

■ 内容

水道使用者への料金の適正な賦課徴収と滞納者への適正な債権執行により、料金徴収率を向上させ、水道事業の経営基盤の強化を図ります。

■ 成果指標

指標名	単位	実績					めざす 方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
当年度純利益	億円	1.3	0.5	1.2	1.5	0.4	↑

■ 事務事業

事業名	R8	R9	R10	R11	担当課
水道事業経営管理事務	158,458 千円	○	○	○	上下水道課

2 配水管管理事業

■ 内容

水道水の供給基盤を安定させ、高い有収率を維持するためには、管路の経年化率を低減させるための管路更新を推進します。また、災害に備え水道施設の耐震化を検討します。

■ 成果指標

指標名	単位	実績					めざす 方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
老朽管更新率	%	22.8	29.0	33.7	39.6	46.9	↑
有収率	%	97.48	97.75	98.43	98.00	95.87	↑

■ 事務事業

事業名	R8	R9	R10	R10	担当課
配水管管理事業	418,607 千円	○	○	○	上下水道課

3 水源・取水施設管理事業

■ 内容

平時および災害時における水の安全性、安定性、そしてコスト効率を総合的に考慮した結果、北九州市との協議が合意に至り、古賀浄水場を 2025（令和 7）年 7 月に廃止し、他団体より全量を受水することにしました。

■ 成果指標

指標名	単位	実績					めざす 方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
他団体受水率	%	75.1	76.4	84.7	80.7	76.9	→

■ 事務事業

事業名	R8	R9	R10	R11	担当課
水源・取水施設管理事業	685,305 千円	○	○	○	上下水道課

4 給水装置工事管理事業

■ 内容

給水装置の工事をしようとする者及び工事施工者に対する給水装置工事の申請受付、審査、検査、技術指導等を適切に実施することにより、給水装置の適正保持、工事の適正な施工を確保するとともに、貯水槽水道の利用者が安全・安心な水道水を利用できるよう、貯水槽の設置者等に対する広報紙・市ホームページによる貯水槽の適切な管理についての周知啓発、貯水槽の検査や指導を行います。

■ 成果指標

指標名	単位	実績					めざす 方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
検査後に給水装置工事の不備が発覚した件数	件	0	0	0	0	0	→

■ 事務事業

事業名	R8	R9	R10	R11	担当課
給水装置工事管理事業	-	○	○	○	上下水道課

施策 4-1-5 下水道の整備と経営基盤の強化

■ 施策の目標

- ・下水道事業の経営改善が進み、公共用水域の水質保全、集中豪雨等による浸水被害の防止が図られ、市民の安全と快適な生活環境が確保されている状態

■ 現状と課題

- ・下水道の新規整備については、今後の人口減少や厳しさを増す財源確保など、整備に関わる情勢の変化に対応できるよう、地域の実情や経済性を勘案しながら整備を進めていく必要があります。併せて水洗化率の向上をめざし、下水道への接続促進を図る必要があります。
- ・既存下水道施設の今後の改築需要の増加に対応できるよう、予防保全による施設・設備の長寿命化や適切な維持管理を考慮したストックマネジメントに基づき、計画的な整備を行い、機能を維持する必要があります。
- ・下水道施設の効率的な運営を図るため、農業集落排水施設を公共下水道に統合するなど、施設の再編成を進めていく必要があります。
- ・さらなる快適な生活環境の確保をめざし、汚水処理人口普及率を向上させる必要があるため、合併処理浄化槽設置補助事業に引き続き取り組む必要があります。
- ・下水道事業の経営環境は、人口減少等によるサービス需要減少に伴う使用料収入の減少、物価高騰及び施設の老朽化に伴う更新需要の増大などにより、急速に厳しさを増しています。特に、公共下水道事業については補填財源が不足し、農業集落排水事業については採算が取れていないため、一般会計からの基準外繰入金による赤字補填を行わざるを得ない状況にあります。将来にわたり住民生活に必要なサービスを安定的に提供していくために、事業の見直しや更なる経営の効率化、適正な使用料収入の確保に取り組み、健全な経営の継続に努める必要があります。
- ・令和 4(2022) 年度に改定した経営戦略を経営基盤強化と財政マネジメント向上のためのツールとして活用し、事業の進捗管理や計画と実績との乖離の検証、定期的な見直しによる PDCA サイクルの確立を通じて、経営状況等の見える化を図り、計画的かつ合理的な経営の実現をめざす必要があります。

■ まちの状態・課題指標

指標名	単位	実績					めざす 方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
汚水処理人口普及率	%	98.25	98.33	98.43	99.18	99.40	↑

■ 基本事業

1 下水道事業経営改善推進事業

■ 内容

下水道事業経営戦略（令和 4（2022）年度改定）については、PDCA サイクルで毎年検証を行い、経営状況の改善を図ります。特に、公共下水道事業の補填財源確保と農業集落排水事業の経営改善に向けて事業の見直しを積極的に行いながら、適正な使用料収入の確保及び接続促進に努めます。

■ 成果指標

指標名	単位	実績					めざす 方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
経常収支比率（公下）	%	104.9	113.02	101.97	105.10	105.75	↑
経常収支比率（農集）	%	96.1	107.06	98.69	104.07	102.95	↑

■ 事務事業

事業名	R8	R9	R10	R11	担当課
下水道事業経営改善推進事業	54,640 千円	○	○	○	上下水道課

2 下水道施設管理事業

■ 内容

市民のより快適な生活環境の確保と公共用水域の水質保全を図るため、下水道施設の適正な維持管理及び計画的な整備・改築を進めるとともに、合併処理浄化槽の設置を促進します。また、下水道施設の効率的な整備手法の選定や、施設の最適化を図ります。

■ 成果指標

指標名	単位	実績					めざす 方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
水洗化率	%	92.3	93.3	93.6	93.6	93.2	↑

■ 事務事業

事業名	R8	R9	R10	R11	担当課
下水道施設管理事業	1,282,871 千円	○	○	○	上下水道課
合併処理浄化槽設置支援事業	189,998 千円	○	○	○	上下水道課

政策 4 - 2 持続可能な公共交通の実現

■ 政策の目的（政策によってめざすまちの姿）

- 自らの運転に頼らなくても、市民が公共交通を利用することにより市内各所から市内外に円滑に移動できるまち

■ 現状と課題

- ・市内には、JR 鹿児島本線が博多・久留米方面と折尾・小倉方面とを南北方向に結んでおり、古賀駅、千鳥駅、ししづ駅の3駅がありますが、古賀駅での利用が過半数を占めており、古賀市の玄関口となっています。
- ・市内の路線バスとして、西鉄バス古賀市内線があり、市内の各地域を結び、東西方向の移動手段として機能していますが、運転士の不足等により減便を余儀なくされています。
- ・古賀駅とコスモス館の間を運行している公共施設等連絡バス「コガバス」JR 古賀線は、市役所、サンコスモ古賀等の公共施設や沿線の病院などへのアクセス手段として利用されており、その利用者の大半は高齢者となっています。
- ・路線バスとタクシーの補完的な役割を持つA I オンデマンドバス「のるーと古賀」については、利用啓発の推進と並行して、利用者増に向けたニーズ分析と今後の運行計画を重ねて検討していくことが必要です。
- ・市街地から離れた地域の市民は、地域内で利用できる医療施設・商業施設が限定されており、日常生活を送るうえで市街地への移動が必要です。また、通勤・通学などのために市外への移動が必要な市民は、JR の駅へのアクセスが必要です。特に高齢者や障がい者、学生など自家用車による移動が困難な市民は、公共交通機関の利用が重要です。
- ・西鉄バス古賀市内線及びコガバス、のるーと古賀の利用者数は増加傾向にありますが、収支率は低迷し、路線バスを維持するためには多額の財政負担が必要な状況です。さらに、運転士の高齢化や免許所持者の減少などを背景に、公共交通の重要な担い手であるバス交通は、運転士不足が進行しており、バス路線の維持がさらに困難になることが予測されます。
- ・今後、高齢化の進展により移動が制約される交通弱者の増加が続くと予測され、公共交通に対する需要は拡大することが見込まれることから、市民の移動ニーズを満たしながら、持続可能な公共交通を実現するため、交通に関する新たな技術・システムの活用を含めた検討が必要となっています。

■ まちの状態・課題指標

指標名	単位	実績					めざす方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
市内バス路線の収支率	%	34.9	35.3	40.3	29.4	25.4	↑
市民一人当たりの市内路線（古賀市内線・コガバス・のるーと古賀）の年間平均利用回数	回	2.92	3.15	3.59	4.29	4.69	↑

施策 4 - 2 - 1 持続可能な公共交通ネットワークの確立

■ 施策の目標

- ・市内バス路線の収支率が改善し、バスの利用が円滑にできている状態

■ 現状と課題

- ・市街地から離れた地域においては、地域内で利用できる医療施設や商業施設が限定されており、地域内でサービスや生活必需品を揃えて完結することが難しい状況にあり、日常生活を送るうえで市街地へのアクセスが困難な状況があります。
- ・公共交通の主要な利用者は60歳以上となっており、今後も高齢者の増加が予測されます。市街地に比して運転免許の保有率の高い青柳校区や小野校区では、今後自家用車が運転できなくなる高齢者が増加すること想定され、現行の運行ダイヤや車両設備のままでは、高齢者の移動に支障をきたす可能性があります。
- ・バス運転士の高齢化や成り手不足を背景に運転士不足が進行しており、加えて働き方改革により労働時間の制限が厳格化してきているため、今後、公共交通を支えるリソースが縮小することが予測

されます。

- ・令和6（2024）年度の西鉄バス古賀市内線の収支率は率33.5%、コガバスの収支率は10.4%、のるーと古賀6.1%と運行経費の増大の影響により低迷しています。令和元（2019）年度、地域公共交通網形成計画策定時の調査結果によると、薦野系統筵内経由においては、一部区間における降車数・乗車数が僅少である状況や1便当たりの乗車人数が少ない状況にあります。また、小竹系統においては、利用実態からすると舞の里～グリーンパーク間の運行の必要性が低い状況にあるなど、バス路線の再編やモード変更を検討する必要があります。
- ・西鉄バス古賀市内線及びコガバス、のるーと古賀の利用状況（令和6（2024）年度の1日当たり利用者数、西鉄バス古賀市内線：701.1人、コガバス：45.1人、のるーと古賀：30.1人）を考慮すると、バス路線を維持・確保していくためには、収支状況の悪化に歯止めをかけ、運行効率化に向けて運行サービスを見直していく必要があります。
- ・花鶴丘、日吉、美明地区で導入しているAIオンデマンドバスの利用状況等を分析し、より効率的で、利用者のニーズに合った運行ができるよう改善を図っていく必要があります。
- ・自動運転バスの実証運行を通じ、リソースの有効活用やデマンド交通と自動運転システムとの連携の可能性を模索するとともに、市内公共交通の再構築を図る必要があります。

■ まちの状態・課題指標

指標名	単位	実績					めざす方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
西鉄バス古賀市内線の収支率	%	36.3	36.7	41.8	29.9	33.5	↑
コガバスの収支率	%	15.4	14.5	19.5	20.0	10.4	↑
のるーと古賀の収支率	%			1.4	3.3	6.1	↑

■ 基本事業

1 公共交通維持・確保事業

■ 内容

補助金による西鉄バス古賀市内線の維持やコガバスの運行、地域移動サポート補助による支援に引き続き取り組むとともに、定時定路線のバスに代わる交通サービスとしてのAIオンデマンドバスの運行など、公共交通の持続可能性に配慮しながら、高齢者をはじめとした自家用車以外での移動を必要とする人々の円滑な移動の確保を図ります。併せて、新宮町へ延伸したコガバス小竹線では、学生等の利用に必要な通勤通学時間帯の便数の確保を図ります。

■ 成果指標

指標名	単位	実績					めざす方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
西鉄バス古賀市内線の便数	便	30,280	30,303	30,386	30,431	27,805	→
コガバスの便数	便	4,356	4,356	4,374	4,376	5,966	→
のるーと古賀の運行便数	便			1,468	4,685	9,047	↑

■ 事務事業

事業名	R8	R9	R10	R11	担当課
公共交通維持・確保事業	209,323千円	○	○	○	経営戦略課

施策4-2-2 公共交通の利用促進

■ 施策の目標

- ・自家用車ではなく公共交通を利用することが当たり前になり、市内の行きたい場所に行きたい時間に移動することができる状態
- ・自由に移動することが困難になった際の不安が軽減されている状態

■ 現状と課題

- ・JR各駅へのアクセスや細かな移動サービスの必要性を考慮すると、多様な交通モードで駅にアクセスできる交通体系の整備が必要であり、併せて待合環境の整備、案内誘導、分かりやすい時刻表の作成等の情報提供などを含め、利用環境の改善を図る必要があります。

- ・高齢者の移動を念頭に置いた運行ダイヤや車両設備の見直しの検討も必要となっています。
- ・利便の増進のためには、サービス利用者である市民が、自らが積極的に利用していく必要性を理解し、どうなることが望ましいかを検討・発信していくことが不可欠であり、地域公共交通に対する市民一人ひとりの興味・関心を高めていくための取組を強化する必要があります。

■ まちの状態・課題指標

指標名	単位	実績					めざす方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
市民一人当たりの西鉄バス古賀市内線の年間利用回数	回	2.81	3.03	3.43	4.05	4.32	↑
市民一人当たりのコガバスの年間利用回数	回	0.12	0.12	0.15	0.16	0.18	↑
市民一人当たりののるーと古賀の年間利用回数	回			0.03	0.09	0.18	↑

■ 基本事業

1 公共交通利便増進事業

■ 内容

公共交通時刻表の作成やスマートバス停での情報発信など、公共交通に関する情報の周知により認知度向上を図り、これまで公共交通を利用したことがない人にも、公共交通を移動手段の一つとして認識し、利用してもらうことをめざします。さらに、市民の公共交通に対する関心や公共交通を支えていく意識を高め、利用を啓発する取組を展開することにより、日常的な移動手段として選ばれ、利用増加につながる取組を展開します。

■ 成果指標

指標名	単位	実績					めざす方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
西鉄バス古賀市内線の年間利用者数	人	167,485	180,428	203,004	239,546	255,894	↑
コガバスの年間利用者数	人	7,110	6,886	9,039	9,190	10,915	↑
のるーと古賀の年間利用者数	人			1,794	5,366	10,792	↑

■ 事務事業

事業名	R8	R9	R10	R11	担当課
公共交通利用促進事業	1,729千円	○	○	○	経営戦略課

政策4-3 命と暮らしを守る対策の推進

■政策の目的（政策によってめざすまちの姿）

- 市民が家族や地域住民と連携しながら、犯罪や交通事故の予防に取り組み、被害者が減少しているまち
- 市民一人ひとりが自らの命は自らが守るという意識をもち、地域住民と助け合いながら主体的に災害に備えた防災・減災のための対策に取り組み、災害被害を軽減できる防災力の高いまち

■現状と課題

- ・本市では、児童の見守り活動や防犯パトロールなど自主防犯団体を中心に地域が主体となった防犯活動に取り組んでいることなどから、犯罪認知件数が減少してきましたが、令和5（2023）年は増加に転じました。犯罪発生率については引き続き県や国と比較して低い水準にあります。
- ・犯罪認知件数に占める割合は窃盗犯が最も多く、令和5（2023）年の増加要因にもなっています。また、近年は暴行や傷害を含む粗暴犯及び特殊詐欺を含む知能犯の割合が増加傾向にあるほか、強制わいせつなどの性犯罪も発生しています。
- ・全国的にみても犯罪認知件数は増加しているものの、令和3（2021）年まで続いていた刑法犯検挙数に占める高齢者の割合上昇について令和4（2022）年は減少に転じました。増減傾向について引き続き注視する必要があります。なお、高齢者が関連する犯罪要因については、経済的困窮だけでなく、孤独感や孤立感も指摘されており、高齢化の状況を踏まえた対策が重要です。
- ・消費生活に関する相談件数は増加傾向にはないものの、常に新たな消費生活のトラブルが発生し、相談がなくなることがない状況です。近年はスマートフォンの急速な普及等により運輸・通信サービスに関する相談が増加しています。
- ・本市では、警察や粕屋地区交通安全協会古賀支部などの関係機関と地域住民が連携し、交通安全の啓発に取り組んでいることなどの効果もあり、交通事故件数は減少してきましたが、令和4（2022）年は増加に転じ、国や県の傾向と異なりました。単位人口当たり事故件数は県平均よりも低くなっていますが、国平均と比べると高い水準です。自動車先進安全技術の進展や交通安全施設整備などに伴い、今後も全国的な交通事故件数の減少は続く予測されます。
- ・高齢者関連事故件数は緩やかに減少していましたが、令和4（2022）年は横ばいとなりました。一方、事故件数全体に占める割合は増加傾向にありましたが、令和3（2021）年以降減少しています。また、子どもの事故件数の割合は県平均を上回っていましたが令和4（2022）年は下回りました。飲酒運転による交通事故は、全国的に大幅に減少しましたが、近年は下げ止まりの傾向にあります。今後は、交通事故の被害に遭いやすい子どもや高齢者、増加する高齢免許保有者に対する交通安全対策が重要です。
- ・本市では近年、河川の氾濫を伴うような大きな風水害は発生していませんが、豪雨や台風による河川、道路、建築物等施設の損壊や住宅等への浸水、土砂災害などが発生しています。今後は、地球温暖化の影響により、風水害の規模の拡大や発生回数の増加が懸念されます。
- ・人的被害を伴う地震や津波に関する記録はありませんが、災害想定としては西山断層を震源とした地震において、広い範囲で震度6強が想定されています。昭和56（1981）年の建築基準法の改正で新耐震基準が定められたことから、今後、それ以前に建築された住宅の建て替えが進み、住宅の耐震化がさらに進む見込みです。環境要因や新たな知見により変化するこれらの災害リスクに対応するため、国土強靱化地域計画に基づく対策が必要です。
- ・地域の消防防災の重要な担い手である消防団員は、全国的な傾向と同様に減少を続け、減少率は全国平均を大きく上回っています。また、消防団員の高齢化も進行しています。
- ・地域住民による組織的な防災活動の担い手である自主防災組織はすべての自治会で設立されていますが、積極的に活動する組織がある一方で、活動が活発でない組織もあり、状況が二極化しています。
- ・今後も高齢化や地域社会の希薄化などの社会情勢の変化により、自主防災組織や消防団など地域防災の担い手の減少が懸念されます。
- ・居住地の災害想定や災害発生時の避難行動など、基本的な防災知識を習得し、災害時に適切な行動がとれるよう、市民の防災・減災意識の向上が重要です。

■まちの状態・課題指標

指標名	単位	実績					めざす方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
1万人当たり犯罪認知件数	件	41.4	39.0	41.0	48.2	69.4	↓
1万人当たり交通事故発生件数	件	35.0	34.4	40.6	37.6	34.1	↓
避難行動要支援者数	人	4,630	4,039	3,831	3,717	3,770	→
緊急避難場所の開設を必要とした実日数	日	7	4	2	6	4	-

施策4-3-1 暮らしの安全の確保

■施策の目標

- ・市民が被害者、加害者となる犯罪や事故が減少している状態

■現状と課題

- ・本市の犯罪認知件数は、平成14(2002)年の1,612件をピークに減少傾向だったが、令和4(2022)年は243件と増加しました。人口1万人当たりの犯罪認知件数41.0は福岡県56.2や国48.1と比較しても低い水準にあります。減少傾向は全国的な傾向ですが、この水準を維持し、さらに下げするため、今後も防犯に関する会議の開催や街頭啓発を通じて、市民のリテラシー向上を図り、自主防犯団体や地域の見守り活動の活動支援に取り組む必要があるとともに、職員による防犯パトロール実施や、犯罪発生・前兆事案箇所などに防犯カメラを設置するなど、防犯対策の推進に粕屋警察署と連携し取り組む必要があります。
- ・再犯率が高いとされる窃盗犯について、犯罪の認知件数に占める割合は令和4(2022)年で64.2%と前年より大きく増加し、高い水準です。JR3駅や国道バス停に設置された駐輪場などでの盗難を防止するため、防犯カメラ設置の周知や駅、店頭での街頭啓発を行い、抑止にさらに努める必要があります。
- ・特殊詐欺の被害が市内でも発生していることから、被害防止のため、事案の周知や被害の広報などの啓発を強化し、市民のリテラシーを高める必要があります。
- ・全国的に高齢者犯罪に占める窃盗犯、粗暴犯の割合が増加しており、本市においても同様の傾向があると推測されます。高齢者の孤独や貧困などが原因の一つと考えられることから、高齢者を加害者としなないための共助の主体として地域コミュニティの活性化を図る必要があります。
- ・地域での防犯活動の中心的役割を担う自主防犯団体については、児童の見守り活動や防犯パトロールを実施していた自治会の有志などで結成されてきました。団体数、構成員数ともに平成27(2015)年度以降は増加傾向がみられますが、全国的には団体数は平成28(2016)年度、構成員数は平成26(2014)年度をピークに減少傾向となっており、警察庁のまとめでは令和2(2020)年末までの4年間で2千団体、25万人が減少しており、高齢化が進み、平均年齢60代以上の団体が約7割となっています。本市においても、全国的な傾向と同様、担い手の高齢化、後継者不足による活動の低下が懸念され、令和元(2019)年12月には1団体が解散しました。一方、近年、学生ボランティア1団体と市内企業1団体が防犯団体として登録しており、学校や企業などの地域貢献活動への理解が深まったことが要因と考えられ、今後もさらに深化すると考えられます。
- ・地域コミュニティを核としながら、その他の多様なコミュニティを母体とする自主防犯団体が活動することで、市の防犯体制の強化につながるものと判断されるため、事例の紹介やさまざまな団体への働きかけを行い、引き続き、自主防犯団体の設立・活動支援に努める必要があります。また、散歩や買い物、通勤・通学、庭木の剪定、ごみ出しなど外出時に地域の異変、異常、危険箇所気づき、それを防犯関係者に伝えることで、犯罪を未然に防ぐ「ながら防犯」など市民一人ひとりが防犯意識を高められるよう啓発を実施する必要があります。
- ・自動車の先進安全技術の進展や交通安全施設整備、社会情勢の変化に伴い、交通事故件数や割合は減少する見込みですが、古賀市においては令和4(2022)年は増加に転じました。交通事故件数の増加要因は不明ですが、減少のため啓発を続け、市民が被害者、加害者となる交通事故を抑止する必要があります。
- ・高齢者関連事故や、年少者が当事者となる事故の割合が高い状況が続く見込みであり、割合を減少させるため、高齢者自動車安全運転スクールの実施、粕屋地区交通安全協会が実施するシルバーセ

ーフティ・ドライブコンテストへの参加、各小学校で交通安全教室を実施するなど、事業を継続するとともに、対象を限定した啓発などの実施も検討する必要があります。

- ・飲酒運転件数については低い水準で推移しているものの、大きな事故から時間がたち、モラルの再低下による増加傾向や飲酒運転者の悪質化も懸念されるため、撲滅に向けた市民意識の向上を図るための啓発とともに、今後運転免許を取得し、飲酒ができるようになる若年層への働きかけを強め、新たな飲酒運転者を生み出さないような施策を検討する必要があります。
- ・交通安全施設については、市内危険箇所への設置が概ね完了し、適切な維持管理に努めるとともに、住環境の変化等により交通安全施設が必要な箇所には適宜設置し、ゾーン 30 プラスや生活道路対策エリア等を活用し、点や線だけでなく、面での交通安全を推進していく必要があります。
- ・施策の推進にあたっては、現状の危険性を把握し、ソフト、ハード両面から効果的な対策を検討するため、市、道路管理者、警察と道路利用者（学校等）による通学路交通安全プログラムなどの協議の場において推進していく必要があります。

■ まちの状態・課題指標

指標名	単位	実績					めざす 方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
犯罪認知件数	件	247	232	243	285	411	↓
交通事故発生件数	件	209	205	241	222	202	↓

■ 基本事業

1 防犯対策推進事業

■ 内容

自主防犯団体や保護司会、更生保護施設などへの活動支援、広報紙や街頭啓発、出前講座などによる防犯や犯罪被害・消費者被害にあわないための啓発活動、防犯灯や防犯カメラ、防犯パトロール車両の適切な管理、消費生活センターの専門相談員の確保と相談員のスキルアップなどに取り組み、犯罪の発生を抑止する環境の充実を図ります。

■ 成果指標

指標名	単位	実績					めざす 方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
凶悪犯の認知件数	件	0	3	1	1	1	→
粗暴犯の認知件数	件	37	36	26	24	29	↓
知能犯の認知件数	件	13	9	11	23	44	↓

■ 事務事業

事業名	R8	R9	R10	R11	担当課
防犯対策事業	2,735 千円	○	○	○	総務課
消費生活トラブル対策事業	3,893 千円	○	○	○	商工政策課

2 交通安全対策推進事業

■ 内容

広報紙や街頭啓発、出前講座、子どもや高齢者に対象を絞った講習会、飲食店や今後運転免許を取得する学生、飲酒が可能となる新成人などへの啓発など交通事故を起こさない、交通事故に遭わないための啓発活動に取り組みとともに、ガードレールやカーブミラーなどの交通安全施設を必要箇所に設置し、適切に維持管理を行っていきます。

■ 成果指標

指標名	単位	実績					めざす方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
1万人当たり交通事故死者数	人	0.34	0.00	0.00	0.01	0.34	↓
1万人当たり交通事故傷者数	人	43.1	44.5	54.5	49.8	45.7	↓

■ 事務事業

事業名	R8	R9	R10	R11	担当課
交通安全推進事業	3,043 千円	○	○	○	総務課
交通安全施設管理事業	13,584 千円	○	○	○	建設課

施策 4-3-2 命を守る防災・危機管理の推進

■ 施策の目標

- ・自然災害や火災に対し、自助と共助への理解がすすみ、市民自ら適切な避難行動を選択し、選択した避難行動が安全に行える体制が整備されるとともに、市消防団、粕屋北部消防本部などの公助の機関が機能し、市民の生命・身体への被害が最小限となる状態

■ 現状と課題

- ・風水害の規模の拡大や発生回数の増加が懸念されており、本市においても豪雨や台風による浸水や風害などのリスクは高まると予想されます。被災経験がないことや災害に備えることへの負担感などが支障となり、市民の自助による対策の不足が懸念されることから、市民の防災意識向上のため、地域での出前講座や防災訓練などのほか、さまざまな機会をとらえて市民啓発にさらに取り組む必要があります。
- ・避難指示等の避難に関する情報や災害に関する情報を市防災メールや市LINE公式アカウント、緊急速報メールのほか、テレビ等のマスコミ媒体、防災行政無線などさまざまな手段で、躊躇なく発信し、機を逸さず市民に避難を促し、在宅避難や縁故避難を含めた実効性の高い避難行動につなげる必要があります。
- ・大規模な地震は今後も発生リスクが低く、地震に備える市民の防災意識が大きく向上することはないと判断されます。昭和56（1981）年以前に建築された旧耐震基準の建築物など十分な耐震性がない住宅については、経済的負担から所有者が耐震化工事を実施する件数は極めて少ないと想定されます。これらの住宅については、建て替えによる耐震化が進む見込みですが、家具の転倒防止対策など市民の自助による事前の備えは地震に対する防災意識の低さから進捗しないことが想定されるため、出前講座や防災訓練などのほか、さまざまな機会をとらえて啓発する必要があります。
- ・自主防災組織会長の平均年齢は平成28（2016）年度以降、消防団員の平均年齢は平成30（2018）年度以降上昇しており、また、消防団員数についても女性部の創設によりいったん増加したものの平成29（2017）年以降は減少を続けています。高齢化や地域社会の希薄化など社会情勢の変化により、地域住民を主体とする自主防災組織や、消防団など地域防災の担い手の減少が懸念されます。自らの地域は自ら守る、共助の意識向上のための啓発については、出前講座や防災訓練、さまざまな行事での周知や広報紙への掲載などを続けるとともに、担い手の掘り起しを図り、自主防災組織の推薦による防災士資格取得時の補助制度や防火管理者、防災士など消防団員経験により資格取得時の要件が緩和される制度、消防団協力事業所制度など、担い手にメリットとなるような事業の周知や、他自治体の事例を参考にさらなる施策の検討を実施する必要があります。
- ・市内すべての自治会に自主防災組織が設立されているものの、一部活動が活発でない組織もあるため、出前講座やワークショップの実施などによる市民の防災意識の醸成や防災士資格取得時の補助

制度やスキルアップ研修への参加など人材の育成、資機材購入への補助や地域が主催する防災訓練への助言や参加などの活動支援を行い、自主防災組織が主体的に活動し、共助の担い手となるよう活性化を図る必要があります。

- ・避難行動要支援者について、一人ひとりに合った災害時等の支援体制を確保するために、個別計画の策定を進めていますが、策定にあたり支援者の担い手不足が課題となっています。
- ・さまざまな分野で活躍する市民への働きかけを行い、児童生徒や学生、子育て世代、高齢者など多様な世代、性別、性的指向・性自認にとらわれない人材、さまざまな障がいの当事者や支援者など多様な人材を防災や消防の分野で確保します。
- ・市消防団各分団の格納庫機能を備えたコミュニティ消防センターは、消防団員による適切な災害対応を可能とするため、消防団員の集合待機場所としての機能を維持する必要があります。
- ・河川においては洪水による災害を防止するため、適切な維持管理や浚渫を行い河道の流下能力を確保し増水時の水位を低下させる必要があります。県営河川に関しては県が情報を把握していますが、地域の要望等により、より詳細な情報が集まる市が県への情報提供、要望を行い、河川の維持管理を促していく必要があります。同様に河川堤体などの施設が治水機能を維持できるよう、併せて河川管理者へ情報提供を行い、河川の維持管理を図っていく必要があります。

■ まちの状態・課題指標

指標名	単位	実績					めざす方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
緊急避難場所の開設を必要とした豪雨や台風等の発生回数	回	2	2	1	2	2	-
緊急避難場所の開設を必要とした地震の発生回数	回	0	0	0	0	0	-

■ 基本事業

1 防災体制強化事業

■ 内容

防災に関する最新の知見・技術に基づく情報更新・情報提供、防災訓練等の活動支援、防災士資格取得補助、避難支援等関係者及び避難支援者への周知啓発などにより地域防災体制を確保するとともに、消防団員の管理、市民・地域・学生等へ消防団に関する広報、消防団員確保の啓発、消防団における訓練の実施などにより消防団の体制強化を図り、風水害や地震、大規模な事故、火災などに対し被害が最小限となるよう防災体制を充実させます。

■ 成果指標

指標名	単位	実績					めざす方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
避難支援プラン作成割合	%	72.7	80.6	78.2	76.7	76.7	↑
消防団定員充足率	%	81.6	78.3	74.7	73.3	68.1	→
校区主催防災訓練の参加者数	人	65	65	941	725	470	↑

■ 事務事業

事業名	R8	R9	R10	R11	担当課
防災体制強化事業	938 千円	○	○	○	総務課
避難行動要支援者管理事務	2,035 千円	○	○	○	福祉課
消防団管理事業	59,824 千円	○	○	○	総務課

2 防災力強化事業

■ 内容

指定避難所、指定緊急避難場所、防災情報システム、防災備蓄の適切な維持管理、総合防災マップの作成、指定緊急避難場所の指定、市による備蓄の管理・拡充、消防車両等の消防団備品等の適切な維持管理、装備の更新・充実、住宅の耐震化助成、ため池評価・ハザードマップの作成、消火栓の維持管理などにより、火災や自然災害に対する防災力を強化し、市民の生命、身体及び財産の保護を図ります。

■ 成果指標

指標名	単位	実績					めざす 方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
防災メール登録割合	%	5.7	6.7	7.8	8.7	8.9	↑
備蓄充足率	%	116	120	107	94	103	→

■ 事務事業

事業名	R8	R9	R10	R11	担当課
防災力強化事業	36,766 千円	○	○	○	総務課
消防団強化事業	14,884 千円	○	○	○	総務課
耐震改修促進事業	4,666 千円	○	○	○	都市整備課
ため池災害対策事業	40,989 千円	○	○	○	農林振興課
消火栓整備事業	6,683 千円	○	○	○	上下水道課

3 防災関連施設管理事業

■ 内容

消防団の各分団が火災や自然災害に対し、市民の生命、身体及び財産を保護するための活動拠点となるコミュニティ消防センターを適切に維持管理することにより、格納する備品の円滑な運用や団員の集合待機場所としての機能を確保します。

■ 成果指標

指標名	単位	実績					めざす 方向性
		R元	R2	R3	R4	R5	
適切に管理されているコミュニティ消防センター箇所数	箇所	18	18	18	18	18	→

■ 事務事業

事業名	R7	R8	R9	R10	担当課
防災関連施設管理事業	1,000 千円	○	○	○	総務課

4 河川管理事業

■ 内容

市営河川の治水機能を確保し、氾濫による災害被害の発生を防止するため、市営河川の適切な維持管理を行います。

■ 成果指標

指標名	単位	実績					めざす 方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
市営河川の氾濫回数	回	0	0	0	0	0	→

■ 事務事業

事業名	R8	R9	R10	R11	担当課
河川管理事業	4,524 千円	○	○	○	建設課

5 災害復旧事業

■ 内容

災害により被害を受けた市道、橋梁、河川、農道、林道、農業用施設等を原形に復旧若しくは応急工事を速やかに実施し、利用可能な状況にするための事業を行います。

■ 成果指標

指標名	単位	実績					めざす 方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
災害復旧工事完了割合（過年度発生箇所を含む）	%	100	100	100	100	100	→

■ 事務事業

事業名	R8	R9	R10	R11	担当課
道路橋梁災害復旧事業	1,500 千円	○	○	○	建設課
農林業施設災害復旧事業	3,000 千円	○	○	○	農林振興課

政策4-4 環境の保全と継承

■政策の目的（政策によってめざすまちの姿）

- 未来の地球のために、日々の暮らしのなかでできることを考え、行動し、持続可能で豊かな環境を次の世代に引き継ぐまち

■現状と課題

- ・ 少子高齢化・人口減少社会を迎え、年少人口、生産年齢人口の減少が進んでいます。これは環境面でも深刻な影響を与えており、例えば、農林業の担い手の減少により、耕作放棄地や手入れの行き届かない森林が増加することで、生物多様性が低下し、自然災害の発生リスクが高まるなど、環境・経済・社会の課題は相互に密接に関連し、複雑化してきています。
- ・ 本市は、河川や海水の水質、自動車騒音等の環境調査測定の実施では公害の発生はありません。しかし、市民からは野外焼却や騒音、水質汚濁、管理不良の土地や空き家に起因する雑草・樹木の境界越境など、身近な生活に関わるさまざまな相談が寄せられています。
- ・ 犬や猫などに関する相談・苦情は特に多く、本市では、地域猫活動の推進により飼い主のいない猫の対策に取り組んできましたが、近年、犬や猫などの飼育に関する問題だけでなく、地域からの孤立や生活困窮、ペットの飼い主の高齢化など、さまざまな問題を抱えるケースも増えており、市民ボランティアや事業者と連携して「ペットと暮らすシニアの備えサポート」にも取り組んでいます。新型コロナウイルス感染症や狂犬病、鳥インフルエンザなど、人と動物の共通感染症は多数あり、相互に関係し合う、人の健康、動物の健康、環境保全に関する取組が感染症を防ぐことにもつながります。福岡県は全国に先駆け、「福岡県ワンヘルス推進基本条例」を制定、令和4（2022）年3月には住民や自治体等関連団体の役割を示した「福岡県ワンヘルス推進行動計画」を策定しており、本市においても、令和5（2023）年3月に行ったワンヘルス推進宣言の理念に基づき、ワンヘルスに関する施策を積極的に推進するとともに、関連する各分野が連携して、環境保全や人と動物の共生社会づくり、自然や動物とのふれあいを通じた健康づくり、自然と調和した産業の振興など、さまざまな分野の課題に対して一体的かつ総合的に取り組んでいくことが求められています。
- ・ 本市では、啓発によるごみの発生抑制、分別収集や資源回収ボックスの設置による資源化の推進などに取り組んでいます。ごみ総排出量は減少傾向にあります。不法投棄や野外焼却といったごみの不適正処理が後を絶たず、環境への負荷が高まっています。ラブアース・クリーンアップや大根川一斉清掃など、市民ボランティアや地域による環境美化活動が盛んに行われ、ごみ処理やリサイクルに関する市民の意識や関心は高まっています。
- ・ 海洋へ流出したレジ袋やプラスチックごみがやがて5mm以下のマイクロプラスチックとなり、人体をはじめ海の生態系、生物多様性にも悪影響を及ぼすことが懸念されています。そのため、プラスチックごみを河川や海洋などへ流出させない取り組みが必要です。
- ・ し尿処理施設である海津木苑では、臭気や水質など周囲の環境にも配慮したし尿の適正処理を行うとともに、し尿処理施設に対する偏見等を解消するための啓発にも力を入れています。今後も、循環型社会の形成に寄与するために、安定的かつ効率的な施設管理を行っていく必要があります。
- ・ 本市は、玄海国定公園に指定されている白砂青松の海岸線、市内を流れる河川、中央に位置する平野、さらに犬鳴山系、立花山系、ホタルの舞う薬王寺周辺など自然に恵まれた地域です。しかし海岸松林は、地権者の所在が明らかでない土地があるなど、所有者による適正管理が困難な状況です。また、森林のうち民有林は、所有者による整備が見込まれず、荒廃森林が広がりつつあります。
- ・ 人は、多くの生物とのつながりのなかで、酸素や水、食料などの供給、災害の防止や気候調節、レクリエーションの機会の提供、郷土料理など、生物多様性が生み出すさまざまな恵みによって豊かに暮らしており、これらの恵みは将来へ引き継いでいかなければなりません。本市では、ツクシオオガヤツリ、カスミサンショウウオ、ニッポンバラタナゴなど、福岡県レッドデータブックに掲載されている絶滅の恐れのある生物が確認されていますが、ペット飼育の放棄、遺棄などにより増えたとされるアライグマやブルーギル、アカミミガメ、オオクチバスなど、多くの外来生物による生態系などへの影響が懸念されます。その中でも、アライグマは近年国内で急速に生息を拡大し、多くの地域で農作物や家屋に侵入する被害が深刻化しており、本市においても生息確認が相次いでいます。アライグマは外来生物法に基づく「特定外来生物」に指定されており、本市は令和4（2022）年3月に同法に基づく「アライグ

マ防除実施計画書」を作成し、主務大臣の確認を取得しました。令和5（2023）年度より、本計画に基づいて生息調査及び捕獲従事者による防除に着手しています。

- ・本市の豊かな自然や生き物を将来へ引き継ぐため、古賀市環境市民会議「ぐりんぐりん古賀」との連携による希少種の保全や外来種の駆除など、市民、事業者等さまざまな主体と連携した保全活動を行っています。一方で、環境保全に取り組んでいる団体等の高齢化や担い手不足が課題となっています。
- ・近年、地球温暖化が原因とみられる気候変動の影響によって、世界各地で大規模災害が多発しており、我が国においてもこれまでに経験したことのない集中豪雨や猛暑等による甚大な被害が毎年のように発生しています。すべての市民・事業者が、この世界の危機的状況を認識し、地球温暖化を緊急課題として位置付け、日々の暮らしの中でできることを考え、行動し、その対策に積極的に取り組む必要があることから、本市は、令和3（2021）年11月30日に『2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロ』の実現を自治体としてめざすゼロカーボンシティを宣言しました。
- ・本市では楽しく快適な省エネルギーを拡げていくため、「うちエコ診断」や「エコふぁみアプリ」、環境人材バンク制度を活用し、グリーンカーテンの育成等、小学校等において地球温暖化などの環境問題に関する学習活動を促進しており、今後も家庭での省エネルギーを促進するための啓発・教育を充実させていく必要があります。

■まちの状態・課題指標

指標名	単位	実績					めざす方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
環境保全活動に参加している市民の割合	%			25.7		35	↑
市域全体から排出される温室効果ガス排出量	千t-CO ₂	375	344	379	集計中	集計中	↓

施策4-4-1 快適な生活環境の保全

■施策の目標

- ・市民や事業者が環境保全の意識を持ち、野外焼却や騒音、不法投棄等が発生しないよう行動している状態
- ・市民や事業者が多様化する生活環境問題に関心を持ち、モラル・マナー、周辺への配慮も意識しながら、近隣トラブルが発生しないよう行動している状態

■現状と課題

- ・これまで環境調査測定（監視）では、各調査項目に大きな基準超過などは見られておらず、市内の生活環境に大きな問題等は起こっていません。
- ・生活環境に関する相談は社会状況の変化に伴い、法規制の及ばない生活騒音等（近所のピアノの音、子どもが遊ぶ音など）多岐にわたり、対応に苦慮することも増えてきています。発生源者への助言などの対応に努めるとともに、野外焼却の苦情等については、広報などにおいて法律の周知を図る必要があります（野外焼却に関する相談件数：令和4（2022）年度：25件、令和5（2023）年度：24件、令和6（2024）年度：16件）。
- ・モラルやマナーの欠如によるトラブルを未然に防ぐため、SNSの活用など効果的な啓発方法を検討し、実施していく必要があります。
- ・土地の適正管理については、土地所有者への効果的な啓発方法を検討して実施していく必要があります。
- ・不法投棄は、農地や山間部など人の目が届かない場所で発生しやすく、未然防止のため昼間・夜間のパトロール、警察と連携をしていますが、行為者を特定することが難しい状況です。今後も継続的な啓発とパトロールにつとめ、不法投棄がされにくい環境を作る必要があります。

■ まちの状態・課題指標

指標名	単位	実績					めざす方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
河川のBODの年間平均	mg/ℓ	1.1	0.9	1.1	0.8	0.9	→
道路交通騒音の環境基準達成率	%	100.0	99.8	94.8	89.9	99.4	→
生活環境苦情件数	件	69	62	93	57	52	↓

■ 基本事業

1 環境美化推進事業

■ 内容

不法投棄ゼロをめざし、警察と連携した取締りを行うとともに、広報や看板設置による啓発、不適切に放置されたごみを早期発見するための市内パトロールを実施します。

環境美化に関する個人、団体、事業所、自治会などの地域活動を支援することにより、不法投棄がされにくい環境を作るとともに、環境保全意識の高揚を図ります。

■ 成果指標

指標名	単位	実績					めざす方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
不法投棄パトロール回収量	t	25	23	21	15	9	↓
許可業者へ依頼した不法投棄回収量	t	48	54	52	28	24	↓

■ 事務事業

事業名	R8	R9	R10	R11	担当課
不法投棄対策事業	2,305 千円	○	○	○	環境課
環境美化活動支援事業	673 千円	○	○	○	環境課

2 生活環境保全事業

■ 内容

野外焼却や騒音等の身近な生活環境問題への迅速対応や未然防止、市民や事業者、市民団体等との連携による啓発やモラル・マナーの向上に取り組むことにより、快適で安全・安心に暮らせる住環境の確保を図ります。

■ 成果指標

指標名	単位	実績					めざす方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
生活環境苦情処理件数	件	35	38	42	33	30	↓

■ 事務事業

事業名	R8	R9	R10	R11	担当課
墓地・埋葬等事務	12,026 千円	○	○	○	環境課
生活環境保全事業	6,140 千円	○	○	○	環境課
空家等適正管理促進事業	535 千円	○	○	○	都市整備課

施策 4-4-2 資源を有効に活用する循環型社会の形成

■ 施策の目標

- ・ 市民や事業者が消費抑制やごみ減量の必要性を理解し、4R の取組や資源ごみの分別、ごみ減量の取組を「自分ごと」として捉え、限りある資源を有効に活用できるよう行動している状態

■ 現状と課題

- ・ 本市のごみ総排出量は減少傾向であり、めざす方向性は一致しています。しかしながら、リサイクルできる資源ごみの分別が徹底されずに可燃ごみとして焼却処分されている現状があります。ごみを焼却処分することは、地球温暖化の原因となる温室効果ガスを排出し、環境へ負荷をかけるとともに多額の処理コストがかかります。
- ・ 収集運搬や処理の効率化、コストの削減、環境負荷の低減を図り、循環型社会を形成する基盤となるごみの減量化をさらに進めていくことが必要で、「廃棄物となるものを断る（リフューズ）・発生させない（リデュース）」や「使えるものは繰り返し使う（リユース）」「なるべく捨てない（リサイクル）」といった4Rの取組を優先的に取り組む必要があります。「購入する際に本当に必要なものなのか」「繰り返し使えるものなのか」「捨てる際に本当に捨てるしかないものなのか」を市民が考え直すきっかけづくりやリユースを行う多様な主体と連携するなど、新しい取組や仕組みを研究し構築することが求められています。併せて持続可能な社会を構築する次世代の担い手を視野に入れた環境教育やさまざまな世代に応じた啓発が必要です。
- ・ 分別収集品目の見直しや食品ロスの削減、高齢化等社会の変化に伴う収集方法の見直しなど、本市に適した廃棄物処理のあり方について引き続き研究を進めていく必要があります。
- ・ 汚泥再生処理センターとして令和5（2023）年12月から新施設の供用を開始した海津木苑は、将来にわたって安定的かつ効率的な運営が必要です。
- ・ 施設に搬入されたし尿等を、生活環境に悪影響を及ぼすことなく安定的に処理をすることが、公衆衛生の向上及び生活環境の保全を図るうえで極めて重要です。また、地元協定の排出基準を遵守しつつ、し尿等の搬入状況及び性状変化に対応しながら、計画的かつ効率的な施設の整備や管理運営を行うことが必要です。

■ まちの状態・課題指標

指標名	単位	実績					めざす方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
ごみ総排出量	t	19,608	19,432	19,217	18,544	17,835	↓
リサイクル率	%	13.8	13.2	16.6	16.4	17.4	↑

■ 基本事業

1 循環型社会形成推進事業

■ 内容

ごみ袋の作成や可燃物の収集運搬、不燃物の適正処理により公衆衛生の保持を図るとともに、分別収集の実施などによるごみ処理量の削減や、4Rの周知などのごみ減量に関する啓発に取り組み、限りある資源の消費を抑制し、環境への負荷ができるかぎり低減された循環型社会の形成を推進します。

■ 成果指標

指標名	単位	実績					めざす方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
一人1日当たりの生活系ごみ排出量	g	545	528	556	571	560	↓
1日当たりの事業系ごみ排出量	g	21.19	21.80	19.64	16.82	15.66	↓

※生活系ごみ：家庭から排出された不燃ごみ、可燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ、剪定枝、集団回収で収集したもの

■ 事務事業

事業名	R8	R9	R10	R11	担当課
ごみ減量推進事業	1,242 千円	○	○	○	環境課
分別収集事業	11,028 千円	○	○	○	環境課
可燃物処理事業	365,645 千円	○	○	○	環境課
不燃物処理事業	14,528 千円	○	○	○	環境課

2 し尿処理事業

■ 内容

し尿処理を取り巻くさまざまな状況に対応しつつ、古賀市・福津市の市民・事業者から排出されるし尿等の適正処理を行い、効率的な施設整備及び運営を推進します。

■ 成果指標

指標名	単位	実績					めざす方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
放流水質 (BOD)	mg/ℓ	1.1	1.1	1.3	18.2	8.8	→
臭気 (アンモニア)	PPM	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	→

■ 事務事業

事業名	R8	R9	R10	R11	担当課
し尿処理施設管理運営事業	81,687 千円	○	○	○	環境課
汚泥再生処理センター整備事業	84,854 千円	○	○	○	環境課

施策4-4-3 環境と人と動物のよりよい関係を築く動物愛護の推進

■ 施策の目標

- ・市民が動物愛護に関心を持ち、ペットの適正管理・終生飼養など、人と動物が幸せに暮らしていけるよう取り組んでいる状態
- ・狂犬病などの感染症などを予防できるよう、狂犬病予防法に基づく適正な犬の管理が行われている状態
- ・市民が地域猫活動に関心を持ちながら協力し合い、飼い主のいない猫に起因するトラブルが発生することなく、地域住民と地域猫が共生している状態

■ 現状と課題

- ・犬に関する苦情件数は、令和4（2022）年度21件から令和5（2023）年度19件と横ばい傾向ですが、犬については、狂犬病予防法等で飼い主の義務が定められていることから、苦情があっても指導がしやすく、根拠法令に基づいた捕獲も可能です。猫に関する苦情件数については、令和4（2022）年度22件から令和5（2023）年度10件に減少しています。地域猫活動団体の支援が拡充されたことに加えて、地域猫活動団体の登録数増加に伴い、地域での取組が促進されたことなどが要因と考えられます。猫は愛護動物であるため、飼い主のいない猫が糞尿被害の原因となっているからといって、駆除をすることはできません。動物愛護の観点から所有者不明猫（負傷動物を除く）の引き取りは行っておらず、被害を受けている人たちに自衛策をとってもらうしかなく、理解を得ることが難しい状況にあります。また、猫は年に2～3回ほど出産をするため、放置しておく、どんどん増えていってしまいます。平成26（2014）年度からは、ボランティアと連携し、TNR（飼い主のいない猫を捕獲し、不妊・去勢手術を行い、元の場所に戻すこと）や地域猫活動を推進していますが、これらの活動には地域全体の理解が必要となります。
- ・地域猫活動団体登録件数（累計）は、令和3（2021）年度に56件、令和4（2022）年度に74件、令和5（2023）年度に79件と増加し、猫に関する相談・苦情には、TNRや地域猫活動に関する問い合わせも多く、引き続き地域や市民、団体が主体となって行う活動への支援が必要です。
- ・高齢者のペットの飼育においては、飼い主の急な死亡や入院があった場合、ペットに関する情報も少なく、現状の把握や対応に時間がかかるケースが多くなっています。ペットの飼育が困難な状況になれば、ペットの飼育環境や健康状態の悪化とともに、飼い主の生活環境の悪化にもつながる恐れがあります。高齢者のペットの適性飼育のため、また、ペットに関する問題が発生することや、発生してもその悪化を防ぐためには、日頃の備えが必要となります。
- ・高齢者のペットの適正管理については、関係機関・部署が横断的に連携し、サポートが必要な高齢者の情報を収集して事前の備えにつなげていくなど、高齢者の適正飼養の支援に取り組んでいく必要があります。
- ・市内各所において、飼い主のいない猫に起因する鳴き声、ふん尿、エサやりのマナーなどさまざまな問題が起きており、地域住民間のトラブルにつながる場合があります。動物愛護法の趣旨から殺処分を前提とした飼い主のいない猫の捕獲はできず、また、高い繁殖力があることから、放置していても問題の解決は見込めない状況です。
- ・狂犬病予防接種率は年々減少傾向にあり、要因としては狂犬病に対する危機感の薄れや1年に1回の接種義務についての認知度の低下などが考えられるため、周知・啓発を行っていく必要があります。
- ・畜犬の登録数は大きな変動はなく、ほぼ横ばい傾向です。しかし犬を飼っていても登録をしていない飼い主も一定数いると思われ、その把握は困難な現状であることから、犬の登録制度についての周知啓発を行っていく必要があります。
- ・令和5（2023）年3月18日、本市は、関連する各分野が連携して、環境保全や人と動物の共生社会づくり、自然や動物とのふれあいを通じた健康づくり、自然と調和した産業の振興などに向けた活動に、ワンヘルスの理念のもと取り組んでいく「古賀市ワンヘルス推進宣言」を表明しました。

■まちの状態・課題指標

指標名	単位	実績					めざす 方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
狂犬病予防接種の接種率	%	54.2	54.0	59.0	59.7	58.4	↑
畜犬の登録数	頭	3,186	3,251	3,268	3,373	3,448	—
所有者不明猫の市の引取り件数	件	0	0	0	0	0	↓

■基本事業

1 人と動物との共生社会推進事業							
■内容							
動物愛護に関する普及啓発や狂犬病予防接種の勧奨、地域猫活動の推進、高齢者等へのペット飼養に関するサポートなどに取り組み、公衆衛生の向上、動物愛護精神の普及、適正管理・終生飼養の確保を図ります。							
■成果指標							
指標名	単位	実績					めざす方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
犬に関する苦情件数	件	13	19	21	19	11	↓
猫に関する苦情件数	件	72	48	22	10	8	↓
■事務事業							
事業名	R8	R9	R10	R11	担当課		
動物愛護推進事業	2,360 千円	○	○	○	環境課		

施策 4-4-4 豊かな恵みを次世代へ引き継ぐ自然環境と生物多様性の保全

■施策の目標

- ・市民や事業者が豊かな恵みを次世代へ引き継ぐために自然環境や生物多様性について関心・興味を持ち、保全していくための行動をしている状態

■現状と課題

- ・森林の有する多面的機能を維持するため、森林環境譲与税の活用や森林経営管理制度の施行などにより、所有者や土地の境界、荒廃面積の把握を行い、森林環境整備や森林の荒廃を防ぐ事業を実施する必要があります。
- ・防風保安林は、マツによる塩害の防止、防風、防砂を図っていますが、マツの維持には膨大な手間がかかっており、今後も継続して機能維持を図るため、多くの人々が関わるような体制整備を行う必要があります。また、防風保安林の林内には、トベラなどの潮風に強い広葉樹を植えて防風効果の向上を計るといった検討も必要です。
- ・自然や生物多様性の豊かな地域においては、生物多様性戦略に沿った自然環境の保全活用等を実施していくため、専門機関や教育機関等からの助言をもとに、現状の把握や保全を行うにあたっての課題の整理などを行う必要があります。
- ・自然や生物多様性の豊かな地域に愛着を持ち、魅力と感じてもらうために、行政以外との連携により、新たな発想を取り入れた保全活動を検討し、自然や生物多様性の豊かな地域を環境教育の場や自主的な環境保全の場として活用していく必要があります。
- ・県内では、平成 30（2018）年 4 月時点で、生態系・人の生命身体・農林水産業に被害を及ぼす、又は及ぼす恐れのある特定外来生物が 21 種類確認されています（「福岡県侵略的外来種リスト 2018」に掲載）。本市においても、アライグマやアカミミガメ、オオキンケイギクなどの特定外来生物が確認されており、被害の甚大性や対策の実行可能性・実効性等を踏まえて優先度を決定しながら、対策をしていく必要があります。
- ・外来種の対策には、多くの費用・時間・労力が必要になり、被害が起こらないように未然に予防することが重要であることから、市民・事業者が外来種被害予防三原則である「入れない・捨てない・拡げない」を意識して行動できるよう、周知啓発を行っていく必要があります。また、地域において外来生物の早期発見や円滑な防除を実施していけるよう、地域住民やボランティアとの連携体制づくりが必要です。

■まちの状態・課題指標

指標名	単位	実績					めざす方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
自然環境に配慮した判断や行動が主体的にできる市民の割合	%			80.8	81.8	76.5	↑

■ 基本事業

1 自然共生社会推進事業

■ 内容

自然の恵みに感謝し、大切にしながら、いつまでも活かし続けることができるよう、生物多様性に対する理解を浸透させるための周知啓発、さまざまな活動主体との連携づくり、地域や団体等が行う自然保全活動の促進など、市の豊かな自然環境を保全・活用しながら、人と自然の共生を図ります。

■ 成果指標

指標名	単位	実績					めざす方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
古賀戦略重要地域の保全箇所数	箇所	4	4	4	4	4	↑

■ 事務事業

事業名	R8	R9	R10	R11	担当課
自然環境保全推進事業	279 千円	○	○	○	環境課

2 森林環境保全事業

■ 内容

水源涵養や土砂災害の防止など森林の有する多面的機能が発揮できるよう、地域森林計画対象民有林や荒廃した森林における間伐等の森林施業などによる維持・保全を図るとともに、針広混合林化し手入れの必要ない森林への移行を促進します。

■ 成果指標

指標名	単位	実績					めざす方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
森林施業面積	ha	11.35	16.30	22.72	20.18	23.93	↑

■ 事務事業

事業名	R8	R9	R10	R11	担当課
森林環境保全事業	31,698 千円	○	○	○	農林振興課

3 海岸松林保全事業

■ 内容

市民の生活に欠かすことのできない防風保安林の機能維持のため、薬剤の地上散布・樹幹注入などによる松くい虫被害の防除、枯死木の伐倒駆除による松くい虫被害拡大の防止、ボランティア活動による松林の清掃活動の支援、防風保安林の巡視員による異変等の早期発見などに取り組み、松くい虫被害によるマツの枯死の防止、松くい虫被害が発生しにくい環境の整備を図ります。

■ 成果指標

指標名	単位	実績					めざす方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
松くい虫被害木数	本	482	934	893	745	545	↓

■ 事務事業

事業名	R8	R9	R10	R11	担当課
海岸松林保全事業	50,040 千円	○	○	○	農林振興課

施策 4-4-5 私たちにできる地球温暖化対策の推進

■ 施策の目標

- ・ 市民や事業者が日頃から省エネルギー行動を心がけ、省エネ家電の購入や再生可能エネルギーの活用など温室効果ガスの排出削減に向け取り組んでいる状態
- ・ 市民や事業者が気候変動の影響を正しく理解し、気候変動に適応していけるよう行動している状態

■ 現状と課題

- ・ 市民・事業者・行政が一体となって地球温暖化対策に取り組み、市内から排出される温室効果ガスを減らすことを目的に地球温暖化対策実行計画を策定し、取組を推進しているところですが、脱炭素社会の実現に向けて、取組をさらに強化していくため、令和 3（2021）年に 2050 年二酸化炭素排出実質ゼロに取り組む「ゼロカーボンシティ宣言」を表明しています。
- ・ 国の 2050 年までに温室効果ガス排出量実質ゼロを実現する「カーボンニュートラル宣言」を受け、古賀市においても市域の二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ宣言」を表明しています。その実現に向け、市域から排出される温室効果ガスを削減することを目的とした「第 2 次古賀市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」、市の全ての事務事業から排出される温室効果ガスを削減することを目的とした「古賀市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づき、これまで以上に地球温暖化対策の取組を実施していくことが必要です。また、その実現に向けては市民や事業者、行政など市に関係する人が連携して取り組む必要もあります。
- ・ 「2050 年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロ」の実現に向けて、市民や事業者への地球温暖化対策に対する一層の理解と協力を促し、脱炭素社会の実現に向けて市全体で一体となって取組を進めていく必要があります。
- ・ 市域全体の温室効果ガス総排出量の削減割合は、令和 4（2022）年度において、対平成 25（2013）年度比で 24.0%削減となっており、以降も脱炭素の流れの加速に伴い、長期的に削減が期待されます。部門別の二酸化炭素排出量の現状でみると、産業部門、業務部門、運輸部門については、省エネルギー法に基づく取組が行われており、長期的に排出量は削減傾向となっています。家庭部門については、令和 4（2022）年度の温室効果ガス排出量は 62 千 t-CO₂ で、平成 25（2013）年度比で 17 千 t-CO₂ 減少していますが、今後、気候変動の影響により冷暖房機器の使用頻度等は多くなることが想定されるため、うちエコ診断（対面・オンライン）など、各家庭にあったアドバイスや診断を行う事業を推進し、家庭部門から排出される二酸化炭素の削減に取り組んでいく必要があります。
- ・ パリ協定に基づき、世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すると同時に、既に排出された温室効果ガスによる気候変動影響は避けられないため、既に現れている又は避けられない気候変動に適応することについて、市民・小学校を対象とした環境講座の実施や、環境パネル展・市広報 SNS 等により啓発を図り、それぞれの主体が考えていく必要があります。
- ・ 地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づき、行政自らが率先して公共施設におけるエネルギーの効率的利用を行うことで、市民や企業の自主的・積極的な行動を促進していますが、公共施設の温室効果ガス排出量は削減しているもののエネルギー使用量は横ばい状態です。さらなる取組を推進するため、公共施設（小学校などの指定避難所等）への再生可能エネルギー設備の設置等を健闘し、気候変動による災害レジリエンス強化にも寄与する緩和策・適応策も併せて検討していく必要があります。

■ まちの状態・課題指標

指標名	単位	実績					めざす方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
温室効果ガス総排出量の削減割合※	%	24.7	31.0	24.0	集計中	集計中	↑
温室効果ガス総排出量の削減量※	千 t-CO ₂	123	154	119	集計中	集計中	↑
家庭部門の二酸化炭素排出量	千 t-CO ₂	51	47	62	集計中	集計中	↓

※平成 25（2013）年度比

■基本事業

1 地球温暖化対策推進事業

■内容

省エネルギー行動が浸透し、省エネ家電等の普及や再生可能エネルギーの活用により温室効果ガスの削減がさらに進み、国が示した2030年の削減目標達成に資するよう、市民・事業所への省エネに関する情報提供や普及啓発による省エネルギー行動の促進、家庭・事業所・公共施設等への再生可能エネルギーの普及促進、市の公共施設・事務事業における省エネ促進など、地球温暖化防止のための脱炭素社会の実現に向けた取組を推進します。

■成果指標

指標名	単位	実績					めざす方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
公共施設等における温室効果ガス排出量	t-CO2	5649.5	6302.3	5471.3	6705.0	7047.4	↓
省エネ行動を日常的に実践している市民の割合	%			67.0	73.0	72.4	↑

■事務事業

事業名	R8	R9	R10	R11	担当課
地球温暖化対策推進事業	8,937千円	○	○	○	環境課

施策4-4-6 「環」をつなぐ環境教育の推進

■施策の目標

- ・多様な団体が連携して環境活動や啓発活動などに取り組んでいる状態
- ・環境問題を「自分ごと」として捉え、美化活動などの環境保全活動を実践し、活躍している状態
- ・環境をきっかけに人権についても学ぶことができるよう、汚泥再生処理センター（海津木苑）を活用し、学び、交流している状態

■現状と課題

- ・本市の環境を守っていくためには、地球温暖化や自然環境、資源循環などの環境課題についての学びを通じて、自らが考え、行動する人を増やしていく必要があります。
- ・市民や事業者が本市の環境について誇りを持ち、郷土愛を深めることを目的とした環境教育により、さまざまな環境課題を「自分ごと」として考え、行動する人が増えるとともに、環境保全・美化活動の担い手を育成することが必要です。
- ・多様な主体と連携し、幅広く自由な発想も取り入れながら活動をしていくことで、これまでの活動を継続、発展させていくことも必要となっています。
- ・環境施策をともに推進してきたパートナーである古賀市環境市民会議（ぐりんぐりん古賀）では、会員の高齢化等の問題もあり、担い手を確保する仕組みづくりを行っていく必要があります。
- ・汚泥再生処理センター（海津木苑）の施設を活用し、環境と人権をテーマとした情報発信を実行していくことが重要です。

■まちの状態・課題指標

指標名	単位	実績					めざす方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
古賀市環境人材バンク登録者数	人		10	12	12	15	↑
ぐりんぐりん古賀会員数(個人・団体)	人	56	56	64	66	69	↑

■ 基本事業

1 環境教育推進事業

■ 内容

環境保全行動につなげるための工夫した啓発活動の実施、企業等への環境教育に関する支援や情報提供、若年層をターゲットとした環境教育機会の創出、世代・ジャンルを越えた団体間の情報交換や活動交流の場の創出、汚泥再生処理センターにおける環境と人権をテーマとした啓発などに取り組み、持続的なライフスタイルや経済社会システムの実現に向けて、環境問題について学び理解し、自ら考えて行動に移すことができる市民・事業者等の増加を図ります。

■ 成果指標

指標名	単位	実績					めざす 方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
活動報告会・学習会等への参加団体数	団体			11	14	4	↑
活動報告会・学習会等への参加者数	人			100	143	442	↑

■ 事務事業

事業名	R8	R9	R10	R11	担当課
環境教育推進事業	292 千円	○	○	○	環境課
し尿処理施設啓発事業	1,442 千円	○	○	○	環境課

すべての人が つながり 考え 創る みんなが主役のまち

政策	施策	基本事業	事務事業			
5-1 基本構想の推進	1 みんなでつながる地域づくりの推進	1 コミュニティ活動推進事業	コミュニティ活動推進事業			
	2 積極的な情報発信・情報共有とシティプロモーションの推進	1 広報事業	広報事業			
		2 公聴事業	公聴事業			
		3 市民参画推進事業	市民参画推進事業			
		4 シティプロモーション推進事業	シティプロモーション推進事業			
	3 市民から信頼される持続可能な行財政運営		5 情報公開・個人情報保護事務	情報公開・個人情報保護事務		
			1 監査事務	監査事務		
			2 会計管理事務	収入支出管理事務		
			3 文書法制事務	文書法制事務		
			4 議会調整事務	議会調整事務		
			5 公益通報事務	公益通報管理事務		
			6 賠償・補償保険管理事務	賠償・補償保険管理事務		
			7 行政庶務事務	行政庶務事務 顕彰事務		
			8 選挙事務	選挙管理事務	選挙管理事務 衆議院議員選挙事務 参議院議員選挙事務 県知事選挙事務 県議会議員選挙事務 市長選挙事務 市議会議員選挙事務	
				9 統計調査事務	統計調査管理事務	統計調査管理事務
					国勢調査事務	国勢調査事務
					農業センサス事務	農業センサス事務
					漁業センサス事務	漁業センサス事務
					経済センサス事務	経済センサス事務
			住宅・土地統計調査事務		住宅・土地統計調査事務	
			就業構造基本調査事務		就業構造基本調査事務	
			全国家計構造調査事務	全国家計構造調査事務		
			国民生活基礎調査事務	国民生活基礎調査事務		
			学校基本調査事務	学校基本調査事務		
			10 財政管理事務	財政管理事務		
			11 基金等管理事務	長期債管理事務	長期債管理事務	
				一時借入金管理事務	一時借入金管理事務	
				財政調整基金管理事務	財政調整基金管理事務	
				減債基金管理事務	減債基金管理事務	
				公共施設等総合管理基金管理事務	公共施設等総合管理基金管理事務	
				ふるさと応援寄附基金管理事務	ふるさと応援寄附基金管理事務	
			森林環境譲与税基金管理事務	森林環境譲与税基金管理事務		
			12 公共施設等管理事業	公共施設等総合管理計画推進事務 庁舎管理事業 保健福祉総合センター管理事業 指定管理者制度管理事務 公共施設予約管理事業		
	13 財産管理事務	財産管理事務 法定外公共物下げ事務				
	14 地籍調査事業	地籍調査事業				
	15 土地開発公社事務	土地開発公社事務				
	16 契約等管理事務	契約等管理事務				
	17 デジタル化推進事業	デジタル化推進事業	デジタル化推進事業			
		デジタル格差対策事業	デジタル格差対策事業			
	18 電子情報管理事務	地理情報システム活用事業 情報システム管理事務				
	19 社会保障・税番号制度管理事務	社会保障・税番号制度管理事務 マイナンバーカード普及促進事業				
	20 住民情報管理事務	戸籍・住民等管理事務	戸籍・住民等管理事務			
		人口動態管理事務	人口動態管理事務			
	21 税賦課事務	住民税賦課事務	住民税賦課事務			
		軽自動車税賦課事務	軽自動車税賦課事務			
		固定資産税賦課事務	固定資産税賦課事務			
	22 収納管理事務	固定資産評価審査事務	固定資産評価審査事務			
		収納管理事務	収納管理事務			
	23 職員管理事務	職員管理事務	職員管理事務			
給与事務等管理事務		給与事務等管理事務				
職員福利厚生管理事務		職員福利厚生管理事務				
附属機関等管理事務		附属機関等管理事務				
24 人材育成事務	職員採用事務	職員採用事務				
	人事評価事務	人事評価事務				
25 秘書事務	職員研修事務	職員研修事務				
	市長・副市長秘書事務	市長・副市長秘書事務				
26 移住定住促進事業	教育長秘書事務	教育長秘書事務				
	移住定住促進事業	移住定住促進事業				
27 教育委員会運営事務	教育委員会運営事務					

5-1 基本構想の推進	3 市民から信頼される持続可能な行財政運営	28 子育て支援施策推進事務	子育て支援施策推進事務
		29 スポーツ施策推進事務	スポーツ施策推進事務
		30 文化芸術・歴史施策推進事務	文化芸術・歴史施策推進事務
		31 社会教育・生涯学習施策推進事務	社会教育・生涯学習施策推進事務
		32 人権施策推進事務	人権施策推進事務
		33 高齢者施策推進事務	高齢者施策推進事務
		34 障がい者施策推進事務	障がい者施策推進事務
		35 地域保健・福祉施策推進事務	地域保健・福祉施策推進事務
		36 商工業・観光施策推進事務	商工業・観光施策推進事務
		37 農業施策推進事務	農業施策推進事務
		38 土地利用施策推進事務	土地利用施策推進事務
		39 公共交通施策推進事務	公共交通施策推進事務
		40 防災・危機管理施策推進事務	防災・危機管理施策推進事務
		41 環境施策推進事務	環境施策推進事務
42 総合政策推進事務	総合政策推進事務 広域行政推進事務 行財政改革事務		

政策5-1 基本構想の推進

■政策の目的（政策によってめざすまちの姿）

- 人と人がつながり、助け合い、支え合いながら、積極的に地域の課題解決に取り組むまち
- 市民と行政が情報を共有し、信頼関係を築きながら、ともに市の魅力を発信し、安定的な行政経営が行われているまち

■現状と課題

- ・価値観の多様化やライフスタイルの変化、市民相互のつながりの希薄化、高齢化の進展などにより、自治会の加入率は減少傾向にあり、地域活動に参加する意向のない市民も多くいます。地域活動の担い手は限られ、その担い手がそれぞれの自治会、地域活動団体等に分散している状況にあり、公益活動を行う市民活動団体等でも担い手の固定化や高齢化、後継者不足などの課題に直面しています。今後、担い手が減少していけば、活動できなくなる自治会、校区コミュニティ、市民活動団体等の増加が懸念されます。一方で、地域の清掃活動等への小中学生の参加や高校生や大学生による地域課題の解決に向けた活動など、若い世代が地域の担い手として活躍する場面が増えてきています。市民一人ひとりがまちづくりの担い手であることを自覚し、世代や地域、団体の枠を超えて積極的にまちづくりに参画し、協力し合うことが求められています。
- ・少子高齢化の進展、市民ニーズや地域課題の複雑化・多様化により、自治会、校区コミュニティ等の地縁型組織だけでは解決できない地域課題も増えつつあり、市民活動団体、事業者、教育機関などが交流や活動参加の裾野を広げ、子育て、教育、福祉、防犯、防災、環境などのさまざまな分野において、地域の課題解決に積極的に取り組むパートナーとなり活動することが求められています。
- ・市民が住み続けたいと思えるまちを実現するためには、市民、自治会、校区コミュニティ、市民活動団体、事業者などさまざまな主体がまちづくりにおいて期待されるそれぞれの役割を理解し、連携、実践できる環境が整備されていなければなりません。そのため、行財政運営に係る情報を、広報紙はもちろんのこと、パソコンやスマートフォンなど多様な媒体を通じ、ホームページや電子メール、SNSなどの情報メディアを活用するとともに、効果的かつ正確、迅速に市民等と共有する必要があります。
- ・本市の魅力を市内外に発信し理解を深めることで、シビックプライド（市民の誇りや愛着）を醸成するとともに、関係人口や定住人口の増加につなげていく必要があります。
- ・近年の財政状況に鑑みると、子育て支援の拡充や高齢者人口の増加に伴い、扶助費をはじめとする義務的経費が増加しています。また、公共施設の老朽化に伴う更新や改修に係るコストが増加しています。安全・安心な市民サービスを提供し続けるため、公共施設の維持改修等を行うことは重要ですが、将来必要となる費用は市の財政に大きな影響を与えることが懸念され、需要の変化や管理状況を把握し、計画的に維持管理を行うことにより、財政負担の軽減、平準化を図る必要があります。
- ・障がいのあるなしや年齢等に関わらず、誰もが地域で安心して暮らしていくための環境整備として、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりにも取り組んでいく必要があります。
- ・ICTの発展、普及に伴い、多くの市民がインターネットを介してさまざまなサービスを利用できる環境が整備されてきました。このため、ICTを活用した行政内部の業務効率化はもちろん、情報セキュリティの確保や情報弱者への配慮を図りながら、行政手続きのオンライン化などデジタル社会に対応した行政サービスを充実する必要があります。
- ・将来に向けて、複雑化・多様化した課題に適切に対応し、安全・安心で活力ある地域を維持・向上させるためには、自主財源の安定的な確保と限りある財源・職員・公共施設などの経営資源の効率的・効果的な活用による費用対効果の高い施策・事業の展開が求められています。

■まちの状態・課題指標

指標名	単位	実績					めざす方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
人口の社会増減	人	290	25	▲54	147	698	→
人口の自然増減	人	▲40	▲154	▲165	▲252	▲254	-
出生者数	人	454	417	421	408	355	-
高齢化率	%	27.0	27.5	27.9	28.3	28.80	-

施策5-1-1 みんなでつながる地域づくりの推進

■ 施策の目標

- ・多くの市民が自主的・積極的にコミュニティ活動に参加している状態
- ・団体の活動方針が市民に分かりやすく周知され、地域の課題解決に向けて市民等と行政が協力して取り組んでいる状態

■ 現状と課題

- ・価値観の多様化、ライフスタイルの変化により、市民ニーズや地域の課題も多様化していますが、人口減少・少子高齢化により、行政サービスだけで課題解決を行うことが困難になっており、この傾向は今後一層加速することが推測されます。
- ・今後も、高齢者の増加に伴う医療・介護問題及び交通問題並びに頻発する自然災害への対応など地域課題は複雑化し、課題解決のためには、市民一人ひとりがまちづくりの担い手であることを自覚し、積極的にまちづくりに参加することが今以上に求められます。
- ・価値観の多様化、ライフスタイルの変化に併せ、高度情報化社会となったことにより市民生活の利便性は向上する一方で市民間の関わりは希薄化しています。本市においても、自治会の加入率は、平成30(2018)年度の推計値が76.3%(市調べ)、令和4(2022)年度の推計値が73.7%(古賀市市民意識調査)と減少傾向にあります。令和3(2021)年に総務省が行った全国アンケートによると、令和2(2020)年度における人口5万以上10万未満の都市の平均自治会加入率は67.0%であることから、市民間の関わりは一定程度保たれていると考えられます。しかしながら、地域活動への参加状況として、「現在参加しておらず今後も参加しない」と回答した人の割合は、令和元(2019)年度26.9%(古賀市まちづくりに関する市民アンケート)に対し、令和4(2022)年度は35.3%(古賀市市民意識調査)と8.4ポイント上昇しており、また参加しない理由として「地域活動を行う時間がない」と回答した人の割合が48.1%であることから、今後は、地域活動の必要性や魅力をさらに発信していくことや、地域づくりを「自分ごと」と考えることで、地域活動にかける時間が無駄・負担ではないと思えるような意識の共有及び形骸化した活動内容を再点検し、住民が自ずと参加したくなるような実施内容へ変更するなどの工夫を行わない場合、存続自体が危ぶまれる自治会も増えてくることが危惧されます。
- ・自治会・校区コミュニティは地域の課題を解決していく際のまちづくりの重要なパートナーであることから、これら地域コミュニティの組織が存続できるような環境を整える支援の在り方について検討する必要があります。
- ・地域コミュニティの活性化のために活動できる地域の人材は限られており、現在はその担い手がそれぞれの自治会、地域活動団体等に分散化しています。今後は今以上に校区コミュニティを単位とした、人材・団体の交流や連携のための支援について検討する必要があります。
- ・2040年を見据えた地域共生社会及び地域包括ケアシステムの実現に向けた福祉施策においては、小学校区を単位とした施策の展開を検討しており、地域内の限られた人材・社会資源を効果的・効率的に配置するために、校区コミュニティとの連携について検討する必要があります。
- ・地域公民館の新たな方向性や地域の社会教育活動支援の充実に向けた社会教育施策においては、自治会内の限られた人材・社会資源の効果的・効率的な配置について検討する必要があります。
- ・公益団体においても、構成員の高齢化等により活動の継続が困難な状況が発生するなど課題も多い状況です。現状の支援は継続しつつ、支援の目的や理想を共有できる市の支援方針を再構築する必要があります。
- ・地縁による団体(自治会・校区コミュニティ)だけでは解決できない地域の課題を解決するために、今後ますます、公益活動を行う団体の役割が大きくなると思われます。市内で公益活動を行う市民活動団体間の交流や活動参加者の裾野を広げていくための支援を促進することで、地域の課題解決のための新たな仕組みづくりや地域の活力創出をめざし、地域の課題解決に積極的に取り組む共働のパートナーとなる団体を増やすための支援の在り方について検討する必要があります。

■ まちの状態・課題指標

指標名	単位	実績					めざす方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
自治会加入率	%				69.1		→
「地域活動に参加しておらず今後も参加しない」と思う市民の割合	%			35.3			↓

■ 基本事業

1 コミュニティ活動推進事業

■ 内容

自治会、校区コミュニティ及び市民活動団体等の活動を支援することにより、コミュニティ活動に参加する市民の割合を増加させ、コミュニティ活動のさらなる活性化を図ります。

■ 成果指標

指標名	単位	実績					めざす方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
過去1年間にコミュニティ活動に参加したことがある市民の割合	%			47.1			↑

■ 事務事業

事業名	R8	R9	R10	R11	担当課
コミュニティ活動推進事業	104,185千円	○	○	○	まちづくり推進課

施策5-1-2 積極的な情報発信・情報共有とシティプロモーションの推進

■ 施策の目標

- ・ 広報紙やホームページ、SNSの活用などにより、市に関する情報が適切に提供され、市民が必要とする情報がいつでも容易に入手でき、市民が市に誇りや愛着を持っている状態
- ・ 市外の人々の古賀市に対する認知度が高まっている状態

■ 現状と課題

- ・ 情報公開・個人情報保護制度に関する開示請求は、企業や一部の市民等からがほとんどであり、この制度が市民に浸透しているとは言い難い状況です。個人情報の保護に十分配慮し、情報公開制度の適切な運用を図りながら市民と情報共有を行い市民の市政への参画を促していくためには、情報公開・個人情報保護制度をさらに周知し、制度に対する市民の理解を深める必要があります。
- ・ 行政内部においても情報公開・個人情報保護制度の理解をより深めたうえで市政情報を適切に取り扱い、適正に管理された状態を維持する必要があります。
- ・ SNSやデジタル放送など情報発信ツールの多様化が進み、市民をはじめとした幅広い人に向けて多様なツールによるきめ細かくて即時性のある情報発信が求められています。
- ・ 人口減少を抑制し市の活性化を図るための方策として、シティプロモーションに戦略的に取り組むことにより、市の認知度向上とシビックプライド（市民の誇りや愛着）の醸成を図り、関係人口及び移住定住人口の増加につなげていく必要があります。

■ まちの状態・課題指標

指標名	単位	実績					めざす方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
新聞テレビ掲載回数	件	443	228	253	257	194	→

■基本事業

1 広報事業

■内容

広報紙・市ホームページ・SNS・報道などを情報発信手段として活用し、市政に関する情報をあらゆる世代に迅速に分かりやすく提供することにより、自分たちが暮らすまちに関心を持ち、郷土愛を醸成し、地域がよりよくなるよう貢献しようという機運を高めることでまちの活性化につなげます。

■成果指標

指標名	単位	実績					めざす方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
ホームページ訪問数（月平均）	件	193,406	308,976	319,014	268,232	251,177	↑

■事務事業

事業名	R8	R9	R10	R11	担当課
広報事業	30,510 千円	○	○	○	経営戦略課

2 公聴事業

■内容

なんでもきくコーナーでは、相談者が抱える問題や悩みに寄り添い、心配ごとの解消に努めます。また市への苦情・提案・要望を受けた場合は関連部署につなぎ、必要に応じて回答するとともに、内容によっては行政運営の参考とします。

■成果指標

指標名	単位	実績					めざす方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
公聴業務件数※	件	339	223	264	295	278	→

※窓口・電話相談管理簿件数、古賀市ご意見箱件数、行政相談委員活動報告件数の合計

■事務事業

事業名	R8	R9	R10	R11	担当課
公聴事業	1,081 千円	○	○	○	経営戦略課

3 市民参画推進事業

■内容

まちづくり基本条例に定めるまちづくりの三つの基本原則（情報共有・市民参画・共働）について、まちづくり基本条例検証委員会による検証を行い、市民参画の機会の確保に努めます。

■成果指標

指標名	単位	実績					めざす方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
パブリックコメント提出件数	件	26	88	29	88	71	↑
市民アンケート調査における回答者総数	人					268	↑
附属機関等における公募市民の割合	%	3.5	2.6	2.6	3.5	6.9	↑

■事務事業

事業名	R8	R9	R10	R11	担当課
市民参画推進事業	65 千円	○	○	○	まちづくり推進課

4 シティプロモーション推進事業

■ 内容

古賀市公式 YouTube チャンネルの運営や Instagram などの SNS による情報発信、PR 大使等の地域の人材や資源を活かしたシティプロモーション活動を推進し、シビックプライドの醸成と市の認知度の向上を図ります。また令和 9 年度に迎える市制 30 周年に向けて記念事業の検討を進め、市民とともに未来へ向けたまちづくりを推進します。

■ 成果指標

指標名	単位	実績					めざす方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
SNS で古賀市をフォローしている人数※	人		1,310	2,312	3,841	5,557	↑

※Instagram のフォロワー数・公式 YouTube チャンネル登録者数の合計値

■ 事務事業

事業名	R8	R9	R10	R11	担当課
シティプロモーション推進事業	11,973 千円	○	○	○	経営戦略課
市制 30 周年記念事業	3,172 千円	○	未定	未定	経営戦略課

5 情報公開・個人情報保護事務

■ 内容

情報公開制度の適切な運用を図りながら市民や事業者がまちづくりに参画するための情報を取得・共有する機会を充実させるとともに、個人情報保護制度を適切に運用していくことで市民の権利利益を保護します。

■ 成果指標

指標名	単位	実績					めざす方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
情報公開・個人情報保護審査会開催回数	回	0	0	0	3	4	-

■ 事務事業

事業名	R8	R9	R10	R11	担当課
情報公開・個人情報保護事務	393 千円	○	○	○	総務課

施策 5 - 1 - 3 市民から信頼される持続可能な行財政運営

■ 施策の目標

- ・ 予算編成、事務事業の実施、行政評価、進捗管理などの一連の事務処理が連動し、効率的に実施されている状態
- ・ デジタル技術などが十分に活用され、効果的・効率的に事務処理が行われ、事務負担が軽減されている状態

■ 現状と課題

- ・ 本市の近年の財政状況に鑑みると、平成 29（2017）年度には 56.1 億円であった扶助費が令和 6（2024）年度には 79.5 億円に増加する等、高齢者人口の増加に伴い、社会保障経費をはじめとする義務的経費が増加しています。また、平成 29（2017）年度には 14.1 億円であった普通建設事業費が令和 6（2024）年度には 19.6 億円に増加する等、公共施設の老朽化に伴う更新や改修に係るコストが増加しています。一方、市民税や固定資産税の増加、収税強化等により、平成 29（2017）年度 68.7 億円であった市税が令和 6（2024）年度には 77 億円になる等、歳入も増加しています。
- ・ 中長期的な視点に立った監査や適正かつ効率的な会計事務の実施、電子入札システムの運用、ペーパーレス化の推進などによる行政コストの削減やさらなる適正化、公共施設等適正管理計画に基づく公共施設の長寿命化や適正管理による維持管理コストの抑制などに取り組むとともに、滞納整理の強化や高い収納率の維持、納税しやすい環境の整備等に取り組み税収の増加を図るなど、社会保障経費の増大や将来的な投資に備え、財源の確保を図る必要があります。

- ・納税者の利便性の向上、行政運営の効率化を図るため、公金収納のデジタル化を推進し、納付手段のキャッシュレス化の拡大を推進する必要があります。
- ・RPA^{※1}、AI-OCR^{※2}などのデジタル技術の活用や行政システムの標準化・共通化も見据えた業務の改善・効率化、セキュリティ対策の強化を図るとともに、マイナンバーカードの普及促進、デジタルデバイス対策の強化など、社会全体のデジタル化に向けた取組を推進する必要があります。
 - ※1 RPA：従来、人が作業していた定型業務を自動化する仕組み。
 - ※2 AI-OCR：「スキャナ等によって画像データ化した文字を解析し、コンピュータが扱える文字データに変換する」といったOCR技術に機械学習を組み合わせ、文字の認識率を高めたもの。
- ・公平公正で、市民満足度が高く、効果的な行政サービスを維持するためにも、職員の能力開発や組織力の強化に取り組む必要があります。
- ・限られたリソース（財源・人的資源）で、基本目標に掲げているそれぞれの政策を総合的に展開していくために、職員一人ひとりが自分事として担当の事業に取り組むことはもちろん、全ての関係課において、それぞれの政策・施策が互いにどのように関連し、市民や事業者、地域に対し、どのような効果を与え、どのような課題解決に結びついていくのかを理解し、政策間・施策間の連携を意識しながら効果的・効率的に事業を展開していく必要があります。
- ・令和7年1月から開始された窓口時間の短縮に伴い、短縮された時間を活用して一層の「DXの推進」による市民満足の高いサービスの提供と、「生産性の向上」や「働き方改革」の推進に努める必要があります。

■ まちの状態・課題指標

指標名	単位	実績					めざす方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
財政力指数	－	0.712	0.692	0.683	0.666	0.666	↑
経常収支比率	%	90.8	84.3	88.3	93.4	90.7	→
20代～40代の社会増減	人	▲68	▲268	▲88	24	▲52	↑

■ 基本事業

1 監査事務

■ 内容

本市の行財政等を対象として、年間監査計画に基づき、監査委員による監査、検査、審査を実施し、市の行財政運営の適正化及び効率化の堅持を図ります。

■ 成果指標

指標名	単位	実績					めざす方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
住民監査請求件数	件	0	0	0	1	0	－

■ 事務事業

事業名	R8	R9	R10	R11	担当課
監査事務	2,602千円	○	○	○	監査事務局

2 会計管理事務

■ 内容

適正かつ効率的な予算執行及び管理のため、法令に基づく会計伝票の審査事務や収入・支出事務を通して、適正な現金等の管理及び決算調製を行います。

■ 成果指標

指標名	単位	実績					めざす 方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
会計伝票審査件数	件	72,886	69,743	68,089	68,077	66,952	-

■ 事務事業

事業名	R8	R9	R10	R11	担当課
収入支出管理事務	17,944 千円	○	○	○	会計課

3 文書法制事務

■ 内容

事務運営の適正化や簡素化、スムーズな行政運営が図られるよう、市民からの審査請求への適切な対応、職員からの法務相談対応、例規の適切な審査管理、電子化を視野に入れた適正な公文書管理を行います。

■ 成果指標

指標名	単位	実績					めざす 方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
法務相談に対する回答率	%	100	100	100	100	100	→

■ 事務事業

事業名	R8	R9	R10	R11	担当課
文書法制事務	16,597 千円	○	○	○	総務課

4 議会調整事務

■ 内容

適正な議会運営のため、法に基づいた招集告示を行い、市民・議員・職員等へ議会を招集する旨の告示を適正に行うとともに、正確に議案の審査を行い、適正な議案を期間内に提出することで議会運営の効率化を図ります。

■ 成果指標

指標名	単位	実績					めざす 方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
議会の開催回数	回	8	7	6	6	5	-

■ 事務事業

事業名	R8	R9	R10	R11	担当課
議会調整事務	-	○	○	○	総務課

5 公益通報事務

■ 内容

安定した市民生活を維持するため、市民等労働者、職員に対し公益通報制度について周知を図り、通報があった際は、速やかに受理し、調査、是正等の必要な措置を取るとともに、市に権限がないものについては、調査、是正等の権限を持つ適切な行政機関へつなぎます。また、通報した市民等労働者、職員を不利益な取扱いから保護します。

■ 成果指標

指標名	単位	実績					めざす方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
公益通報相談受付件数	件	0	0	0	0	0	→
公益通報受理件数	件	0	0	0	0	0	→

■ 事務事業

事業名	R8	R9	R10	R11	担当課
公益通報管理事務	—	○	○	○	総務課
公益通報管理事務	—	○	○	○	人事秘書課

6 賠償・補償保険管理事務

■ 内容

業務担当各課及び市民に安心感を与えることができるよう、市が所有、使用、管理する施設の管理瑕疵、業務遂行上の事故や、市が主催、共催する行事等で発生した事故に対し、一定の賠償・補償を行います。また、事業実施の前に怪我や事故についての注意喚起を行い、市民と市で意識の共有を図ります。

■ 成果指標

指標名	単位	実績					めざす方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
保険支払件数	件	2	2	5	1	1	→

■ 事務事業

事業名	R8	R9	R10	R11	担当課
賠償・補償保険管理事務	1,260 千円	○	○	○	総務課

7 行政庶務事務

■ 内容

庁内の各種料金集計及び請求作業の一括処理を行うことで、市の行政サービスを円滑に進めます。また、本市の発展、公共の福祉の増進に寄与した個人又は団体を表彰し、地域における活動等の功績を称えることで地域活動の機運を高めます。

■ 成果指標

指標名	単位	実績					めざす方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
支払い期限内に支払いを完了した割合	%	100	100	100	100	100	→

■ 事務事業

事業名	R8	R9	R10	R11	担当課
行政庶務事務	6,045 千円	○	○	○	総務課
顕彰事務	361 千円	○	○	○	総務課

8 選挙事務

■ 内容

市民が選挙に参加し、主権者として意見を市政に反映させることができるよう、選挙管理委員会の運営、公正な選挙の実施、市民への選挙啓発を行い、市民の政治参加意識の高揚及び投票率の向上を図ります。

■ 成果指標

指標名	単位	実績					めざす 方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
投票率	%		33.99	52.55	45.35	33.86	↑
若年層（10代・20代）の投票率	%		17.84	32.85	22.41	18.16	↑

■ 事務事業

事業名	R8	R9	R10	R11	担当課
選挙管理事務	2,748 千円	○	○		総務課
衆議院議員選挙事務	—				総務課
参議院議員選挙事務	—		○		総務課
県知事選挙事務	—		○		総務課
県議会議員選挙事務	5,790 千円	○			総務課
市長選挙事務	25,233 千円				総務課
市議会議員選挙事務	1,492 千円	○			総務課

9 統計調査事務

■ 内容

統計調査員の確保、ICT の活用による調査の実施、市民・事業者への PR 活動の強化など、円滑な統計調査の実施により、調査票回収率の向上を図り、統計調査で得られた情報を市の行政施策の立案に活用します。

■ 成果指標

指標名	単位	実績					めざす 方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
登録調査員数（年度末）	人	49	48	45	36	34	↑

■ 事務事業

事業名	R8	R9	R10	R11	担当課
統計調査管理事務	30 千円	○	○	○	総務課
国勢調査事務	24 千円				総務課
農林業センサス事務	—				総務課
漁業センサス事務	—		○		総務課
経済センサス事務	3,278 千円	○	○		総務課
住宅・土地統計調査事務	—	○	○		総務課
就業構造基本調査事務	—	○			総務課
全国家計構造調査事務	—				総務課
国民生活基礎調査事務	84 千円	○	○	○	福祉課
学校基本調査事務	27 千円	○	○		学校教育課

10 財政管理事務

■ 内容

健全財政の堅持のため、事業の優先度に応じた適正な予算措置などに取り組み、中長期的な視点に立った財政運営を行います。

■ 成果指標

指標名	単位	実績					めざす 方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
将来負担比率	%	マイナス	マイナス	マイナス	マイナス	マイナス	→

■ 事務事業

事業名	R8	R9	R10	R11	担当課
財政管理事務	15,939 千円	○	○	○	財政課

11 基金等管理事務

■ 内容

健全財政の堅持のため、中長期的な視点を持った長期債・基金の適正管理に取り組みます。

■ 成果指標

指標名	単位	実績					めざす 方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
基金年度末現在高	億円	55.3	69.8	83.0	89.6	87.8	→
実質公債費比率	%	5.0	4.5	4.4	5.1	5.5	→

■ 事務事業

事業名	R8	R9	R10	R11	担当課
長期債管理事務	1,878,370 千円	○	○	○	財政課
一時借入金管理事務	14,000 千円	○	○	○	財政課
財政調整基金管理事務	77,944 千円	○	○	○	財政課
減債基金管理事務	9,183 千円	○	○	○	財政課
公共施設等総合管理基金管理事務	190,438 千円	○	○	○	財政課
ふるさと応援寄附基金管理事務	1,005,920 千円	○	○	○	財政課
森林環境譲与税基金管理事務	169 千円	○	○	○	財政課

1 2 公共施設等管理事業

■ 内容

公有財産の適正な管理のため、公共施設等総合管理計画等に基づいた公共施設の管理、庁舎施設等の点検、必要に応じた修繕及び長寿命化等の改修工事、庁舎施設等での行政サービスに必要な備品等の管理、安定した事業運営とサービスの維持・向上のための指定管理者制度の運用、社会教育施設等の公共施設の予約管理など、庁舎施設等の財産の適切な管理及び効率的な運用を行います。

■ 成果指標

指標名	単位	実績					めざす 方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
公共施設の延べ床面積の減少率	%	0.51	0.62	0.58	0.08	0.08	↑

■ 事務事業

事業名	R8	R9	R10	R11	担当課
公共施設等総合管理計画推進事務	103 千円	○	○	○	管財課
庁舎管理事業	425,286 千円	○	○	○	管財課
庁舎管理事業	4,189 千円	○	○	○	総務課
保健福祉総合センター管理事業	74,401 千円	○	○	○	福祉課
指定管理者制度管理事務	-	○	○	○	人事秘書課
公共施設予約管理事業	3,057 千円	○	○	○	生涯学習推進課

1 3 財産管理事務

■ 内容

公有財産の適正な管理のため、市の財産を把握し、調達、改修、貸借、処分などを行い、適切な管理・効率的な利活用を図ります。

■ 成果指標

指標名	単位	実績					めざす 方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
固定資産台帳に登録されている 固定資産の件数	件	22,299	22,518	22,886	23,193	22,672	-

■ 事務事業

事業名	R8	R9	R10	R11	担当課
財産管理事務	207,221 千円	○	○	○	管財課
法定外公共物払下げ事務	-	○	○	○	建設課

1 4 地籍調査事業

■ 内容

さまざまな行政事務の基礎資料として活用するため、市内の土地について、地籍調査を実施し土地境界、面積を確定させ、正確な境界、面積の登記を行います。

■ 成果指標

指標名	単位	実績					めざす 方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
地籍調査の進捗率	%	40.5	41.1	41.6	42.1	43.9	↑

■ 事務事業

事業名	R8	R9	R10	R11	担当課
地籍調査事業	20,631 千円	○	○	○	建設課

1 5 土地開発公社事務

■ 内容

市の開発行為に寄与するため、土地の取得の機会を逸さず、土地の先行取得ができるよう、土地開発公社を適正に運営します。

■ 成果指標

指標名	単位	実績					めざす 方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
先行取得済み所有面積	m ²	20,649	18,925	7,208.96	5,954.0	5,954.0	-
先行取得済み所有資産額	千円	291,640	397,807	199,641	126,881	128,040	-

■ 事務事業

事業名	R8	R9	R10	R11	担当課
土地開発公社事務	-	○	○	○	管財課

1 6 契約等管理事務

■ 内容

市民から信頼される契約事務の実現のため、新たな契約システムの運用等により事務改善を図り、職員の事務負担の軽減と最大の費用対効果を実現し、適正な契約事務を行います。

■ 成果指標

指標名	単位	実績					めざす 方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
入札不調及び入札中止の割合	%	9.1	7.1	6.6	10.6	13.1	↓
電子入札システムの利用割合	%			0.0	0.0	1.0	↑

■ 事務事業

事業名	R8	R9	R10	R11	担当課
契約等管理事務	2,863 千円	○	○	○	管財課

1 7 デジタル化推進事業

■ 内容

ICT・AI等の活用、行政手続きのオンライン化、マイナンバーカードの活用などによる自治体業務の業務効率化を図り、限られた人的資源を政策立案能力や専門性を必要とする業務に振り向け、行政サービスのさらなる向上につなげるとともに、誰もがデジタル化の恩恵を広く享受できる環境づくりができるよう、分かりやすく使いやすいシステム・デジタル技術を学ぶ機会を提供します。

■ 成果指標

指標名	単位	実績					めざす 方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
業務効率化率	%			1.3	4.7	10.4	↑
デジタル技術を学ぶ機会における満足度	%		100	99	100	100	↑

■ 事務事業

事業名	R8	R9	R10	R11	担当課
デジタル化推進事業	10,251 千円	○	○	○	デジタル推進課
デジタル格差対策事業	973 千円	○	○	○	デジタル推進課
地理情報システム利活用事業	6,463 千円	○	○	○	デジタル推進課

18 電子情報管理事務

■ 内容

市が保有する多数の市民の個人情報や企業の経営情報等の重要情報を守り、業務を継続するため、市民・事業者・職員が直接・間接的に利用する、行政運営に欠かせない電子情報・情報システムを情報セキュリティ対策を講じて適切に管理し、安定的な運用を図ります。

■ 成果指標

指標名	単位	実績					めざす 方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
インシデント発生数	件	0	0	0	0	0	→

■ 事務事業

事業名	R8	R9	R10	R11	担当課
情報システム管理事務	252,613 千円	○	○	○	デジタル推進課

19 社会保障・税番号制度管理事務

■ 内容

行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平かつ公正な社会を実現するため、個人番号を用いて、社会保障・税・災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用される社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）について、制度面とシステム面の両方から個人情報を保護するための厳格な安全対策を講じ、維持管理及び理解・普及促進を行います。

■ 成果指標

指標名	単位	実績					めざす 方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
システム障害発生数	件	0	0	0	0	0	→

■ 事務事業

事業名	R8	R9	R10	R11	担当課
社会保障・税番号制度管理事務	3,124 千円	○	○	○	デジタル推進課
マイナンバーカード普及促進事業	2,533 千円	○	○	○	市民国保課

20 住民情報管理事務

■ 内容

市民のニーズに応じた、効率的・効果的な行政サービスの提供を行うため、市役所での手続きが必要な市民に対し、オンライン化やマイナンバーの活用などにより、利便性の向上を図るとともに業務の効率化を図ります。また、市民の状態が国の施策に正しく反映されるよう、人口動態調査報告を行います。

■ 成果指標

指標名	単位	実績					めざす 方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
窓口での証明交付数（4種）	部	47,233	44,042	41,043	30,855	24,792	↓

■ 事務事業

事業名	R8	R9	R10	R11	担当課
戸籍・住基等管理事務	32,602 千円	○	○	○	市民国保課
人口動態管理事務	7 千円	○	○	○	市民国保課

2 1 税賦課事務

■ 内容

健全財政の堅持のため、各種課税資料により、市民税（個人・法人）、固定資産税、軽自動車税など適正な課税を行うとともに、固定資産評価審査では中立的な立場での審査により納税義務者の権利を保護します。

■ 成果指標

指標名	単位	実績					めざす 方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
賦課件数（民税、固定、軽自）	件	71,069	72,151	71,849	72,528	73,295	－
賦課額（民税、固定、軽自）	百万円	6,816	6,741	6,914	7,098	7,237	－

■ 事務事業

事業名	R8	R9	R10	R11	担当課
住民税賦課事務	57,338 千円	○	○	○	市税課
軽自動車税賦課事務	4,865 千円	○	○	○	市税課
固定資産税賦課事務	47,215 千円	○	○	○	市税課
固定資産評価審査事務	112 千円	○	○	○	総務課

2 2 収納管理事務

■ 内容

安定した財政基盤の維持のため、市民や事業者等納税者に対して納付手段の拡充、またデジタル技術を活用した財産調査及び効率的な滞納処分、一人ひとりの生活状況に応じた納税相談やファイナンシャルプランナー相談の実施など、納税の義務がある人の納期限内納付を推進するとともに、滞納に対する効率的な滞納処分を実施します。

■ 成果指標

指標名	単位	実績					めざす 方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
現年収納率	%	99	99	99	99	99	→

■ 事務事業

事業名	R8	R9	R10	R11	担当課
収納管理事務	31,549 千円	○	○	○	収納管理課

2 3 職員管理事務

■ 内容

職員の健康診断等の職員の健康と安全の確保、給与・社会保険等業務、勤怠管理、健康維持・融和親睦など相互共済・福利増進を目的とした職員互助会の運営、附属機関の適正な運営管理などにより、安定的・効率的な組織運営のための職員管理を行います。

■ 成果指標

指標名	単位	実績					めざす方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
時間外勤務時間数	時間	31,920	36,527	37,540	36,442	30,305	↓
高ストレス者の該当者数	人	50	43	40	47	49	↓

■ 事務事業

事業名	R8	R9	R10	R11	担当課
職員管理事務	10,414	○	○	○	人事秘書課
給与事務等管理事務	5,813	○	○	○	人事秘書課
職員福利厚生管理事務	-	○	○	○	人事秘書課
附属機関等管理事務	-	○	○	○	人事秘書課

2 4 人材育成事務

■ 内容

組織に求められる職員の採用、「期待される職員」を育成する人事評価制度の運用、職員の業務に必要な知識の確保やスキルを向上させる研修機会の確保など、期待される職員像を実現させるための機会や仕組みを確保します。

■ 成果指標

指標名	単位	実績					めざす方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
評価結果が向上した職員の割合	%	9	23	16	13	14	↑
職場単位評価向上の割合	%	63	64	70	73	73	↑

■ 事務事業

事業名	R8	R9	R10	R11	担当課
職員採用事務	1,381 千円	○	○	○	人事秘書課
人事評価事務	1,146 千円	○	○	○	人事秘書課
職員研修事務	8,622 千円	○	○	○	人事秘書課

2 5 秘書事務

■ 内容

市長・副市長・教育長の三役が、効率的で効果的に日々の業務の遂行ができるよう、スケジュール管理・公開、来客対応など、迅速な対応を行い、誤りがないようにします。

■ 成果指標

指標名	単位	実績					めざす方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
市長・副市長・教育長スケジュール調整日数	日	808	848	853	838	822	-

■ 事務事業

事業名	R8	R9	R10	R11	担当課
市長・副市長秘書事務	8,791 千円	○	○	○	人事秘書課
教育長秘書事務	195 千円	○	○	○	教育総務課

26 移住定住促進事業

■内容

移住に関する情報の積極的な発信や相談対応、移住体験の実施、補助金の交付などにより移住を促進します。併せて、関係人口の創出や二地域居住を促進する機会を創出し、地域の担い手確保や定住に向けた地域とのマッチング等の支援を強化します。

■成果指標

指標名	単位	実績					めざす 方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
転入者数	人	2,887	2,708	2,783	2,987	2,944	↑
転出者数	人	2,728	2,852	2,804	2,629	2,691	↓

■事務事業

事業名	R8	R9	R10	R11	担当課
移住定住促進事業	38,269 千円	○	○	○	経営戦略課

27 教育委員会運営事務

■内容

必要とされる教育ニーズに対応し、市内児童生徒及び市民全体に適切な学校教育及び社会教育を充実させるため、教育委員会における協議を適切に行い、総合計画や教育大綱のもと、時代に即した教育施策及び事業を年度ごとに定め、点検と評価の実施により、教育施策及び事業の成果の向上を図ります。

■成果指標

指標名	単位	実績					めざす 方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
古賀市教育委員会の点検と評価にあげた施策の評価平均	点	3.3	3.2	3.3	3.3	3.3	↑

■事務事業

事業名	R8	R9	R10	R11	担当課
教育委員会運営事務	6,217 千円	○	○	○	教育総務課

28 子育て支援施策推進事務

■内容

みんなで見守る安全・安心な環境のなかで誰もが子育てを楽しみ、すべての子どもがいきいき育つことができるよう、子ども・子育て会議の設置、こども計画の進捗管理など、子育て分野の施策を効果的・計画的かつ総合的に推進します。

■成果指標

指標名	単位	実績					めざす 方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
該当施策の基本事業における成果指標の達成割合	%			71.4	57.1	66.7	↑

■事務事業

事業名	R8	R9	R10	R11	担当課
子育て支援施策推進事務	544 千円	○	○	○	子ども家庭センター

29 スポーツ施策推進事務

■ 内容

誰もが気軽に運動やスポーツを実施できる環境が構築され、市民がスポーツに触れ、継続し、自身の健康づくりや仲間づくり、地域との交流、生きがいをにつなげるよう、スポーツ推進審議会の設置、スポーツ推進計画の見直しや進捗管理、スポーツ協会との連携事業など、スポーツ分野の施策を効果的・計画的かつ総合的に推進します。

■ 成果指標

指標名	単位	実績					めざす方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
該当施策の基本事業における成果指標の達成割合	%			66.7	57.1	85.7	↑

■ 事務事業

事業名	R8	R9	R10	R11	担当課
スポーツ施策推進事務	17,789 千円	○	○	○	生涯学習推進課

30 文化芸術・歴史施策推進事務

■ 内容

子どもが文化芸術への関心を高め、自ら実践し、将来、文化活動を担う人材へと成長し、その想いを次の世代へと繋いでいくことをめざします。また、地域住民が文化財を誇り、後世へ継承していく機運を高め、持続的に人材育成を図るため、文化芸術振興計画の進捗管理や、歴史文化基本構想、文化財保存活用地域計画の策定、市史編纂のための歴史的事象等の記録化・収集・保存など、文化芸術・歴史分野の施策を効果的かつ計画的に総合的に推進します。

■ 成果指標

指標名	単位	実績					めざす方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
該当施策の基本事業における成果指標の達成割合	%			62.5	80.0	87.5	↑

■ 事務事業

事業名	R8	R9	R10	R11	担当課
文化芸術・歴史施策推進事務	2,255 千円	○	○	○	文化課

31 社会教育・生涯学習施策推進事務

■ 内容

相互に学び合った市民がその成果を地域課題の解決につなげることで、孤立を防ぎ、お互いに支え合う自立した地域へ成長できるよう、また、家庭課題の解決や仲間づくりに関する学びの機会が提供され、学びの成果を地域課題の解決につなげる社会教育活動が活発に行われるよう、社会教育委員の会議の効率的かつ効果的な運用、社会教育関連団体の相互連携や情報共有ができる機会の創出など、社会教育・生涯学習分野の施策を効果的・計画的かつ総合的に推進します。

■ 成果指標

指標名	単位	実績					めざす方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
該当施策の基本事業における成果指標の達成割合	%			80.0	100.0	100.0	↑

■ 事務事業

事業名	R8	R9	R10	R11	担当課
社会教育・生涯学習施策推進事務	4,490 千円	○	○	○	生涯学習推進課

3 2 人権施策推進事務

■ 内容

すべての市民が個性を認め合い、尊重し合いながら、誰もが社会の構成員として主体性を持って活躍できるよう、人権施策審議会や男女共同参画審議会の効率的かつ効果的な運用、人権施策基本指針や男女共同参画計画の見直しや進捗管理など、人権分野の施策を効果的・計画的かつ総合的に推進します。

■ 成果指標

指標名	単位	実績					めざす 方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
該当施策の基本事業における成果指標の達成割合	%			80.0	100.0	100.0	↑

■ 事務事業

事業名	R8	R9	R10	R11	担当課
人権施策推進事務	1,192 千円	○	○	○	人権センター

3 3 高齢者施策推進事務

■ 内容

心のふれあいや地域の支え合いにより、高齢者が住み慣れた地域で人生の最期まで自分らしい生活を送ることができるよう、介護保険運営協議会を設置し、介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画の見直しや進捗管理など、高齢者保健福祉分野の施策を効果的かつ総合的に推進します。

■ 成果指標

指標名	単位	実績					めざす 方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
該当施策の基本事業における成果指標の達成割合	%			22.2	40.0	50.0	↑

■ 事務事業

事業名	R8	R9	R10	R11	担当課
高齢者施策推進事務	598 千円	○	○	○	健康介護課
高齢者施策推進事務	117 千円	○	○	○	福祉課

3 4 障がい者施策推進事務

■ 内容

障がいのある人やその家族が住み慣れた地域で安心して生きがいを持って暮らし、地域の一員として自分らしい生き方を選択できるよう、障がい者施策推進協議会や福津市・古賀市・新宮町障がい者地域支援ネットワーク協議会の効果的な運用、障がい者基本計画及び障がい福祉計画・障がい児福祉計画の見直しや進捗管理など、障がい者福祉分野の施策を効果的・計画的かつ総合的に推進します。

■ 成果指標

指標名	単位	実績					めざす 方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
該当施策の基本事業における成果指標の達成割合	%			0.0	0.0	0.0	↑

■ 事務事業

事業名	R8	R9	R10	R11	担当課
障がい者施策推進事務	2,896 千円	○	○	○	福祉課

3 5 地域保健・福祉施策推進事務

■ 内容

すべての世代の市民が自分の健康に関心を持ち、ライフステージに応じた健康づくりに主体的に取り組むことで、生涯にわたって健康な生活を続けていけるよう、また、地域住民が支え手・受け手という関係を超えて支え合い、困りごとを抱え込まずに支援を受けることで、誰もが住み慣れた地域で安心して心豊かに暮らし続けることができるよう、健康増進計画・食育推進計画、地域福祉計画などの地域保健・福祉に関する計画等の見直しや進捗管理、民生委員・児童委員との連携、健康福祉まつりなど、地域保健・福祉分野の施策を効果的・計画的かつ総合的に推進します。

■ 成果指標

指標名	単位	実績					めざす方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
該当施策の基本事業における成果指標の達成割合	%			66.7	60.0	83.3	↑

■ 事務事業

事業名	R8	R9	R10	R11	担当課
地域保健・福祉施策推進事務	39,143 千円	○	○	○	福祉課
地域保健・福祉施策推進事務	951 千円	○	○	○	健康介護課

3 6 商工業・観光施策推進事務

■ 内容

商工業と観光が活性化し、交流とにぎわいによる地域経済の持続的な発展と地域の活力向上のため、先進的な事例の情報収集、市の特性にあった事業の研究、関係機関との調整・連携を図り、商工業・観光分野の施策を効果的・計画的かつ総合的に推進します。

■ 成果指標

指標名	単位	実績					めざす方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
該当施策の基本事業における成果指標の達成割合	%			25.0	16.7	100	↑

■ 事務事業

事業名	R8	R9	R10	R11	担当課
商工業・観光施策推進事務	244 千円	○	○	○	商工政策課

3 7 農業施策推進事務

■ 内容

安定的・持続的に農業が経営されるとともに、農業生産基盤や水源涵養・防災など多面的機能が維持された優良な農地が保全されるよう、地域計画の推進や進捗管理など、農業分野の施策を効果的・計画的かつ総合的に推進します。

■ 成果指標

指標名	単位	実績					めざす方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
該当施策の基本事業における成果指標の達成割合	%			87.5	83.3	75.0	↑

■ 事務事業

事業名	R8	R9	R10	R11	担当課
農業施策推進事務	4,446 千円	○	○	○	農林振興課

3 8 土地利用施策推進事務

■ 内容

調和した土地利用のもと、市民が利便性の高い生活環境のなかで快適に暮らしていけるよう、都市計画基礎調査、都市計画審議会の運営、必要に応じた都市計画マスタープラン等の土地利用関連計画の策定・改訂など、土地利用分野の施策を効果的・計画的かつ総合的に推進します。

■ 成果指標

指標名	単位	実績					めざす 方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
該当施策の基本事業における成果指標の達成割合	%			85.7	100.0	66.7	↑

■ 事務事業

事業名	R8	R9	R10	R11	担当課
土地利用施策推進事務	1,003 千円	○	○	○	都市整備課

3 9 公共交通施策推進事務

■ 内容

自らの運転に頼らなくても、市民が公共交通を利用することにより市内各所から市内外に円滑に移動できるよう、地域公共交通協議会を設置し、公共交通に関するマスタープランである地域公共交通計画の推進や進捗管理、評価を行うとともに、市内公共交通網の再編など、公共交通分野の施策を効果的・計画的かつ総合的に推進します。

■ 成果指標

指標名	単位	実績					めざす 方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
該当施策の基本事業における成果指標の達成割合	%			100.0	100.0	80.0	↑

■ 事務事業

事業名	R8	R9	R10	R11	担当課
公共交通施策推進事務	3,315 千円	○	○	○	経営戦略課

4 0 防災・危機管理施策推進事務

■ 内容

市民一人ひとりが自らの命は自らが守るという意識を持ち、地域住民と助け合いながら主体的に災害・危機事案に備え、被害を軽減できるよう、災害・危機事案に対応する計画の策定・更新や進捗管理、災害・危機事案の発生に対する対策本部の設置等の庁内体制の確立、国防や被災地支援等の任務にあたる自衛官の募集体制の充実など、防災・危機管理分野の施策を効果的・計画的かつ総合的に推進します。

■ 成果指標

指標名	単位	実績					めざす 方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
該当施策の基本事業における成果指標の達成割合	%			87.5	75.0	75.0	↑

■ 事務事業

事業名	R8	R9	R10	R11	担当課
防災・危機管理施策推進事務	713 千円	○	○	○	総務課

4 1 環境施策推進事務

■ 内容

未来の地球のために、日々の暮らしのなかでできることを考え、行動し、持続可能で豊かな環境を次の世代に引き継げるよう、環境審議会の設置、環境基本計画やごみ処理基本計画、地球温暖化対策実行計画、生物多様性古賀戦略などの環境に関する計画の進捗管理や評価、古賀市環境市民会議「ぐりんぐりん古賀」との連携事業など、環境分野の施策を効果的・計画的かつ総合的に推進します。

■ 成果指標

指標名	単位	実績					めざす方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
該当施策の基本事業における成果指標の達成割合	%				55.6	62.5	↑

■ 事務事業

事業名	R8	R9	R10	R11	担当課
環境施策推進事務	2,725 千円	○	○	○	環境課

4 2 総合政策推進事務

■ 内容

基本構想に定めた政策・施策を総合的に展開するための庁内調整、進捗管理、業務改善につなげるための行政評価による施策・事業の評価、効率的・効果的な事業実施・行政運営のための関係市町との連携、行財政改革など、基本構想の実現を図るための施策を効果的・計画的かつ総合的に推進します。

■ 成果指標

指標名	単位	実績					めざす方向性
		R2	R3	R4	R5	R6	
アクションプランに定めた基本目標に係る施策の目標の達成割合	%						↑
まち・ひと・しごと創生総合戦略に定めた KGI の達成割合	%	25	25	25	50	50	↑

■ 事務事業

事業名	R8	R9	R10	R11	担当課
総合政策推進事務	20,921 千円	○	○	○	経営戦略課
広域行政推進事務	151 千円	○	○	○	経営戦略課
行財政改革事務	3,431 千円	○	○	○	経営戦略課

III 參考資料

1 まちの状態・課題指標一覧

政策体系	指標	出典等	
政策 1-1	親と子どもから成る核家族世帯数	国勢調査	
	子育てに関する悩みの相談先が「近所の人、地域の知人」と回答した保護者の割合（就学前児童・小学生の保護者）	古賀市子ども・子育て支援に関するアンケート	
	施策 1-1-1	18歳未満の子どもの数	住民基本台帳、3月末時点
		子ども家庭相談延べ件数（福祉行政報告例）	福祉行政報告例
	施策 1-1-2	子育ての経済的負担軽減の対象となる世帯数	子育て家庭センター、児童手当受給世帯数、2月末時点
	施策 1-1-3	就学前児童数	住民基本台帳、3月末時点
0～5歳の子どものいる共働き世帯数		国勢調査	
政策 1-2	古賀市標準学力調査結果の全国平均比	古賀市標準学力調査	
	地域をよくするために何をすべきか考える児童生徒の割合	全国学力・学習状況調査	
	特別な教育的支援を必要としている児童生徒数	学校教育課、5月1日時点	
	施策 1-2-1	難しいことでも、失敗を恐れず挑戦している児童生徒の割合	全国学力・学習状況調査
		日本語指導を必要としている児童生徒数	学校教育課、3月末時点
	施策 1-2-2	学校施設の不具合が原因で怪我をした学校利用者数	教育総務課
小中学校施設の建設・大規模改造・長寿命化改良からの平均経過年数		教育総務課	
政策 1-3	児童センター・社会教育施設・市内公共スポーツ施設の利用者数	生涯学習推進課	
	「生涯にわたり学習・活動ができる環境が整っている」と考える市民の割合	古賀市まちづくりに関する市民アンケート	
	施策 1-3-1	青少年の補導件数	福岡県警 少年のみちびき
		15歳以上の相談件数（延べ数）	青少年育成課
		非行相談件数	児童相談所業務概要
	施策 1-3-2	市内公共スポーツ施設の利用者数	生涯学習推進課
	施策 1-3-3	対象事業への市民の参加者数	文化課
		文化力向上事業の参加者数	文化課
	施策 1-3-4	国史跡船原古墳の認知度（知らない人の割合）	文化課
		文化財関連イベントへの若年層（30歳代以下）の参加割合	文化課
	施策 1-3-5	市民一人当たりの蔵書数	文化課
		図書館利用登録者数	文化課
施策 1-3-6	リーパスプラザこが利用者総数	生涯学習推進課	

政策 1-4		差別事象の発生件数	人権センター
		外国籍市民の人数	住民基本台帳、3月末時点
	施策 1-4-1	人権や人権問題について「関心がある」「少し関心がある」人の割合	人権に関する市民意識調査
	施策 1-4-2	性的指向・性自認に関する相談件数	人権センター
		福岡県内でパートナーシップ宣誓制度を設けている市町村の数	人権センター
	施策 1-4-3	「男は仕事、女は家庭」という考え方（固定的性別役割分担意識）に賛成しない人の割合	男女共同参画社会に関する意識調査
DV等に関する住基閲覧制限件数		市民国保課	
施策 1-4-4	日本人市民の外国籍市民等との日常生活での関わり度合	まちづくり推進課	
	外国籍市民のうち就労が認められる在留資格者数	まちづくり推進課	
政策 2-1		市民の健康寿命（男性）	健康介護課
		市民の健康寿命（女性）	健康介護課
		健康チャレンジ 10 か条の実践度	健康介護課
	施策 2-1-1	要介護（支援）認定率	健康介護課、3月末時点
		高血圧Ⅱ度以上の割合	福岡県国民健康保険団体連合会
	施策 2-1-2	一人当たり医療費（国保）の全国平均に対する指数	市民国保課
市内小中学校のインフルエンザ様疾患による学級閉鎖数（延学級数）		健康介護課	
政策 2-2		要介護（支援）認定率	健康介護課、3月末時点
		後期高齢者人口	住民基本台帳、3月末時点
	施策 2-2-1	介護予防サポーター総数（実人数）	健康介護課
		介護保険第1号被保険者数	健康介護課、3月末時点
	施策 2-2-2	高齢者に関する相談件数	福祉課
		介護を主な理由にして過去1年の間に仕事を辞めた主な介護者の割合	在宅介護実態調査
政策 2-3		身体障がい者手帳所持者数	福祉課、3月末時点
		療育手帳所持者数	福祉課、3月末時点
		精神障がい者保健福祉手帳所持者数	福祉課、3月末時点
	施策 2-3-1	障がい者手帳所持者数（18歳未満）	福祉課、3月末時点
		障がい者手帳所持者数（18歳～64歳）	福祉課、3月末時点
		障がい者手帳所持者数（65歳以上）	福祉課、3月末時点
施策 2-3-2	障がい者の法定雇用率（民間企業）	障がい者の雇用の促進等に関する法律施行令	
	古賀市内事業所の障がい者雇用率（法定雇用対象事業所のみ）	福祉課	
政策 2-4		高齢者のみの世帯数	住民基本台帳、3月末時点
		非課税世帯数（推計）	福祉課
	施策 2-4-1	民生委員・児童委員の平均年齢	福祉課、12月末時点
		市内自殺者数	警察庁、暦年
	施策 2-4-2	生活保護受給世帯数	福祉課、3月末時点
		生活保護受給人数	福祉課、3月末時点

	市営住宅入居希望世帯数	管財課
政策 3-1	市内総生産	福岡県市町村民経済計算
施策 3-1-1	製造品出荷額等	工業統計調査
	小売業年間販売額	経済センサス
	商業地域の地価公示価格	国土交通省
施策 3-1-2	法人市民税額	市税課
	固定資産税額	市税課
施策 3-1-3	主要観光施設利用状況調査利用者数	商工政策課
	主要観光施設利用状況調査消費額	商工政策課
政策 3-2	総農家数	農林業センサス
	経営耕地面積	農林業センサス
	耕地面積	農林水産省耕地面積調査
	森林面積	農林振興課
施策 3-2-1	遊休農地面積割合	農業委員会、11 月末時点
	担い手農家への農地集積率	農業委員会、3 月末時点
	農地法第 4 条（転用）の許可面積	農業委員会
	農地法第 5 条（転用目的の権利移動）の許可面積	農業委員会
施策 3-2-2	販売農家数	農林業センサス
	農業従事者の平均年齢	農林業センサス
施策 3-2-3	森林経営計画対象森林面積	農林振興課
政策 4-1	市街化区域内人口密度	都市整備課
	固定資産税額（土地）	市税課
	固定資産税額（家屋）	市税課
	固定資産税額（償却資産）	市税課
	JR 駅の乗車人員数（3 駅合計）	九州旅客鉄道株式会社
施策 4-1-1	JR 駅の乗車人員数（古賀駅）	九州旅客鉄道株式会社
	JR 駅の乗車人員数（千鳥駅）	九州旅客鉄道株式会社
	JR 駅の乗車人員数（ししぶ駅）	九州旅客鉄道株式会社
施策 4-1-2	市民一人当たりの都市公園面積	都市整備課
施策 4-1-3	「生活に密着した主要な道路、広域交通道路が整備されている」と考える市民の割合	古賀市まちづくりに関する市民アンケート
施策 4-1-4	給水人口	上下水道課、3 月末時点
	配水管漏水修繕件数	上下水道課
施策 4-1-5	汚水処理人口普及率	上下水道課、3 月末時点
政策 4-2	市内バス路線の収支率	経営戦略課
	市民一人当たりの市内路線（古賀市内線・コガバス・のるーと古賀）の年間平均利用回数	経営戦略課
施策 4-2-1	西鉄バス古賀市内線の収支率	経営戦略課
	コガバスの収支率	経営戦略課
	のるーと古賀の収支率	経営戦略課
施策 4-2-2	市民一人当たりの西鉄バス古賀市内線の年間利用回数	経営戦略課
	市民一人当たりのコガバスの年間利用回数	経営戦略課
	市民一人当たりののるーと古賀の年間利用回数	経営戦略課

政策 4-3	1 万人当たり犯罪認知件数	総務課
	1 万人当たり交通事故発生件数	総務課
	避難行動要支援者数	福祉課、3 月末時点
	緊急避難場所の開設を必要とした実日数	総務課
施策 4-3-1	犯罪認知件数	福岡県警
	交通事故発生件数	福岡県警
施策 4-3-2	緊急避難場所の開設を必要とした豪雨や台風等の発生回数	総務課
	緊急避難場所の開設を必要とした地震の発生回数	総務課
政策 4-4	環境保全活動に参加している市民の割合	環境課
	市域全体から排出される温室効果ガス排出量	環境課
施策 4-4-1	河川の BOD の年間平均	環境課
	道路交通騒音の環境基準達成率	環境課
	生活環境苦情件数	環境課
施策 4-4-2	ごみ総排出量	環境課
	リサイクル率	環境課
施策 4-4-3	狂犬病予防接種の接種率	環境課
	畜犬の登録数	環境課、3 月末時点
	所有者不明猫の市の引取り件数	環境課
施策 4-4-4	自然環境に配慮した判断や行動が主体的にできる市民の割合	環境課
施策 4-4-5	温室効果ガス総排出量の削減割合	環境課
	温室効果ガス総排出量の削減量	環境課
	家庭部門の二酸化炭素排出量	環境課
施策 4-4-6	古賀市環境人材バンク登録者数	環境課、3 月末時点
	ぐりんぐりん古賀会員数（個人・団体）	環境課、3 月末時点
政策 5-1	人口の社会増減	福岡県人口移動調査
	人口の自然増減	福岡県人口移動調査
	出生者数	福岡県人口移動調査
	高齢化率	住民基本台帳、3 月末時点
施策 5-1-1	自治会加入率	まちづくり推進課
	「地域活動に参加しておらず今後も参加しない」と思う市民の割合	古賀市まちづくりに関する市民アンケート
施策 5-1-2	新聞テレビ掲載回数	経営戦略課
施策 5-1-3	財政力指数	財政課
	経常収支比率	財政課
	20 代～40 代の社会増減	福岡県人口移動調査